

衆議院 第一百六十六回国会

午前九時開議

委員長 河本 三郎君

理事 戸井田とおる君

理事 松原 仁君

遠藤 武彦君

谷本 龍哉君

長島 忠美君

公良建太君

小川 享也君

黄光 克彦君

石井 辰一郎

國務大臣  
(國家公安委員會委員長)

内閣府大臣政務官

(内閣府大臣官房審議官)

(警察庁刑事局長)

策部長)

(警察庁情報通信局長)

(金融) 銀行公會

○寺田(後)委員 自由民主党の寺田でございます。

きょうは知事選の告示日でございますが、こうしてこの内閣委員会、多くの先生方、御精励になつておられます。大変にすばらしいことだとうふうに思います。ぜひとも、きょうのこの内閣委員会、実り多き審議となることを期待するものでございます。また、午後には連合審査も法務委員会と行われるわけでございます。ぜひとも中身のある審議を展開したいというふうに思います。

なお冒頭、質問に入ります前に、本日、これから約一時間後の午前十時、いよいよきょうは東京裁判の日でございます。被爆から六十二年を迎え、多くの被爆者が、今現在、なおかつ原爆症の後遺症に苦しんでいる。しかし、厚生労働省の行政の不作為によって、わずか一%未満しか救済をされていない。これは行政の不作為どころか、意図的なサボタージュであるというふうに我々は認識をしております。

多くの与野党議員、同志を得まして、きょうはこの東京裁判、私も被爆二世として、また溝手大臣も広島出身でございます。また、きょうの東京裁判には、きょうお越しの内閣委員の東京選出の多くの議員の方々も御賛同をいただいております。ところでございまして、ぜひとも、この東京裁判、私も勝利を確信いたしておりますが、被爆者の救済を進めることができればというふうに思っております。先生方の御支援のほどよろしくお願い申し上げます。(拍手)ありがとうございます。

さて、付託になりました犯罪の収益の移転防止に関する法律案、先週の金曜日に趣旨説明も行われました。これは、マネロンを防止して、テロリストのばつこを防ぐ国際的な枠組み、アルシュ・サミット以来の枠組みの中で、我が国も国際社会の中で応分の負担を果たそうとするものであり、その意味で大変意義深いものであるというふうに考えておりますが、まず、この法律の御説明をいただきます前に、若干の二、三の前提となります。

事実、ファクトの部分についてお伺いをしなければなりません。

我が国におけますこれまでのマネロンの件数、そしてまたマネーロンダリングに起因をします犯罪収益額、実は既に我々の同僚議員からも前回、同様の質問がなされて、なかなか定量的なお答えをいただけていなかったところであり、また、この件数もこれは審議の前提として、把握をされている数値を御教示いただきたいと思っております。

○米田政府参考人 警察が検挙をいたしました平成十八年中のマネーロンダリング犯罪、すなわち犯罪収益の隠匿、收受等でございますが、これは百三十七件ございました。同じ平成十八年の我が国全体におきます組織的犯罪処罰法あるいは麻薬特例法に基づきます没収、追徴額、合計いたしまして六十億円でございます。

マネーロンダリングに起因する犯罪収益という形では把握しておりませんが、そもそも犯罪収益の全体像というのはなかなかつかみづらいものでございまして、御参考までに申し上げますと、平成十七年中の刑法上の財産犯の被害額の合計は約二千八百五億円、あるいは典型的な最近の被害であります振り込み詐欺あるいは振り込み恐喝の被害額が約二百五十億円、あるいはやみ金融事犯の被害額が約二百億円等となっております。

○寺田(後)委員 今、米田部長の方からお答えがございましたが、百三十七件、やはり大変な件数でございます。私が役所よりいただいたデータによりますと、実際に検挙につなげた件数も、例えば平成十八年中は五十件というふうなことであります。今言われた被害額二千八百億、これは恐らく、いろいろな金融事案、特に昨年は非常に大きなやみ金事件、あるいはまた融資詐欺事件も起きております。こうしたような、特に融資保証金名目で銀行口座に振り込み詐欺の入金させるというふうな、いわゆる詐欺事件も多発しているわけでございます。ぜひともそういったような犯罪を抑止するためにも今回のこの法案の中身

を見ていかなければならないわけでありまして、その中身に入ります前に、もう一点、これはデータの点でございますが、仮に、我が国において今言われたような百三十七件、そういうふうな状況であった場合、全世界ベースで見たマネロンの件数、そしてまた把握し得る範囲での犯罪収益額、これについては警察当局は一体どのように把握をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○米田政府参考人 全世界となりますと、なお犯罪の収益額を試算するのは困難でございますけれども、かつて平成二年、FATFの報告によりまして、薬物によりまして収益というものが年間およそ千二百二十億ドル、つまり約十五兆円でございます。そのうち年間およそ八百五十億ドル、約十兆円が資金洗浄されている、当時はそのように試算をされておりました。

それから、マネーロンダリングの検挙件数でございますけれども、例えばアメリカにおきましては、マネーロンダリングにより有罪となつた人員というのは毎年千人以上上っていると承知をしております。

○寺田(後)委員 今、やや古いというが、平成二年と言われましたが、麻薬において十五兆円の収益、資金洗浄部分がその三分の二に当たる十兆円というふうなお話もございました。大変な額であります。

今回、六者協議におきます合意を受けまして、アメリカの米朝直接協議の結果も受けてでございますが、北朝鮮に対する金融制裁が解除されんとしているわけですが、マカオの銀行、パンコ・デルタ・アジアにおいてやはり不正と見られる残高があるというふうなことで、今回の差し押さえがなされたわけでございます。

こういう北朝鮮に起因をします、あるいはまた何らかの形で北朝鮮の関与しているところのマネロン件数については、一体どれだけと把握をされているでしょうか。

あるいは関係する事案についても、そのような事案があれば厳正に対処することといたしておりますけれども、現在までのところ、北朝鮮が関与するマネーロンダリングとして検挙に至つたものはないと承知をしております。

○寺田(後)委員 北朝鮮絡みのものは、現在、警察当局としては残念ながら把握をされていないというところでございますが、実はこれまで、アルシュ・サミットの合意を受けて、金融庁においてFIIUがマネロンの監視を行ってきたわけですが、金融庁において、これまでいわゆる疑わしき取引の集約と分析、そしてまた捜査機関への提供を行ってきたわけですが、警察当局からこうした活動、FIIUとしての活動を一体どういうふうな評価をされているか。すなわち、金融機関に対する報告徴求の形で、これまで金融庁のFIIUにおいて把握してきたそうした疑わしき取引、マネロンも含むそうした取引については、警察当局は一体どのような御報告を受けて、それに対してどのような評価をされているか、お伺いをしたいと思います。

○米田政府参考人 金融庁におかれましては、平成十二年にFIIUが発足をいたしました。以来、現在の組織的犯罪処罰法の規定によりまして、疑わしい取引の届け出を受け、そして分析し、警察を初め捜査機関に提供するという業務を行つておりました。この間、情報の届け出件数は年々増加をいたしました。また、警察といたしましては、これを活用して事件の検挙につなげてきたところでございます。金融庁の果たしてきた役割は、私どもとしても大きく評価をしております。

今回、事業者の拡大に伴いまして金融庁から私どもが移管を受けることになるわけでございますけれども、組織犯罪対策あるいはテロ対策を担当する警察としてのいわばその利点を生かしまして、金融庁がやってこられたこと以上に、この業務につきましても的確に遂行するように努めてまいりたいと考えております。

○寺田(総)委員 今回、このF I Uの組織が金融庁から警察当局に移るわけですが、これまで金融庁は、これは金融庁ですから、当然金融機関に対する監督権限を有する金融監督当局として、金融機関から報告徴求を行ってきたというわけですが、これは極めて私は信頼に足るものなんだろうというふうに思います。

もちろん、その相手先は、金融庁ですから、直の監督当局である金融機関からしか情報徴求ができないという点がございしますが、しかし、おおよそ、この物の流れの反対給付としてお金が流れる。AからBへ物が流れると、反対給付としてBからAにお金の反対給付があるわけです。それは、ほとんど一〇〇％銀行口座、すなわち金融機関あるいは金融機関間のトランスファー、取引というふうな形で、把握をされるわけでありまして、今回の六者協議でも大きなトピックスになっております。バンク・デルタ・アジアの北朝鮮の不正口座についても、実はそうした金融当局間のやりとり、これはF A T Fの場合も含む金融当局者の会合によって把握をされたというふうなことに、かんがえますと、当然、警察当局としても、これからF I Uの組織が警察庁に移っても、金融当局のそうした貴重な情報を、ぜひとも、全面的な協力要請をすることによって必要な情報を徴求していく、すなわち、金融庁の力を全面的にかかりることによって、そうした国際的な金融のネットワークを警察当局としても生かしていただきたいというふうに思うわけであります。

このように、犯罪収益が北朝鮮及びテロ国家に渡ることによって、重大な国際犯罪行為、テロを含む犯罪行為が惹起されることになるわけですが、そうしたテロ行為防止のため、このような国際的な枠組みの中の監視、そしてまた収益の移転防止をしていく上で、我が国として応分の負担と責任を負わなければならないことは、私は当然のことだろうというふうに思っております。

この点については、私も所属しておりますが、テロ特の方でも同様の質疑をさせていただいたわ

けでございます。一昨年のグリーンイーグルスの事案についても、当時のテロ特でこの質疑をさせていただいたわけですが、そうした国際的な枠組みの中で我が国が活動を行っていく上で、我が国として一体どういふふうなそうした活動に対する貢献があり得るのか、溝手大臣にお伺いをいたします。

○溝手国務大臣 犯罪組織やテロ組織は、犯罪による収益を国境を越えて移転させまして、これを隠匿したり、犯罪に再投資することを企図するわけでございますが、これを阻止するためには、国際社会が足並みをそろえまして、不正な資金の移動を防止するための対策を講じていくことが必要かと考えております。

その意味におきまして、我が国が本法案により国際基準であるF A T F勧告を履行することで、諸外国と協調したマネーロンダリング及びテロ資金対策が可能になってくると考えており、我が国の金融機関等の事業者の国際社会における信用度も高めることになり、この分野における国際的な責務を果たしていくことになるのではないかと、このように考えております。

○寺田(総)委員 当然、我が国としても、テロ行為の抑止については、さまざまな機関あるいはレバールにおいてこれまで国際協調を行ってきたわけですが、ぜひ警察当局が、特にF I Uが金融庁の方から移管をされるわけでございますから、そういう国際的な場においても主導的な役割を果たしていただきたいと思っております。

と申しますのも、金融庁にこのF I Uがあったときも、我が国の金融庁がイニシアチブをとる形でいろいろな金融の取り組みを行っております。特に、九・一一テロを受けた後の外為法の改正、あるいはまた、国際的なそうしたマネーの流れに対する銀行間の監視のネットワークの強化については、専らアメリカの金融当局と我が国の金融当局、両者が主導権をとる形でもってそうしたネットワークの構築を行っております。そして、多くの情報

味からいっても、F I Uが今度移ります警察当局の責任は極めて重いものというふうに考えております。

いよいよこの法案の中身に入ってまいりたいと思っております。

今回、犯罪による収益移転防止に関する法案の提出がなされたということでございますが、これまで金融庁が果たしてきた役割、これまでも同様の活動を行ってきたわけですが、今回のこの法案によって、さらに我々はレベルアップを当然図る。レベルアップを図るために今回の法案を成立させたわけですが、今回の法律自体のねらい、そしてまた、今回の法律が仮に成立した場合は、このマネーロンダリング、資金洗浄行為、あるいはテロ行為そのものに対して、一体どれだけの抑止効果を持つのか。

ここは当然提出者である大臣にお伺いをしておかなければならないわけですが、そうした抑止効果については、溝手大臣にお伺いをいたします。

○溝手国務大臣 御指摘がありましたように、従来からのF I Uが果たしてきた機能、その存在価値というのは十分尊重しなくてはならないし、これを引き継いでいかななくてはならないし、その機能をこれからも発展させていかななくてはならないだろうと思っております。それに加えて、本法案を提出いたしました、国家公安委員会がその任に当たるといふ立場になりますと、それに加えて何か付加されるものといえますかメリットが出てくるというのは、当然期待されるところであろうと思っております。

そんな意味で考えてみますと、特定事業者という概念が入ってまいりまして、本人確認等の措置を講じることにより、暴力団、テロ組織等が関与する犯罪の組織や犯罪による収益の追跡に資することになりまして、いわゆる犯罪収益の剥奪、被害者への回復、あるいは犯罪組織の弱体化ということに対しては大きな効果があるものだと考えております。

また、さらに国際基準でありますF A T F勧告

を履行することによりまして、我が国の金融機関あるいはその他の業者の国際社会における信用度というのが高まってくるものだと考えております。テロや犯罪社会、組織犯罪の侵入を食い止めるためには、この分野における国際的な責務を果たすという観点から、また一つの効果が期待されるのではないかと、このように考えております。

特定事業者が犯罪などの収益移転に悪用されることをいかにして抑止していくか、いかに健全な経済活動の発展に資することができるといふのが今回の法律の大きなねらいであるとも言えると思っております。

○寺田(総)委員 今、大臣から、新たにF I Uが金融庁から警察当局に移ることによって、今回の法案でも明定をされておりますいわゆる新規対象事業者、すなわち、金融庁であったら当然監督対象である金融機関しか相手にできなかったものが、より範囲が広がることによって、犯罪の抑止あるいは情報の徴求においてプラスの効果がある。そしてまた国際的な枠組み、まさに今回の法案の成立というのは、そういう国際的な枠組みに我が国が加わっていくための一つの前提条件をなすわけですから、そういった点でもメリットがあるものというふうに考えられるわけです。

実は、今回、新規対象事業者が非常に膨らむというふうなことで、いろいろな事業者あるいは事業者団体、そしてまた、例えば私書箱に至るまで情報徴求ができることは私も大きなメリットであるというふうに考えておるわけです。

実は、今回のこの法案の提出過程において、警察庁は日弁連との調整を行ったというふうな理解をしておりますが、日弁連に対し、当初言われていたいわゆるゲートキーパー制、すなわち届け出の義務化、報告の義務化を行わないというふうになったわけでございます。義務化は行わない。そのことにより、情報をとるスコープがやや狭まってしまうのではないかと、すなわち、義務化を行わないことにより、犯罪把握において支障を生ずることがないのかどうかという点が実は懸念をさ

れるわけですが、この点についての大臣の御見解をお伺いいたします。

○溝手国務大臣 御承知のように、FATF勧告は、独立法律専門家等のほかに、指定非金融機関として不動産業者、宝石商、貴金属商、トラス・アンド・カンパニー・サービスプロバイダー等に疑わしい取引の届け出義務を課することを求めています。

本法案は、独立法律専門家等を除きその要請にこたえたものとなっております。御指摘の点もございしますが、この法案が成立、施行したというところで大きな観点で見ますと、我が国のマネーロンダリング及びテロ資金対策は大きく前進するものだと評価をしているところでございます。

また、士業者に対して本人確認及び取引記録等の作成、保存の措置を求めることで、これらのものがマネーロンダリング行為に利用されることを防止する上で相当の効果があるものと考えております。

○寺田(稔)委員 今、義務化を行わない点についての評価及び御認識についてのお答えをいただきたいわけですが、実は私、大変重視しておりますのが、最後に大臣が言われた本人確認義務、これは一応義務化であります。また取引記録作成義務も義務化である。

実は、いろいろなお金、マネーフローを行う取引の上でそういうふうなさまざまな事業者が関与する、こうした中で本人確認をきちっと行うことは非常に重要でございまして、例えば金券屋における本人確認によって不正な企業犯罪が明らかになる、あるいは詐欺事件が明らかになるというふうなことが現実には起きているわけですね。したがって、この本人確認義務化というのは私は非常に高く評価をいたしたいというふうに思うわけがあります。

したがって、今回の対象業種の拡大、そしてそれに伴います本人確認義務と取引記録の作成義務、この点については、犯罪の把握あるいはマネロンのお金の流れの把握において一つ前進を見る

ことができるというふうに認識をしておるわけですが、そういうふうになった場合、実は、先ほど申しましたような北朝鮮のようなケース、仮に本法案が実施、施行されたものと仮定をして、北朝鮮が関与するようないはし得るようなマネロン案件に対して、一体どれほどの効果を発揮するのかということが当然重要な、とりあえず、我が国にとりまして喫緊の脅威となっており、北朝鮮問題の対処という意味で非常に関心があるわけではございますが、そういう北朝鮮が関与するマネロン対策に本法案が一体どのように役立つのか、大臣にお伺いをいたしたいと思っております。

○溝手国務大臣 本法案の対象となる事業者が把握し届け出を行った取引に北朝鮮の関与が疑われるものがあつた場合という想定と思われますが、適切な対応に結びつけていくことにはなるうかと思ひますが、そういった本人確認、取引記録の保存ということがこの種の事案の収益の追跡に対して極めて効果を発揮してくるものと考えております。FIUが金融庁から国家公安委員会に移管されることに伴い、この種の情報の分析機能というものの一層の向上を図っていくことができるものだと考えております。

したがって、このことについて直接何か効果があるわけではありませんが、純粋技術的には、我々の国家公安委員会として今まで積み重ねたいろいろなデータとうまく組み合わせれば北朝鮮問題解決に寄与できれば非常にありがたい、このように思っております。

○寺田(稔)委員 さまざまな国家机关がいろいろなレベルで情報収集を行うべきことは当然でありまして、当然、警察当局、公安当局、また内調あるいは公安調査庁あるいは防衛省の情本、情報本部を初めとするさまざまな機関がいろいろな情報を収集して、その情報収集のところの統合、そしてまた適切にそれを生かすべきことは現在内閣官房でも検討が進められているわけでありま

す。

また今回、安倍総理によって提案をされております日本版NSCも、実は情報の流れを特に四大臣を中心として構築していくというふうな点で、情報の集約、分析、まさに今大臣が言われた点でございしますが、そしてさらに調査というふうな点で、一体となつてそれを行うことで初めて相乗効果も増すものというふうに思ふわけですが、一点、それとの関連で、追加でお伺いしたい点がございします。

と申しますのも、先ほど申し上げました対象事業者の問題に絡みまして、国家公安委員会によります報告徴収と立入検査の仕組みというのが今回の法律によって新たに設けられているわけであり、国家公安委員会による事業者に対する義務づけを課しているわけですが、恐らく義務違反が行われた場合に発動要件となるうかというふうに思ふわけですが、そういう国家公安委員会による報告徴収と、そして立入検査の仕組みを設けた趣旨について、これは事務方で結構でございします、お願いをいたします。

○米田政府参考人 この法律案では、各事業の所管官庁、ここにそれぞれ特定事業者の監督を行っていたと、こういう仕組みにしております。それは、非常に日ごろからなじみの深い業界と意思疎通を通しながら有効なガイドラインをつくっていただく、あるいは監督していただくということでありまして、マネーロンダリングというものはいろいろな業種の間をお金ぐるぐる回るわけでございますので、個々を、それぞれの事業者を見るところ管官庁だけではなかなか対応ができないということがございします。

したがって、国家公安委員会が、例えばこれは是正命令を発動した方がいだろうというふうな場合に、意見陳述をするという仕組みを設けてございします。その意見陳述をするためには事実関係を確定しなければなりませんけれども、非常に多業種にまたがるというマネーロンダリングの性質からいまして、これをそれぞれの所管行政庁の調査にだけ任せているということは、か

えつて手間と時間がかかつて特定事業者に負担を生ずるということにもなりかねないということ、これはあくまで各所管官庁の調査を補完するものであります。そういう報告徴収あるいは立入検査を含みます調査という規定を設けたものでございします。

○寺田(稔)委員 今、米田部長より、報告徴収、立入検査規定についての趣旨の御説明があつたわけでございます。

実は、この意見陳述規定の前提としてこの報告徴収あるいは立入検査の仕組みというのは当然必要となつてくるわけでございます。

具体のいろいろな情報入手ルートがあるわけでございますけれども、これは、今、実は金融庁が実施をしておりますFIUにおいても生じている問題として、外国のFIU、海外のFIUや海外の捜査機関から情報を得たような場合、これは当然国際間のネットワークに入つたときそういうふうなケースが多発するわけですが、このときにはいわゆる情報源の秘匿の問題が相手先との関係でかかってくるということでございします。そういうふうなときに、資料を直接入手することについてやはり制約が生じてくる。そういうふうなときに、私は、やはりこの報告徴収、立入検査の必要性が極めて高まつてくるんだらうと思っております。

したがって、極めて重要なことは、この規定を決して死文にすることなく、ぜひともこの規定を実際に非常に数多く活用していただくことによつてさまざまな事案の解明につなげていただければというふうに思ひます。

あと若干お聞きをしたこともあるわけですが、質疑時間が参りました。ここで終了させていただきます。

○河本委員長 次に、横光克彦君。

○横光委員 民主党の横光克彦でございます。質問をさせていただきます。まず、この法案とは直接関係はございませんが、しかし、関連としては大変大きな問題で関連

しているわけでございますので、現在の警察のあり方についてちょっとお尋ねをいたしたいと思っております。

まず、みずからの命を顧みず他人の命を救おうとして、宮本巡査部長、殉職後は二階級特進して警部になられたんですが、この方が殉職をされました。これは本当に、国民から見ても大変勇気ある行動であり、大きな感動を上げた、警察に対する信頼というものを一挙に高めたと思っております。そういった宮本さんのような思いでほとんどの警察官は日夜勤務に励んでおられると思うんですね。

しかし、その一方で、やはりこのところ警察の不祥事が多発いたしております。ことしになってからの分を紹介させていただきますけれども、ちよつと大臣には頭の痛い、耳の痛い事例を挙げますけれども、聞いてください。

宮本さんのようにすばらしい行動をとる警察官がいる一方で、ことしの一月に富山県警で誤認逮捕がはつきりしましたね。三年間も無実の罪で服役していた。しかも、その判決の前には、うんかはい以外には言うなというような非常に強制的な自白を迫られた結果、とうとう自白してしまつて、服役までした。後に真犯人が出た。三年間を奪われたわけですね。こういったことが富山で起きた。

また、二月には、鹿児島地裁で、鹿児島県議選で被告となつた十二人、この方たちが全員無罪を言い渡された。これもまた、警察では大変な自白を取り調べの段階で強制した。これもちよつと異常ですね。長時間に及んだきつい取り調べに耐え切れずに告白した人がほとんどだ。

その中で、ちよつと、こんなことがあるのかというの、こんな人間に育てた覚えはないなどとする父親が親族の署名を捏造した上、それを足で踏ませて自白を迫つたという踏み字事件ですね。それも、その文章は勝手につくつて、それを踏ませた、そこまでやつてしまつたんです。これは現在ですよ、全く。こういった鹿児島県警での

強制的な自白誘導があつた。

そして、この三月には、佐賀の北方事件で三女性殺害も一審、二審無罪だ。この裁判長の判決内容で、決定的な客観証拠は皆無であり、この程度の状況証拠で被告を有罪とするのは刑事裁判の鉄則に照らしてできない、ここまで非常に厳しいことを言つておる。

そして、きのうの報道では、山口県警で、何と取り調べ室で容疑者に暴行を与えて重傷を与えてしまつた。こんなことが現在でも平気で行われておるんですね。

片や、宮本さんのようにすばらしい方、こういったことがほとんど。しかし、一方で、こういった事例の不祥事が発生すれば、国民の警察に対する信頼というのがどうしても落ちていかざるを得ないんですね。やはり、このところ警察内への風当たりは強いわけでございます。批判は高まるばかりだと思つておる。

職業などに対する信頼意識という調査でも、残念ながら警察官は余り上位ではございません、医師や消防士等に比べたら。もっとも、もっと低いのは国会議員でございますが、これは、ほとんどの国会議員も一生懸命職務に専念してはいるんですが、やはり一部の国会議員の不祥事によって全体の国会議員の評価は物すごく下がつておる。

こういったことで、この問題を冒頭大臣に、今の警察の状況、ありようというものをどのように認識しているかということをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○溝手国務大臣 御指摘をいただきました。大変胸が痛むわけでございますが、警察の任務の遂行のことを考えますと、警察に対する国民の理解と協力というのは不可欠でございます。これら国民の信頼を基礎として得られるものである、そう考へておりますが、先ほど御指摘のさまざまな不祥事が、ことしに入つて表面化してきております。大変憂慮いたしております。

国家公安委員会並びに警察庁におきましては、警察刷新会議の提言を受けまして、既に、平成十

二年以来、警察改革の要綱を策定し、警察改革に取り組んできたところでございます。施策については、私のチェックした限りにおいては、すべてのところで実行に移され、各部門において皆努力をいたしているところでございますが、依然として被疑事件が発生しているというのも事実でございます。まして、改革は道半ばにあると判断せざるを得ないと思つております。

私の責任として、警察改革のさらなる推進のためにこれからも努力をしてまいりたい、このように考えております。

○横光委員 改革に取り組んでいると言われましたが、当然のことであり、道半ばなんて許される問題じゃないんですよ、正直言つて。これからだつて、道半ばということは、まだまだ半分そういった余地が残っているということは、こういうことがこれからも起き得るということを今言われたようなもので、大変あつちやならないことがこのところ連続して起きていますものだから、やはり信頼というのが一番大事なんですね。

我々は、警察官を信頼しているからこそ、けん銃の携帯まで許しているわけでしょう。そこが裏切られていくということは大変不安になってくる。その不安があるから、私は冒頭これを聞いたんです。この法案も、やはりこれからFIIUが金融庁から国家公安委員会になるわけです。警察庁になるわけですから、冒頭、直接の関連はないにしても、お聞きしたわけでございます。

本法律案の最大のポイントは、私は、ただいま申し上げたように、FIIUを金融庁から国家公安委員会、つまり警察に移管したことにあると思つておるんですね。そうしましたら、まず、移管した理由を端的にお答えください。

○米田政府参考人 この国家公安委員会、警察庁の方にFIIUを移管するという判断は、内閣官房が中心となりまして政府として行ったものでございます。

これまでFIIU機能は金融庁が担つてこられたわけですが、これは金融機関を所管すると

いうことで、金融監督行政ということを持つておられたわけでありまして。

ところが、今回の法案によりまして、金融機関以外の業種も多々入つてまいります。そういうことを契機といたしまして、暴力団その他の組織犯罪対策、それからテロ対策等に我が国の政府の中では中心的な役割を担つております国家公安委員会、警察庁にその機能を移管することが適当である、それによつて、こういった分野での高い分析を期待するというものでございまして、こういうような趣旨で移管がなされたものと承知をしております。

○横光委員 今御答弁がありましたように、凶悪犯罪を未然に防ぐ、取り締まる、そういった本法の目的、この辺に關して反対する人はいないと思ふんですね。それはいい。

しかし、凶悪犯罪とは全く無縁の善良な多くの国民の個人情報、そして、疑わしい取引の届け出に關する情報がこれから一挙に国家公安委員会に集約されることになるわけでございます。実質的には、事務を担つている警察庁に集約されることになる。実質的に捜査機関に情報が、しかも、犯罪と関係のない情報までが集約されることになる。この法案について、私は非常に危ういものを感じている一人なんです。ですから、国家公安委員会の運用に対して、私は、しっかりと一定の歯止めをかける必要があるんじゃないかという気がいたしております。

そこで、疑わしい取引の届け出の範囲、判断基準の開示がどうしても必要となつてくるわけですね。本人確認を行わなければならない業務、取引の内容、これは第四条ですが、それと、取引記録の作成義務から除かれる取引、第七条、これらについては政令で定めることとしております。

それでは、お尋ねをいたしますが、どのような業務や取引が本人確認や取引記録作成義務の対象となるかは、本法律案の核心部分なんです。すなわち、どこまでの取引金額が本人確認を必要としない取引であるのか、これを開示すべきである

と思いますが、現在の政令の策定状況をお示しいただきたいと思ひます。

○米田政府参考人 政令あるいは主務大臣の省令、こういったもので具体的なものが定まっていなくてございすけれども、現在までも、各所管省庁、それぞれの業の所管省庁と業界との間でいろいろな話し合いが行われておると承知をしておりますが、この法案成立後に、具体的にそういったところを策定していく。そして、当然、下位法令ですからパブリックコメントの対象にもなりますので、そのような手続を踏んでいくものと承知をしております。

いずれにいたしましても、事業者に一定の負担をかけるということは、これはそういうものでございすので、その際、本法の趣旨、目的が達せられるようにという要請以外に、各事業者間の負担が余りにいびつにならないように、公平になるように、それから、そうはいっても、各事業者の特色といひますか、それぞれの事情を踏まえてということで、各所管行政庁を中心とするといったものが策定されていくものであらうというふうに承知をしております。

○横光委員 これから策定するということですけれども、先ほど言いましたように、私は、どこまでの取引金額が本人確認を必要としない取引であるか等々は、この法案の核心部分であると言ひましたけれども、ここがこれからというのでは、やはりすべてを白紙委任してくれというようなもので、なかなか認められるものじゃないんじゃないか。やはり、できるだけこの委員会で議論して明確にすべきた。でなければ、今言われたように、新たな特定事業者の人たちには、政令いかにによっては大変な負担増あるいは事務量の増大等が加わってくるわけですよ。

ですから、確かに細かいことまでは無理でしょう。これからでしょう。しかし、ある程度の目安とか範囲とか、これは考えていると思うんですね。何のイメージもなく政令で決められるわけはないわけですので、もう一度お尋ねいたします。

どうかもうちょっと具体的に、どの程度まで今進んでいるのか、お聞かせください。

○米田政府参考人 金融機関につきましては、これは現行のものを引き継ぐ。もちろん、事情の変更に応じて、またそれは将来変えていくかもしれないが、例えば、少額の取引その他政令で定める取引として除かれるものは、二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替……横光委員「ちよつとよく聞かえないです」と呼ぶ。失礼しました。「二百万円以下の本邦通貨と外国通貨の両替又は旅行小切手の販売若しくは買取」といったような……

○河本委員長 米田さん、ゆつくりしゃべりなさい。

○米田政府参考人 失礼しました。このような政令を定めております。これは現行の金融機関でございす。

新しく加わる業者については、それぞれ所管省庁といひますか、いろいろな話し合いがされておりました、例えば宝石につきましては、二百万円、そして現金といったような、そういったところで切ろうかというようなお話し合いが既にかなり所管の経済産業省と業界との間で進んでいるというように聞いてはおります。

このように、それぞれの事業者とそれぞれの所管の行政庁との間でそのような話し合いも進んでいるものと承知をしております。

○横光委員 今言われた、金融庁で現行もう政令で定められておりますが、では、この法案が施行された後も現在の金融関係の政令はそのまま残るということですね。そして、その他の新たな業種、事業者に関しては業態別にやるということなんでしょうか。ちよつとお聞かせください。

○米田政府参考人 法形式として、政令をそれぞれ業態別に別々にするのか、それとも、一つにまとめた、例えばこの法案の施行令という形でやるのかということは、ちよつとこれは今の段階でははっきりしたことは申し上げられません。ただ、いずれにいたしましても、それぞれ所管

の業界があり、所管の行政庁がいるわけでございますから、それらが中心になって立案し、また私どもも加わって共同で政令を閣議にかけ、こういうことにならうかと思ひます。

○横光委員 恐らくそれは、政令は一本にしても、それぞれ業界、業態によつて態様、規模が違ふわけですから、やはり省令等がそれに加わってくるんじゃないかと思うんです。

今、一部言われました、宝石等、貴金属の売買を業として行う者に対しては二百万、現金ぐらいのラインにしようかという話もある、それぞれ協議しているということですが、非常に業界によつては大小あるわけですね。ですから、現在の金融機関で決められている取引、その届け出が十万というラインで一律にいくわけにはいかないと思ひます。

では、今、宝石の分野では御説明がございましたが、不動産あるいはファイナンス、クレジットカード、このあたりの分野での協議状況、どの程度までいかれているか、もうちよつと具体的に説明できませんか。

○米田政府参考人 これらの点について、それぞれ所管省庁が話し合つておられると思ひますけれども、ちよつと私どもでは、その詳細は把握してございせん。

○横光委員 やはり、先ほども言ひましたけれども、どこまでの取引金額が本人確認を必要としないのかとか、そういったことがわからなければ新たな特定事業者の不安は非常に大きいと思ひますし、負担増等も伴うわけですので、政令は一年以内ということになっているでしょうけれども、一年と言わず、早急にこういったものは開示して、理解を得て協力を得なければならぬ、このように思つております。

次に、先ほどもちよつと質問がございましたが、FATFの四十の勧告では、弁護士等の専門家にについても、疑わしい取引の届け出を行うよう義務づけるべきであるとしております。

しかし、警察庁は、当初、弁護士等に疑わしい

取引の届け出を義務づけることを考えていたと思ひますが、この点はこの法案では見送られておりますね。弁護士に対する疑わしい取引の届け出の義務づけを見送つた理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○米田政府参考人 弁護士その他の士業者につきましては、その依頼人との信頼関係に与える影響というものを考慮いたしまして、私ども、立案の段階で、守秘義務に係る部分は届け出からは除外をする、あるいは、弁護士につきましては、弁護士会、日本弁護士連合会が自治的な団体であるという点を考慮して、その実際の規範については会則で定める、あるいは、その監督は日弁連が行う、このような仕組みを考えておつたわけでありまして、そのようなお日本弁護士連合会からは依頼者との関係に与える影響についてやはり懸念があるということが示されましたので、引き続きこの点につきましては検討を行う必要があるということ、弁護士その他の士業者につきましては、本人確認と取引記録保存は行つていたにいて、届け出についてはこの法案からは除外することとしたものでございす。

○横光委員 そういった理由で届け出の方は除外したということですが、その除外した理由が、やはり依頼者との信頼関係に影響を与えるということとを言われましたけれども、これからもしはづつと変わらないうえ、弁護士サイドとしては。当然のごとく、依頼者からの信頼問題にこういったことをやられたら影響を与えるということとは変わらないわけ、だったら、弁護士等については業界団体の自主的な取り組みを尊重して、今後とも疑わしい取引の届け出は義務づけない、このように考えてよろしいんですか。

○米田政府参考人 この問題につきましては、弁護士会の意向、それから依頼者の意向、そして、関係省庁であります、担当省庁であります法務省、そして私ども、それから国際的な関係もございす。そういったことで、さまざまな要素を総合的に勘案しながら、一言で申せば、いい知恵を

どういふふうにして出していくかということでございます。そのような方向で今後検討をしてまいりたいと考えております。

○横光委員 では、これから協議して、いい知恵が果たして出るかどうか、これは知恵だけではどうしようもないと思いますよ。やはり相当大きな問題、だと思ふんですね。

また、アメリカでは、弁護士を含むすべての者に一万ドル以上の現金受領の届け出を義務づけておりますが、弁護士に対して疑わしい取引の届け出義務は課しておりませんよね。この分野ではアメリカもFATFの勧告を十分に満たしているわけではないわけでございます。

では、アメリカがどのようにFATFの勧告を十分遵守していないとして何らかの不利な取り扱いを受けているのかどうか、御説明いただきたいと思ひます。

○米田政府参考人 アメリカの制度につきましては、昨年の六月にFATFのいわゆる相互審査が行われました。そして、このアメリカの制度はFATFの勧告を満たしていないという評価、非常に厳しい評価を受けたと聞いております。

この後どうなるかということは、直ちに何か明確なことがわかるわけではございませんけれども、まず、この指摘を受けた部分については二年ごとのフォローアップというのが行われまして、改善を求められていくということでございます。

なお、それはケースによって違いますので、一般論として申し上げますと、FATF勧告の中では、この勧告の不履行、履行しなかった、しないということに関しては、これが重大な欠陥であるということであると、勧告を履行していない旨の議長の声明、あるいは非協力国の金融機関等に対する各国による対抗措置といったものが発動をされて、最後はメンバースHIPの停止、そして除名という、その流れの手続は定められております。

ただ、この問題が今後どのようなふうになるかということは、現段階では不明でございます。

○横光委員 今、アメリカがこれを遵守しないことに厳しい評価を受けた、そしてまた、これはこのままいけば、重大な欠陥として、非協力国という指定を受ける可能性もあるまいとお話したよね。

しかし、これからの方向はそういったことです。現在は現実には遵守していない。それは、それぞれの国の特性というものがやはりこの場合は柔軟に対応した一つではなからうかと思うわけですね。アメリカは、確かに経済では世界一です。マネロンの問題では一番対策が必要な国であるにもかかわらず、こういった状況になつていく。そして、いわゆるこれといった具体的な不利益は今のところ説明されていなかった。

となりまして、これは日本の場合ももっと柔軟に、アメリカでさえそういう状況であるなら、この日本の弁護士等に対する義務づけというの、絶対に必要なんだという理由にはならないと思ふんですが、いかがですか。

○米田政府参考人 実際に履行していないことについての不利益というものがどの段階でかつてくるかということでございますが、アメリカにつきましては、先ほど申し上げましたように、昨年の六月に相互審査を受けたばかりでございます。それから二年たつて、そのフォローアップ、そのときに改善されているか、されていらないか、こうなるわけでございます。これはまだまだ、かなり長いスパンの中で決まることでございますので、現在のところは、その後どのように展開したかということとは不明であるということでござい

ます。

○横光委員 これからのフォローアップの状況次第でまた日本の場合も対応するということだと思ひます。

次に、この組織的犯罪処罰法に基づく金融庁への疑わしい取引の届け出、これは先ほどお話がございましたように、年々増加しておりますね。平成十八年は十一万件を超えている。本法律案によつて新たな特定事業者が対象となるわけですか

ら、これまで以上の膨大な情報、疑わしい取引の届け出に関する情報が国家公安委員会に集約されることになる。

私が非常に心配しているのは、こうした情報が漏えいした場合、これはあり得ないことじゃないんですよ、漏えいした場合、特定事業者や顧客等に、疑わしい取引の情報としてインターネットなどにより全地球的規模でこれは広がって、重大な事態が生じるわけでございます。

ですから、国家公安委員会が収集した情報についてどのような保護策を講じていくか、御説明いただきたいと思ひます。

○米田政府参考人 確かに、御指摘のように、こういう情報を扱うというのは、大変そのセキュリティには気を配らなければならぬことでございます。今回FIUが国家公安委員会に移管されるということを受けて、私もいろいろいろなセキュリティのシステムを準備しております。具体的に申し上げますと、物理的なセキュリティ、それから人的なセキュリティ、そして技術的なセキュリティであろうかと思ひます。

物理的なセキュリティでございます。これは、厳重に管理されました別の場所にありますデータセンターにサーバーを設置いたしました。また、端末の置かれていた場所についても生体認証による確実な出入り管理を行う、さらにシステムと外部ネットワークは完全に物理的に遮断をする、こういったことをしたいと考えております。

それから、人的なセキュリティでは、運用管理者を、このFIUであります、課長級の者を置くことにしていますが、それを責任者として、役割、責任の明確化を図りたい。

それから、技術的なセキュリティといたしましては、使用者はあらかじめ限定をして登録をさせて、それ以外のアクセスは禁止をする。さらに、アクセス記録は保管をして、事後にそのアクセスの正当性を検証できるようにしたいと考えております。

もちろん、情報セキュリティ監査を実施いた

しまして、万全を期してまいりたいと考えております。

○横光委員 確かに、万全を期してもらいたいわけですが、とはいひまして、ウィニの情報漏れという事件もございましたし、住所、名前ぐらゐならまだしも、疑わしい取引の届け出となると、本人にとつてはこれは致命的な信用問題になるわけでございますので、しかも、これは本人が知らない間に事業者の判断で届け出されるわけで、非常にこのところはしっかりと対応して万全の対応をしていただきたい。

もう一つ聞きますが、この情報を、こんなことは絶対あつてはならないんですが、別な、他のことに利用するおそれはないんでしょうね。

○米田政府参考人 他のことというのは何か、ちよつと直ちに思ひ浮かびませんが、この情報は、FIUにおいて分析を加え、そしてそれを捜査機関あるいは犯罪調査を行う機関に提供する、その目的に使うものでございます。

○横光委員 犯罪による収益の移転防止、これは図らなければなりません、テロ資金供与も撲滅しなければなりません、マネーロンダリング対策も必要でございます。しかし、これらはあくまでも特定事業者の理解とか協力等が必要である上に、何よりも国民に負担、不安を与えないということが大前提でなければならぬと思つております。

こういったことを踏まえながら、大臣、これを踏まえた上で、FIUの業務をどのようにしっかりと対応していくつもりなのか、最後にお聞かせいただきたいと思ひます。

○溝手国務大臣 御指摘のように、FIUに集積されたデータがしっかりと管理されるかどうかというのは大きな関心事であらうと思ひます。私も、このデータの漏えい問題を含めて、警察の業務の信頼回復のためにも大いに意を払つてやつかなくはないと思ひます。

御参考までに申し上げますが、この前のウィニの問題につきましても、先般の国家公安委員会

情報はずべて暗号化をしようというようなことも含めて、二度と繰り返さないように万全を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

○横光委員 終わります。

○河本委員長 次に、市村浩一郎君。

○市村委員 市村でございます。一時間賜りまして、質問をさせていただきます。

今回のこの犯罪収益の移転等に関するという法律の目的については大変賛同するところでありますが、やはり今横光委員も議論させていただきましたように、いろいろと詰めておこななくちゃいけないことがたくさんあると思われまして、かなり細かい点にわたってもこれからいろいろと質問させていただきたいと存じます。

まずは、そもそも論でちょっとお聞きしたいことがございます。

今現在も金融庁がこうした役割をやっているということですが、今回、国家公安委員会ということになりました。ということは、現状では足りないということが前提になれば当然改正案は出てこないわけでありまして、現状ではまだということだと思いますが、現状はどうか今問題があるのか、そのことをまずお聞きしたいと思

います。

○米田政府参考人 金融庁は金融監督を主たる任務とする機関でございます。現在、この制度発

足以来、金融庁がFIUとして情報を分析し、捜査機関、犯罪調査機関に提供をされてきたわけでございます。大変その努力は多とするわけでございますけれども、ただ、金融機関以外の業種を今度の改正で対象とすることになりますと、必ずしも金融監督ということだけで割り切れるものではなくて、それが契機といたしまして、

○市村委員 諸外国では、いわゆる捜査機関以外、つまり今の日本の現状のような金融庁がやっているケースと、捜査機関がやっているケースというの、どのような状況になっているんでしょうか。

○米田政府参考人 捜査機関と言えるような機関に設置されておりますものは、現在、FATFのメンバーは三十一カ国・地域でございますけれども、そのうちの十七、これが捜査機関と言えるような機関に設置されてございます。あとは、金融監督を担うような機関、あるいは全く独立の機関といったようなものに設置をされていると承知をしております。

○市村委員 今、三十一のうち十七がいわゆる捜査機関と言えるような機関だ。ということは、引き算しますと、十四の国については金融庁、金融機関を統括する官庁もしくは独立機関だということな話だつたと思いますが、では、その十四の国におきましては、いわゆる金融関係以外の、例えば今回いろいろ議論になっていきます弁護士会等とか、士業については入っていないということなんでしょうか。それとも、そういうものも含めて金融関係の省庁という官庁がやっているということなんでしょうか。

○米田政府参考人 個々の国がどの事業者を対象としているかというその対象をすべて把握しているわけではございませんけれども、財政金融当局がFIUを行って、そして非金融機関も含めて全体を見ているという国ももちろんあるかと思

います。

我が国でも、別にそれが理論上絶対できないというわけではなくて、多々ある事業者の所管省庁のうちの一番メインのものが金融であれば、そこを取りまとめにすること、それは不可能なことではないんですが、ただ、テロ対策、組織犯罪対策の持つている知見を生かして高度な分析をするというもう一つの政策目的、それも踏まえまして、国家公安委員会の方に移管されたものと承知しております。

○市村委員 決して私、今回のことに反対をしている立場で話を聞いているわけじゃない。ただ、総じて、私は一般的に申し上げて、現状を変えるということはそれなりに大きな変革、特にこういうのは大きな変革、改革ですから、やはりちゃんとした理由づけがないといけない、こう思うわけ

であります。

それで、諸外国でも財務当局等々金融当局がやっているというのにもかかわらず、今回、いわゆる国家公安委員会ということになるということについて、もうちょっと、テロ対策とか暴力団対策というのがあるのかもしれないけれども、もっと何か深いところで、例えば本場に警察関係でいいのかとかいうこと。当委員会でもかなり警察の皆さんに対しては私も厳しい質問をしてきたつもりであります。そうした警察そのもののあり方等々も含めて、やはりきちっとした議論がなされなければならないと思っております。

そうしたことについて、例えば、国家公安委員会ということにつきましても、この内閣委員会ではかなり議論をしてきたと思えます。きょうは国家公安委員長もお見えですが、つまり、国家公安委員会に独自の事務局がないということも実はこの内閣委員会でもかなり議論してきたところであります。しかも、警察庁は国家公安委員会に置かれるわけでありまして、国家公安委員会の中に警察庁があるというのが法律であります。にもかかわらず、国家公安委員会の実態というのはむしろ逆で、警察庁に国家公安委員会が置かれているかのような実態になってしまっているという流れがあるんですね。だから、実態は、今回の場合は、いわゆる警察庁に今回のこのFIUを置くということになつていると思えます。

そうしたことについて、警察内部で自分みずからのことを顧みてということはないのかもしれないが、いわゆる今の省庁、つまり金融庁との間で、そうしたことについて懸念とか問題意識とか、こういうことはあつたんでしょうか。そういう議論の中でそういうことはあつたんでしょうか。

か。

○溝手国務大臣 私の方からまずお答えします。

本法案の業務主体ですが、これを警察庁長官なのか国家公安委員長、国家公安委員会なのかということも一つの議論であろうとは思っています。内閣の中で組織犯罪、テロ等に関する資金源対策を中心になつて進めていく上で、国務大臣を長とする国家公安委員会がその責務を有するというように明らかにする方が適当であろう、このように最終的に判断したところでございます。

今後は、犯罪対策関係会議あるいは国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部、こういう政府の機関があるわけですが、こういうところを通じて、与えられた役割を積極的に展開してまいりたいと思っております。

また、本法により国家公安委員会に与えられた権限につきましては、重要なものについては、警察庁の大綱を管理するということにとどまらず、みずから法の施行に当たるといふことを明らかにして、必要な措置もとっていかなくては

いけない、このように考えておるところでございます。

○市村委員 国家公安委員長、最後をもう少し具体的に説明いたしたいんですが、要するに、今回、国家公安委員会はこれまでのあり方とちよつと違つてきて、国家公安委員会としての本来果たすべき、また私たち国民が期待すべき役割をもつと担うという方向性でもこのことは考えているんだということでは理解してよろしいんでしょうか、最後の今の部分ですけれども。

○溝手国務大臣 警察法の規定にさかのぼるわけですが、警察庁の行う業務を総合的に管理していくというのが委員会に与えられた仕事になつております。それに加えて、同じ法律の第三項には、固有の業務として国家公安委員会がやっていく仕事を書き込めるようになっておるわけでございます。

今回の本件に關しての整理は、その部分として、我々が、国家公安委員会がこの業務を積極的

に推進していこう、そして警察庁はその補佐をしていただく、こういう整理を明確にして提案をさせていただいた、こういうところをごさいます。

○市村委員 国家公安委員会というと、例えば免許の発行とかこういうのを思い浮かべるわけですが、でも、ではそれと比べても、それが比較できる問題じゃないかもしれないが、極めてこの問題は大きな問題だということでありまして、例えば事務局体制については、何人ぐらいの規模でこれを行っていくのかということについても明確な姿は出ているんでしょうか。大体何人ぐらいでこの体制をとっていくか。

○米田政府参考人 この事務を行うために、国家公安委員会を補佐する警察庁におきまして、約四十人の課長級を長とする組織を現在予算でお願いしているというところがございます。

ちなみに、金融庁の特定金融情報室は十七人でございまして、かなり大幅な体制の強化になろうかと考えております。

○市村委員 四十人ということでありましてけれども、例えば、これがアメリカの場合というのは何人ぐらい把握されていますでしょうか。

○米田政府参考人 アメリカのFIU、いわゆるFinCENでございますが、約二百九十名と承知をしております。

○市村委員 確かに、人口、経済規模等、二倍、三倍のアメリカでありますので、単純に比較できませんけれども、この四十というのでは、いかがでしょうか。いつも申し上げているんですが、私は必要なものは必要だということでありまして、何か、最初からなかなか大きくできないから最初はまず小さくねとかいうことではなくて、必要なのは例えば一挙にふやしても構わないと思っているんですが、本当に四十名で足りるというふうにお考えでいらっしゃいますか。

○米田政府参考人 これは主要国、例えば今アメリカのことを申し上げましたが、イギリスのFIU、SOCA、重大組織犯罪対策庁では、このF

IUの関係で約二百人と聞いておりますし、ドイツを除きます主要国、大体三けたの人員を持っているところが多いわけでございます。

先ほど言いましたように、金融庁が現在十七名、それを四十人にふやすわけでありまして、私もとしましては、移管を受けました後の業務実態を見ながら、もちろん必要なものは要求をしてまいりたいと考えております。

○市村委員 もう少し現状認識を伺いたいと思いますが、日本というのは、そういった意味ではマネーロンダリングが盛んな国というふうにとらえられるべき国なんですか。それとも、いや、そうでもないというお考えでしょうか。

○米田政府参考人 これは、ちよつと直ちに判断がつきません。

ただ、一つ言えますのは、日本というのは、諸外国に比べて現金、キャッシュでかなり多額の取引もいまだできますので、マネーロンダリングをしようと思う者たちにとってはやりやすい環境にあるのではないかと考えております。

○市村委員 このことは極めて重要だと思っております。今まで金融庁は十七名でやってきた。つまり、十七名で日本全体の状況を見てきたわけですね。私は、多分ほとんど無理だな、十七名が一生涯懸命やられたんだと仮定しても、とてもこれはやり切れるものではないと。一方の方はいかにごまかすかということを考えてやっている集団なわけですね。それこそ、目の前に証拠を突きつけられても、そんなの知らぬと恐らくしらを切るような集団相手に十七名でやるのか。しかも、今度四十名になったとしても、私はこれは本当にやるのか。

やはり実態が大切だ、単に勧告があるから形だけつくったというのでやった気になっていたのでは、だめだと思ふんですね。本当にマネーロンダリングを防止したい、犯罪収益の移転を防止したい、そして、そもそもそうした犯罪が起きないようにはしたいということであれば、本当にこれは四十でいいのかということ、これはやはり

真剣に考えなくちゃいけないことだと思うんですね。

十七名でやってきたという今までの金融庁の状況からすると、恐らくかなり日本は、私はよく実態把握していませんが、だから教えていただきたい。かつたんですが、多分、マネーロンダリングをやったりやすい国と認識されているのではないかと。恐らくそうだからこそ今回のこのようなこともある。私は思っていたので、お聞きして、いや、実はそうだからこうだというふうな御説明があるのかと思つたんですが、言いにくいのかもしれませんけれども、それでもキャッシュ社会だということでありやすいという御答弁がありました。

やはりこの日本の中では、こははつきりと、実は大変問題が大きくなっているんだ、年々、そういう疑わしい取引についての届け出もふえているというふうなことで、だからこそ今回もつと体制強化をする、体制強化をする意味で国家公安委員会なんだ、こういうことかなと私は思つておつたんですが、いかがなんでしょうか。私の認識は間違つておりますでしょうか、これは。

○米田政府参考人 私どもから見ても、金融庁は少ない人数で大変よくやってこられたと思います。ただ、例えば、これは三年前でございますが、IMFが我が国を調査した結果があるんですが、やはりIMFもFATFの勧告を基準として使っております。ここでやはり体制の不足、それから分析能力の不足といったようなものも指摘をされておまして、国家公安委員会、警察庁といったしましては、FIUの移管を受けましたならば、それはその業務を遂行するに十分な体制を整えるべく努めてまいりたいと考えております。

○市村委員 これからということになるのかもしれません。やはりどうも、日本は昔から、スパイ天国だとか、いろいろこういう話もありまして、国際的には、どうもあの国は、情報漏えいとか資金流出とか、いろいろな意味でどうも信用ならないんじゃないかと一部思われている可能性があるかと思ひますが、この認識についてはいかがでございますか。

いますか。やはりそういうふうにならわっているという認識が正しいんでしょうか。それとも、いやいや、そんなことはない、言われているだけで、さほどそうじゃない。結構日本はちゃんとしていて、情報漏えいとか資金流出とかについては、実は一般的認識ほどではないんだというふうに言つていいんでしょうか。その辺、ちよつとまた教えていただきたいと思ひます。

○米田政府参考人 大変お答えしにくい御質問でございますけれども、結構、日本の企業も役所も、例えば捜査機関同士の国際的ないろいろな連携の中でいろいろな国とおつき合いをさせていただく中で、これは別に意図的というわけではなくて、伝統が違つたために、ああ、こまごま情報開示してしまうんだとかいうようなことございまして、そういう意味では、かなり一般的にはかたい国ではないかというふうには印象は持っております。

○市村委員 それは、そう聞けて私はうれしいと思ひます。やはり信用というのは一番大切でありまして、信用がなかったら、幾ら口で言つてもそもそも信用がないわけですから、何も理解していただけないということになっていきます。

だから、今回こうして国家公安委員会に移すということにおいて、やはりより信用が高まらないと意味がないことだと思ひますが、その意味でも、どうでしょうか、今回、このことによつてより国際的な信用が増す、もともとかたい国であるけれどももつと増すんだというふうな思つていて、このことによつてよろしいでしょうか。

○溝手国務大臣 そのとおりでございます。国際的な我が国に対する信頼を深めるために努力をしていると思つております。

○市村委員 今そうやって、そのとおりだとおつ

しゃっていただいたので、心強く思います。

では、具体的などころにもう少し戻って質問させていただきますが、そもそも、このF A T Fに入るメリットというのはあるんでしょうか。例えば先ほど、いわゆる除名までできるんだということもあつたんですが、しかし、ここに入っているメリットがなければ、別に除名されたって痛くもかゆくもないわけでありますよね。むしろ除名されてほつとしたことになつてはいけないわけでありますけれども、どうでしょう、このF A T Fに入るメリットというもののについて教えていただきたいと存じます。

○米田政府参考人 もともと、F A T Fが設置されたのは一九八九年のアルシュ・サミットで、もちろん我が国もその生みの親の一人でございます。

このF A T Fというのは、事実上、金融機関等に対する国際的な基準を定めておりまして、それに反する国とか金融機関に対しては、共同して制裁的な措置をとられかねないというものでございます。

そういった意味で、我が国として、あるいは我が国の金融機関等にとりましては、F A T Fから脱退をするというのはちよつと、現実的な選択肢としては、それはあり得ないんじゃないかなと思うと思います。

なおまた、国際的な信用という点からいきましても、やはりF A T Fの、しかもその中心的なメンバーであるというのは大変大きなことであろうかと思っております。

○市村委員 例えは、今でも三十三カ国だけが入っているわけですから、世界に今百七十か百八十ぐらいの国と地域があるとかいう話でありますけれども、入っていない方が多い。ただ、主要国は入っているようでありますが。

例えば、今現在の非協力国といいますが、F A T Fに入っていないから非協力国とは言いが切れないのかもしれませんが、F A T Fに入っていない国というのは、では何かしらのデメリットを受け

ているというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○米田政府参考人 F A T Fそのものは、いわば先進国を中心とする、OECDのメンバーを中心とする三十一カ国・地域・プラス二国際機関なんですけれども、各地域にF A T F準メンバーというのがございまして。例えばアジア太平洋では、A P Gと呼ばれております。これで三十二カ国ございまして。そういったことで、アジア、ヨーロッパ、南アメリカ、中東・北アフリカ、ユーラシア、カリブ、東南アフリカ、西アフリカ等々で、これに準メンバーを合わせますと、ほとんど世界じゅうの国をカバーしているという状況でございます。

○市村委員 済みません、教えていただきたいんですが、メンバーと準メンバー、正規メンバーと準メンバーはどこが違うんでしょうか。

○米田政府参考人 準メンバーもF A T F勧告を基準として動いている。ただ、これは事実上の問題なんだろうが、F A T Fの勧告を満たす程度というのは、やはりそこには差があるようでございます。

なお、現在、中国とそれから韓国とインドがF A T Fそのものへの加盟を申請していると承知しております。

○市村委員 例えは北朝鮮はF A T Fのメンバーなんでしょうか。

○米田政府参考人 北朝鮮はF A T Fのメンバーではございません。先ほど言いました準メンバーでもございせん。

○市村委員 となると、例えば、日本は一部に北朝鮮との関係も深いところもあるようでありますけれども、北朝鮮との関係において、日本から資金が逃げるといふことは考えられるんでしょうか。つまり、こういうのは風穴があると、全部が網羅されているといふんですが網羅されていないと、結局そこに行くわけですね、多分、恐らく。

たまたま今北朝鮮という名前を挙げましたけれども、どうも準メンバーでもないとなると、特に日本は経済的には北朝鮮と関係があるわけであ

りますから、国交がないにしてもあるわけでありますから、そことの関係において、一体今までどうなつてきたのか、また、これからどうなつていくのかということとは、具体的には一番考えておかなきゃいけないことだと思ふんですが、それについては、今、警察庁、今回のことだけじゃなく今までのいろいろな警察庁が動いていられていると思ふんですが、どうなんでしょうか、その辺の関係について。

○米田政府参考人 事は金融問題そのものでございまして、この法案によりまして国家公安委員会、警察庁がF I U機能を担うとはいへ、やはり例えば金融制裁でありますとか、国際的な金融の関係については、なかなかちよつと私どもでもお答えできない部分もあるわけですが、F A T Fに關して申しますと、メンバーに入っていない国でも、F A T Fの基準からして非協力国であるということになりまして、その遵守を促す、働きかけるといふことはあると聞いております。

○市村委員 ということは、つまり入っていないイコール非協力国ということになるんですね、その非協力国であっても、いわゆる道義的にお願いするんでしょうか、いろいろなルートでお願いするんでしょうか、協力は得られていた可能性はあるという認識でよろしいんでしょうか、今の話は。

○米田政府参考人 国際的な金融ネットワークに北朝鮮が一体どの程度組み込まれているのかというところによつて、どういう措置をとるのかにも大分違いが出てくるんじゃないかと思ふすけれども、いづれにしても、F A T F勧告の基準を満たすようにさまざまな働きかけは行われているものと思ひます。

○市村委員 先ほども申し上げましたが、やはりこういうのは一つでも抜け道があるとそこに行くんです。特に日本は北朝鮮との関係が深い国の一つだろうと思ひます。外交がどうであれ、実態上はそうとらえざるを得ない、とらえるべき国だろうと思ひます。ですから、そういうところに、

特にこれから具体的にそういうふうな話になつてくると思ひますので、そうしないと、結局、幾ら勧告に沿つて強化した、人もふやしてきた、ふやしていくといつても、具体的などころで抜け道があれば、皆さんそれを使うわけでありまして、そのところできちつとやはり穴をふさいでいくという努力が求められると思ひますが、国家公安委員長、いかがでしょうか、今の北朝鮮のことについて。

私、北朝鮮をたまたま挙げましたけれども、要するに、多分穴があいていいると思ふんですね、どこかに。その穴をどう埋めていくかということが必要だ。そうしないと実態上意味をなさない。幾らやつた気持ちになつても、実態上は流れ続けるとなると意味がないと思ひますが、国家公安委員長の御答弁をいただきたいと思ひます。

○溝手国務大臣 先ほど来部長の方から説明しておりますように、F A T Fがほぼ全国際的な組織に広がりつとあるという中で、我々としては、やはりこのF A T Fを活用して北朝鮮にも対応していかなければいけないだろうと思ひます。

現在の状態は制裁に入っているわけでございますから、我々としては金融関係のその最大限のできることをやっています。日本としては対北朝鮮に対して金融制裁を行っているわけですから、金融関係においてはとり得るであろうほとんどの手を打つて北朝鮮に対処していると申し上げていいんじゃないかと思ひます。

○市村委員 今、特に提携国じゃないところについての話をさせていただいたんですが、例えばタックスヘイブンと言われるところがありますよね。犯罪じゃないと思われるけれども租税回避措置で使われているということ、こういうことについてやはりしつかりとした目を向けるべきだと私は思ふんですが、こういうことは、今回はこのF I Uでは対象としないということなんでしょうか。これは疑わしい取引に入っていないということなんでしょうか。

○米田政府参考人 タックスヘイブンである国あ

るいはそこに置いてあります金融機関、これをどうするかといった問題は、F I Uの問題というより、もっと大きい金融行政の問題ではなからうかと思ひます。

F I Uとしては、いろいろな疑わしい取引の届け出を集約、分析をするわけでありまして、その過程で、これは現在でもあるわけでありますが、お金の流れとして、一たんタックスヘイブンに流れてまた戻って来るというような、そういう情報というのはあるわけでございまして、そういうものは今後の、タックスヘイブンにある国に対してどうするかとか、いろいろなF A T Fの議論の中で活用されていくことはあるかと思ひます。

○市村委員 ということは、今から議論の中で考えていくことになるのでしょうか。

ちよつと済みません、もう一度もつと明確にお願いいたします。

○米田政府参考人 済みません、当のF A T F全体の話、金融行政全体の話になりますと、ちよつと私どもから非常にお答えしにくい部分もございまして、こちらが承知している限り、過去も、タックスヘイブン、バージン諸島とかクック諸島とか、こういったところに対して、F A T F勧告の遵守をF A T Fとして促してきたというように承知をしております。

○市村委員 そうしたことも含めてやはり考えておかないと、こうした犯罪というか、こうしたことに思ひをいたす方はなかなかの知恵者でありますので、法律には違反しないけれどもというところをすすめずに行く可能性が高いんですね。表向きはそうしておいて、実はもつと莫大なお金は全然違うところに流すとかいうことも恐らくやるでしょう。

だから、そうしたものに對して、やられていたとは思ふんですが、そうしたこともやはりきちつとやっていかないと、私さつきから申し上げているように、形だけつくつても実態は全然じゃじゃ漏れというか、日本からどんどんどんどん出て

いつて、そこで資金洗浄されて、また戻つてきて犯罪に再利用されるとか、そういうことになつてしまふことになるわけですね。

特に、犯罪に使われなくても、ある程度資金をためますと、それをまた運用してどんどん資金をふやして、それでまた太つていく、それで犯罪組織がまた肥えていくということだつて今できるんですよね、ある程度金融の知恵があれば。実はもうそんなつていっていると私は思つていんです。だから、単にテロ、暴力団という目に見えるところだけの話じゃなくて、本当に隠れて、いわゆる普通の市民の顔をし、国民の顔をしながら、実はそういうところがふえていっていることもやはりあると思ひます。そういうところに対してきちつと思ひをいたさない限り、これは形だけやつてもいけない、私はこう思つております。

だから、そうしたことも含めて、国家公安委員会が意を決して、今回金融庁の既によつていたことをもつと拡大してやるんだという志があると私は信じて質問をしているんですが、国家公安委員長、いかがでしょうか。こういう思いでよろしいわけでございますか。

○溝手国務大臣 御指摘のとおりだと思ひます。我々、この責任を引き受けたからには、金融庁でやつていたF I Uの段階から、さらに一步、国際的な信頼を勝ち得るステップを踏み出すんだというつもりで取り組んでおるところでございます。

○市村委員 ぜひとも、日本の信頼を勝ち得る意味でも、ただ、世の中というのは一筋縄でいかなんかと思ひます。日本はくそまじめに、生まじめにやつても、ほかのところで実はそうじゃなかった、表向きはやつていてもそうじゃないということもひよつとしたらあるかもしれないので、現実というのはなかなか大変だなというのは思つていられるんじゃないんです。だから、そういう意味では、現場で御苦労されている皆さんはもつと大変なわけでありまして、日々理屈では割り切れない現実の中に身を置かれていられると思ひます。

そういうことでありますけれども、私としては、やはり日本が国際的に信頼され、日本国民がもつと国際的な尊敬を勝ち得る、そういう国にしたいと思つておりますので、国際的に取り決めたものであればそれに従つて、それをしっかりと履行していくということだと私は思ひます。

これから細かいことをまたお聞きしていきたいと思ひますが、今回、そもそも弁護士会の皆さん、ゲートキーパー法というふうにならば最初にお聞きしたんですが、このゲートキーパー法という意味合いと今回の犯罪による収益の移転防止に関する法律案というので、もちろん名称が違つていても別にいいんですけども、このゲートキーパー法という弁護士さんたちが使つていた言葉は、当たるんでしょうか、当たらないんでしょうか。この法律を称するにふさわしかったんでしょうか、ふさわしくなかったんでしょうか、教えていただきたいと思ひます。

○米田政府参考人 ゲートキーパー立法とか世上そのように言われておりましたが、私どもはそういう言葉を余り使つたことはなかったのございまして、資金の流れの中で場面場面でチェックをしていただく方がゲートキーパー、本人確認とか宅地取引の届け出をしていただくような方がゲートキーパーということで呼ばれていたんだと思ひます。

法案の名前のつけ方は、あくまで日本の立法の伝統に従ひまして、法案の本身が一番端的にわかるような、正確性と簡潔性を考慮して定められたものと思つております。

○市村委員 これで私のところにもかなり弁護士会の皆さんもいらつしゃつて、大分議論させていたいただきました。何で弁護士の皆さんはそもそもこれに反対していたのか、一度また教えていただきたいと思ひます。それで、実際に今回、弁護士の皆さんは届け出義務から除外されたわけですね。この経過についても、先ほど横光委員もお聞きさされていましたが、もう一度改めて教えてください。

○米田政府参考人 弁護士の取り扱いにつきましては、私どもも、マネーロンダリング防止というのは大変重要なものである、しかしながら、弁護士その他の士業者と依頼人の関係というのも重視をしなければならぬ、こういう考えで、守秘義務の範囲は届け出事項からは除外をする、あるいは対象業務の範囲も絞りまして、法的助言とか法律相談といったものが入らないようにする、それから、弁護士については、特に自主的な性格、この官庁の監督も受けていないという性格を重視いたしまして、届け出は弁護士会に行つていただいて、監督も日弁連、弁護士会の方から行つていただく、このような仕組みで考えておつたわけでありまして、なお、依頼人との信頼関係に及ぼす影響についてはまだ懸念があるということも表明をされましたので、そのようなことを受けまして、私どもとしましては、今回の立法ではこれを見送ることとしたしまして、引き続き検討をするということにいたしましたわけでございます。

○市村委員 弁護士以外の士業者の方たちとの議論もあつたとは思ふんですが、同じ特定事業者でありながら、弁護士の皆さんだけは義務からは除外された、済みません、義務はほかの士業者の方も除外されているんですね、保存義務について弁護士の方だけは除外されたのか。

ほかの士業者の方というのは、反対はない、これで受けとめていた、だいたいということではよろしいんでしょうか。

○米田政府参考人 この問題については業界として強く懸念を表明されてきたのは日本弁護士連合会でありまして、その他の士業者の団体、これは各所管行政庁がございまして、そこが中心となつていろいろな話し合いを持たれておりましたけれども、これに対して目立った反対ということはないというように、私どもは所管行政庁からそのように聞いております。

それから、先ほど委員おっしゃいました取引記録保存につきましても、行つていただく措置は、弁護士もそれから他の士業者も今回の法案では同じ

であります。本人確認と取引記録の作成、保存をやつていただいて、そして疑わしい取引の届け出は除外をされる、こういうことです。

○市村委員　恐らく弁護士の方々は、弁護士でありますし、また、弁護士会という力強い組織を持つていらつしやいまして、声を上げることができる力を持つていらつしやるといふことであります。もちろん、弁護士の皆さんがおつしやつたことは大變的を射ていると僕は思います。大きな懸念があるといふことであります。だから今回はとりあえずは除外されたといふことだと思ひますが、では、ほかのところがないかといふと、私はないわけじゃないと思うんですね。恐らく、思つていても言えない、もしくは言つても声にならなかつた、こういうことではないかと思ふところもあります。

だから、そうした声なき声というか、聞こえてこないようだけれども実はあるような声というものについても思いをいたしていただきたいな、私はいこうふうに思うわけであります。決してもう手を挙げてこれに協力をしようということだけでもないというのが、私もいろいろお聞きして、正直思っているところであります。

ただ、先ほどから申し上げているように、この国のことを考えたり、業界のことも、ある意味では業界も結果的には守られるわけですから、そうした方たちに利用されないようになるわけです。それから、それはそれで業界にとってもメリットはあると思いますから、そのことも考えてのことだと思っています。

しかし、やはりいろいろな業務が発生してくるわけですね。もし届け出しなかった場合、一体どうなのか。うつかりとか、ちよつと面倒くさいとかいうこともあると思うんですね。言った方がいいに決まっているけれども、でも一々また言っているのは面倒くさいなとか。届け出については今回義務化されたんですね。

でも、そういった気持ちに対してもやはり思いをいたしていただいて、もちろん数少ない四十人

でやられるということもあるんですが、もつと現場の、それこそゲートキーパー、まさにゲートをキープしていただいている皆さんはもつとつらい思いをされるかもしれませんね。ひよつとしたらこれまで友人関係だったかもしれない、知り合いだったかもしれない、その人たちに對して、どうもちよつとおかしい、社会のことを考えたらこれはやはり訴えなければいかぬのだ、届け出をしなくてはならないんだ、特に義務化にもなったしな、こうなってくるとなると、すごいプレッシャーもかかると思います。現場で相對している、目の前の人が暴力団と思つて届け出る、届け出ると、どうもすぐに動き始めた、だれがこんなのを漏らしたんやとなると、おまえやろ、こういうふうになど体かわつてしまうケースだってあるかもしれません。

そういうことも含めて、これを届け出るというのは、幾ら義務とはいってもなかなか勇気の要ることではないかと私は思うんです。

だから、ぜひともそうしたことにしてもやはり私は思いをいたしてほしいな、こう思うわけですが、国家公安委員長、いかがでございませうか。

○溝手国務大臣　気持ちにはわかるんですが、ただ、恣意的に、ああ、そうですかとばかりは言っておられない面もあると思います。業者あるいは業界の立場に十分配慮しつつ、やはりしっかりと方針で対応しなくちゃいけないんだろうとは思っております。

○市村委員 それでは、また弁護士会に戻らんですが、やはり弁護士会の皆さんが提案されたことというのは重要な論点を含んでいると思います。

それで、今回はいわゆる届け出義務からの除外ということになったわけでありますけれども、先ほど横光委員も質問されていましたが、では今後どうするのかということも含めて、やはりこれは今後のしつかりとしておかないといけないと思います。

弁護士会の皆さんのおっしゃっていることが何

か一時的なことだったならば、ではまた次も様子を見てという話になるんでしょうけれども、弁護士会の皆さんがおっしゃっていることはもつと本質的な問題であつて、時間の問題じゃないことをおっしゃっていると僕は思うんですね。だから、時間がたてばそれでいいんだとかいう話ではなくて、時間がたとうがたつまいが、だめなものはないか、しっかりと踏まえておかなければならないことは踏まえておかなければならない、こういうことだと思ふんですね。

だから、それについて今後の課題ということになると、それだといかがかなと思うんです。今回の弁護士会の皆さんの御意見は聞かれていると思いますが、やはり今後これは検討課題なのか、それとも、いや、これはもう決着がついていることなので、届け出義務に関してはやはりもうこ

で一つの議論は終えて、それについては今後とも課することがない、弁護士会の自主的な自治の中でしっかりとやっていただけるということでよろしいんではないか。そのことをちよつと確認をさせていただきたいと思います。

○米田政府参考人 弁護士会につきましては、今までいろいろ話し合っておりまして、私ども、基本的な考えにそんなに差があるとは思っておりません。日本弁護士連合会におかれましては、マネロン対策というのは大変重要であるというように認識をされておりますし、私どもも、立案に当たっては依頼者との関係というのを大変重視をしたわけでございます。

ただ、最終的に、なかなかそこで、届け出の措置を行うということについてはまだ懸念があるということでごさいました。この問題につきましては、やはり難しい問題としては、どうしても国際的な動向というのは横目でにらみながらやるしかございません。

もちろん、弁護士意向、それから依頼者の意向というのは大変重視しなければならないわけでございまして、私どもは、弁護士会の担当は法務省でございまして、法務省とよく連携をしながら

ら、日本弁護士連合会等と十分に話し合つて検討してまいりたいと考えております。

○市村委員　ですので、検討するということは、

れからまだ義務化については話し合いを続けていくといふことに素直にとるようになるわけですけれども、いや、だから、別にそれをここで議論をするのかしなないとかということがいいとか悪いとかいいうことを言っているんじゃないんです。するかしないかなんですね。だから、やはり検討はしたいんじゃないかというのか、いや、届け出の義務化についてはもう議論は終えているのかというのをちよつとお聞きしたいんですね。いい悪いは私は判断はしていませんので、そのことを教えていたただきたいと思うんですが。

○米田政府参考人 届け出の義務化を以後一切しないというのは、これはさすがに国際的にそこまですると思ひ切つた決断は今の時点ではできないと思ひます。

ただ、国際的な動向にもらみながら、ですから、この問題について、国際的にいつてどの程度評価されるのかとか、あるいは違うようなやり方でどこまでいけるのかとか、いろいろなことも考えながら、そして弁護士会の懸念というものも、こういうことであれば一体どの程度なのかとか、いろいろなパターンがあり得まして、先ほども申しましたように、私どもも法務省もそうでなし、弁護士会の方としてもやはりいろいろ知恵も出していたら、何とかよりよい方向に進んでまいりたいと思っています。

ただ、これで今、何か最初に結論ありきのよう  
な、そのような議論の仕方をするつもりはござい  
ません。

○市村委員 先ほども申し上げましたように、弁護士会さんの指摘というのは、もうよくわかっていて、いらつしやるとおり、別に時間がたつたから変わるということではないと思います。ただ、国際的情勢も踏まえて、全くそれをこれから一切議論をしないということではないということだったと思

いますが、しかしながら、今回のことは踏まえた上で、しっかりとその辺は考えていくということだという御答弁だというふうに私は認識しておりますので、ぜひとも今お話しされたことをしっかりと踏まえていただきまして、これからまた事に当たっていただけたらと思うわけでありまして。

やはり依頼者との信頼関係というのは、これは弁護士さんだけじゃなくて、多分、ここにいる皆さん全員そうだと思います。だから、もちろんその中に、先ほど申し上げたように、確かに知人だし友人だけれども、どうもこれはおかしいなと、なぜか知らなくても、相談に来られた方がどうもこれはやはりおかしいぞということはあるわけですよ。やはり個人的には大変悩むと思います、先ほど申し上げたように。ただ、悪いものは悪い、ここで思い切ってやらないかぬということ、やはりこれは決意が要るわけですね。これが知人とかであったりすると特にその決意は要るわけでありまして、やはりこれは人の情というものもありますから、こういうところにも思いをいたしておかないと、なかなかぎこちない社会にもなっていくます。

だから、この辺のバランスをどうとっていくかというのは非常に難しいところではあります、ぜひともそういうところも踏まえながら、またいろいろと議論をしていただきたいと思うわけでありまして。

それで、あと、もう少し細かいところを詰めていきたいと思いますが、今回、立入検査というものができるようになるわけですね、都道府県警が。そうすると、警察というのはまさに捜査機関ということでありまして、犯罪捜査との混同が生じないかという問題が出てくると思いますが、これについての対策というのはいかがされていますでしょうか。

○米田政府参考人 過去、犯罪捜査あるいは犯罪調査といった令状主義に係るような行政機関の活動とこういう行政調査との混同というのがよく議論には上っておりまして、それは、一つの制度

の中で、罰則あるいは罰則適用を前提とした告発というのがなされるような手続と行政調査が混在しているというような場面でございます。

今回の制度につきましては、事業者の義務違反に対して罰則はもとよりでありまして、そのルーツ行政調査をして行政処分をする、そのルーツでございます。もちろん、警察は捜査機関でございますので、それはいろいろ意地悪い目で見ていただければ、それは全然関係ない犯罪捜査に利用するんじゃないかみたいなことを言われると、これはもうそこまで信用されないと何もできなくなってしまうわけでありまして、制度上そのようになつておりますし、私どもも、その運用にはもちろん慎重を期してまいりたいと考えてございます。

○市村委員 まさに今おっしゃっていただいたように、警察に対する信頼の問題というののもあって、また別件で何かやるんじゃないかという懸念もやはり持たれている部分もあるわけですね。これで立入検査して何かやったらいろいろ出てきて、ほら見る、こんなことをやっていったのかとってやられるんじゃないかという、その一つの理由づけにされるんじゃないかというおそれをはり持つておられる方もいらっしゃるわけでありまして、いわゆる捜査ということでは、別件捜査ということであるという問題になる場合もあります、そうしたことになるようにしていただきたい。

そのためには、やはり確固たる情報収集が必要だと思われるわけでありまして、その体制というのはいかがなんでしょうか。やはり確固たる情報を知った上で、この件について立ち入りということになるわけですね。その辺の情報収集のあり方についてはどういふような体制をとろうとされているんでしょうか。

○米田政府参考人 この制度で、国家公安委員会において、事業者が直接その報告を求めたり、あるいは都道府県警察に指示をして調査させたりというこのためには、まず要件として、所管行政

庁に対して意見陳述をする場合といいますが、その意見陳述に必要な限度においてそういう調査ができるというわけでございます。したがって、意見陳述をしようと思わなければならぬわけでありまして、そのためには、当然、意見陳述をしようとするだけの具体的な問題を国家公安委員会において把握している場合に初めてこういうことが行われるということでございます。

具体的な問題はこういう場合に把握するかどうかとは、これはいろいろあるかと思いますが、これも、一つは犯罪捜査の過程で、これは大まなロン事件で、しかし、特にどうもこの事業者のところでも余りにチェックが甘過ぎてこうなったんじゃないかみたいなことが判明するという場合もございまして。それから、外国が絡むマネーロンダリングというののもよくあると思うんですけれども、それは外国FIUからの通報でわかるというようなこともあるかと思っております。

そういうことで、具体的な問題が把握されて、ただ、意見を言うためには事実関係を確定しなきゃいけませんで、そこで、他の行政機関の行政調査を補完するという意味でこのような調査を行うということでございます。

○市村委員 あと、この届け出義務については罰則がないということになりますと、義務とはいえ、ここは先ほどもちよつといろいろ申し上げているんですが、情において忍びない場合があった場合、これは情の方を優先して届け出ない、罰則もないし君と僕との関係だから、こうなつてしまった場合について、ではこれを、なぜ言わなかったんだといつても、いや、言わなかった、これは事実だ、しかし、どうでもしてくれといつてもどうにもしようがないということになるわけでありまして、これについては、諸外国の場合は届け出義務については罰則を科していないのではありませんか、どの国も。ちよつと教えていただけますでしょうか。

○米田政府参考人 例えば、イギリスは刑事罰を科しておりますし、アメリカは、刑事罰と民事罰と、何か故意が過失かによって区別するそうですが、そのようなものが科されております。我が国の場合は、これはいろいろ法体系によって違いますが、こういう届け出義務に直接罰則を科するというのは、構成要件の明確性からしてなかなかそこまでできるものではないと思っております。むしろ、事業者と監督行政機関とのキャッチボールの中でだんだんとある意味では精度を上げていくというようなことが期待されているものと考えております。

一般的に、日本はそういった意味では司法によらず、これまで行政的に物事を解決してきた国だったと思いますが、しかし今の現状の流れは、そうではなくて、やはり何かあった場合は司法にゆだねようという流れになっているのかなと私は思っていますし、そうあるべきなのかなと思っています。

これだけ社会が複雑化してきますと、昔みたいにある種行政的にまあまあ、まあまあやっていった時代も、僕はノスタルジックにはすごく懐かしいというか、そうあってほしいなと本当は思うところもあります。そうすると、やはり罰則がないということについてはこれから検討が必要だと私は思いますが、そのことを最後に国家公安委員長の方から伺いまして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○薄手国務大臣 先ほど来、いろいろ議論が行われましたが、一番は、犯罪捜査のために認められたい調査ではないということは明らかにしておかなくてはいいないだろうと思ひますし、国家公安委員会に対して事前承認を求めることが前提になっております。当然、我々サイドとしては、十分その重大性を認識して対応しなくちゃいけないと思ひます。

そして、この処分自体が行政措置でございまして、我々がたとえ立入調査をいたしましても、効力というのですか、その波及するのは各省庁の指導のところ、そして、その次のステップとしては正ということになるだろうと思えます。基本的な人権に匹敵する問題だと考えるべきだと思っております。そういう意味で、業者の取引を阻害することがあつてはならないと考えているところでございます。

○市村委員 最後に一言だけ。

恐らく、罰則があつたらこの問題、もうちよつという議論が必要だったのかもしれない。ですから、この辺は極めて難しいかもしれませんが、また今後、このことについては議論を続けるべきだと思ひますので、そのことを指摘申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○平井委員長代理 次に、小宮山洋子君。

○小宮山(洋)委員 民主党の小宮山洋子でございます。

マネーロンダリングへの対策は当然必要だと思ひますが、この法案についてはかなり懸念される部分も多くございしますので、一時間の質疑ですが、しっかりといろいろな点を確認させていただきたいと思ひます。

まず、この法案は、FATF、ファタフともいつておりますが、ファイナンシャル・アクション・タスク・フォース、八九年のアルシュ・サミットでマネーロンダリング対策推進のためにつくられた国際的な枠組みですね。これの二〇〇三年六月に行われた見直しによる四十の勧告を国内で法制化するためにつくられる、その目的の法案ということではよろしいでしょうか。

これを確認いたしますのは、この勧告が要請していることと今回の法案の内容について、これから幾つか伺いたいと思ひますので、確認をさせていただきますたいと思ひます。大臣、よろしくお願ひします。

○溝手国務大臣 二〇〇三年六月のマネーロンダ

リング及びテロ資金対策の国際基準であるFATF勧告が改定されまして、本人確認等の措置を講ずべき事業者の範囲が金融機関以外に拡大されたということが一番大きなきつかけで、本法律案は、このような犯罪に対する収益をめぐめる内外の情勢に対応するために、政府において国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部というところで決定された方針に基づいて提案をいたしたところでございします。

○小宮山(洋)委員 このFATFのメンバーですけれども、参加メンバーは、OECDの加盟国を中心に三十一カ国・地域と二つの国際機関なわけですが、それ以外の法整備には各国によって違いがあります。そういう点から、日本の今回の対応の特徴を大臣に伺いたいと思ひます。

○溝手国務大臣 おっしゃるとおり、FATF参加国のうち、EU諸国については、EUの指令に従つておりまして、おおむねFATFの勧告の要請に応じた法整備を行っているものと承知いたしております。

しかしながら、アメリカ、カナダにおいては、弁護士を疑わしい取引の届け出義務の対象から除外をしているものの、その余の部分についてはおおむねこのEUの国と同様の措置を講じているなど、いずれにせよ、各国は、それぞれの国の法制度、実情に応じて適切な対処をされている、このように受けとめております。

本法律案については、指導、助言、勧告や正命令といった行政による誘導的な措置を導入しております。弁護士については、弁護士法上、高度の自治が認められていること等にかんがみ、その講ずべき措置について、具体的な内容につきましては、その会則にゆだねるといふことにいたしました。我が国の法制度及び我が国の実情に即したものとされていると考えております。

○小宮山(洋)委員 ちよつと、特徴がいまいちよくわからなかつたんですけれども、法律で行政による誘導的な措置ということ、法律で定めるのではなくて、行政庁がいろいろ考えて、

裁量と言うとあれかもしれませんが、そういう形で進めることを主にしていくのが日本の特徴ということですか。

○米田政府参考人 先ほどの大臣の答弁を若干補足させていただきますと、この法案の中で、何か違反があると直ちにその事業者に対して是正命令か何かがかかるようにするのはなくて、その前段階の措置として、指導とか助言とか勧告という規定を設けておりまして、まずはそちらの規定をなるべく優先をしていただく、このような仕組みにしているところでございます。

○小宮山(洋)委員 そういうような方法をとっている国はほかにはなくて、日本のこれまでのやり方の中でやっている、これは日本の特徴だということではよろしいですか、大臣。

○溝手国務大臣 三十数カ国全部存じ上げているわけではないですけれども、日本の今回の立法に当たつての大きな留意点としてはそれが挙げられると思ひます。

○小宮山(洋)委員 今回のこの法案のもとになっているのは、二〇〇二年に制定されました金融機関本人確認法と一九九九年制定の組織犯罪処罰法に定められている金融機関の疑わしい取引の届け出制度だと思ひますけれども、これまで金融機関のみに課されていた顧客管理、記録保存、疑わしい取引の届け出義務が、今回はほかの業種にも拡大されているわけですね。

その中で、郵便物受取・電話受付サービス業というのはFATFの勧告では対象の事業者とされていないのではないかとと思ひますが、いかがでしょう。

○米田政府参考人 二〇〇三年に改定されましたFATF四十の勧告の中にトラスト・アンド・カンパニー・サービスプロバイダーというものがございまして、これに当たると考えております。

このトラスト・アンド・カンパニー・サービスプロバイダーといふものは、勧告の用語集によりますと次のようなサービスを提供する者という

あるとか企業の取締役や秘書として行動することとか、それから、登録された事務所の提供、事業上の住所、設備、通信手段等を提供すること、あるいは信託の受託者として行動すること、他人の株券の名義人として行動すること、こういったこととあります。

ところが、我が国の制度の中では、人の株券を人の名前にするとか、それから、信託の受託も、業としてやる場合は、大概、既に信託会社などもこの対象に入っている業でございまして、法人設立の仲介といつても、登記までやるのであれば、これはもう司法書士とパツティングをいたしますし、多くはもう既にそもそも禁止されておるか、あるいは既に手当てがされているもの。それで、残っているものが、事務所、事業上の住所とか通信手段とかを提供するといったこと、あるいは秘書として行動するといったこと、郵便物受取あるいは電話受付代行業がこれに当たると考えて、この対象にしたものでございします。

○小宮山(洋)委員 その郵便物受取・電話受付サービス業がトラスト・アンド・カンパニー・サービスプロバイダーに当たるといふことは、FATFの方に何か確認をされたら、そういうことというのはされているんですか。

○米田政府参考人 なかなか、FATFの仕組みの中で、しっかりと大きな事務局があるような組織ではございせんので、そういう意味では、どこそこを照会すればそれに対して何か有権解釈のようなものがなされるとか、そういった仕組みではございせん。ただ、相互審査などにもちろん職員を派遣していろいろ聞いておるところでは、やはりこれはトラスト・アンド・カンパニー・サービスプロバイダーに該当するであろうというようにこちらにも判断をしているわけでございします。

○小宮山(洋)委員 先ほどからも議論になつておりますけれども、今回、金融庁に置かれていたFIIU、特定金融情報室を国家公安委員会に移管することになっているわけですね。

こうした重要な法案を予算の関係で、予算関連法案ということでこのように急いで審議をするというのはいかがなものかと思っておりますが、このような措置がFATF勧告で義務づけられているのでしょうか。先ほどのお話でも、FATF参加国のうち、捜査機関にFIUを設置している国・地域が十七、そうでない国が十四カ国ということでは、必ずしも捜査機関に置かなくてもいいということではないかと思うんですが、それなのになぜ日本では捜査機関に置くのか。その理由とあわせて、明確にお答えをいただきたいと思っております。

○米田政府参考人 FIUをどこに置くかというのは、それはもう各国に任されていることでございまして、各国、おのおのその実情あるいはその法制度等を勘案して、適切な部署をFIUとしていくわけでございます。

我が国において、今回FIUを金融庁から国家公安委員会の方へ移管するというのは、一つは、非金融機関が対象事業者になる、これを契機といたしまして、テロ対策、組織犯罪対策の中心となっており、また、その知見、情報も持つておる国家公安委員会にFIU機能を移管することによりまして、より高度な分析、その結果によるマネーロンダリング防止、組織犯罪、テロの活動防止に役立てよう、そういう判断で内閣官房において調整されたわけでございます。

○小宮山(洋)委員 これも先ほどから議論になっておりますけれども、国家公安委員会の事務局を警察がやっていること、置かれている場所の問題、そのことなどについて、今の警察のさまざまな問題も含めて、やはりきちんと運用されるのかという懸念がどうしてもあるわけですね。

国家公安委員会のあり方について、そのあたりを見直していこうというような話し合いとか機運とかいのは全くないんでしょうか。大臣、いかがですか。

○溝手国務大臣 私は十分その気持ちを持っておりまして、庁内ではよく議論を申しております

が、今回の問題に際しましては、国家公安委員会と警察庁を便宜的に使い分けられるということと都合よく名前をかたるのはよろしくないんじゃないか、しっかりと整理をしようということで、警察法の中の解釈を内部でしっかりと整理をしようじゃないかという議論はいたしました。

その中において、国家公安委員会が責任を持つてみずからの業務としてやるのが、何条だったかの第三項なんです、その業務として仕事を位置づけよう。あと、その他全般の業務、いろいろありますが、これは監督管理するという立場でございまして、みずからの業務としてそれを位置づけよう、こういう整理をいたしたところであります。

○小宮山(洋)委員 その辺はしっかりとけじめをつけていきたいという大臣の御発言かと思っておりますので、その点については、この委員会ではいろいろな場面でもた何回も聞いていきたいと思います。

この法案の中の、法律専門職について疑わしい取引の届け出義務が除外されたことについて、これも前の二人の委員からも質問がございましたが、改めて幾つか伺っていききたいと思えます。

当初警察庁が考えていた法案では、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士も疑わしい取引の届け出義務を課されることになっていたわけですが、これはどういう経過でこの適用を除外することになったのか、先ほどもございましたが、改めてもう少し詳しく伺えますか。

○米田政府参考人 私どもが当初考えておりましたのは、このような法律、会計の専門家につきましては、まず、守秘義務の範囲には影響を及ぼさない、つまり、守秘義務の範囲の事項は届け出から除外をするということ、あるいは、その対象業務というのは不動産取引とか会社設立、資産管理の事務の代理、代行に限りまして、そもそも法的な助言だとかそういったものが入らないようにするとか、あるいは届け出のタイミング、いつ届け出るのか、届け出る場合いつかというのが一般の事業者と異なりまして、犯罪収益の疑いのある財

産を収受したときに初めてかかるというような、そういう規定を準備いたしました。

なお、弁護士につきましては、その独立性、自治を考慮いたしまして、規範につきましては会則に委任をする、それから届け出は役所ではなくて日弁連に対して行っていた、そして監督も弁護士会の中で行っていた、こういう案を準備しておいたわけでありまして、それでもなおかつ、日本弁護士連合会においてはまだ依頼者との関係に与える影響については懸念が示されているということ、これについては今後引き続き検討を行う必要があるということで、今回の法案では、弁護士、またそれと理屈としては同じでございますので、特に強い意見が出たわけではございませんが、他の士業者につきましても今回は届け出からは除外をいたしました、そういう案にしたというものでございます。

○小宮山(洋)委員 ところが、このFATFの勧告では、こうした法律専門家への疑わしい取引の届け出義務というのを定めてあるわけですよね。ですから、この部分につきまして、ことし秋にも予定されている勧告の相互審査、ここでその勧告を遵守していないという評価を受ける可能性はないんでしょうか。

○米田政府参考人 FATFの相互審査におきましては、確かに、この届け出の業務の対象外となつていくということに関しては、何らかの指摘を受けるのではないかと考えております。

ただ、今度の法案によりまして、二〇〇三年の改定後のFATF勧告で定められておりますいわゆる指定非金融機関、つまり、不動産、宝石、貴金属、トラスト・アンド・カンパニー・サービスプロバイダー等、それと独立法律専門家であります各士業、これにつきましては、一応その範囲内に対象事業ということでありまして、ただ、独立法律専門家等の届け出とところがこの法案では除外されているということでございますので、本法案の成立、施行によりまして、我が国のマネーロンダリング及びテロ資金対策は大きく前進

をするということであろうと思えます。

その辺をよく訴えて、そしてまた、日本弁護士連合会におかれては、届け出はしませんが、自主的な取り組みもされる、その辺の状況もいろいろ御説明をして、FATFの相互審査に対しては理解を求めてまいりたいというように考えております。

○小宮山(洋)委員 FATFの勧告を尊重しなければならぬとされておりますOECD諸国の中でも、アメリカやカナダなどは、弁護士などに対する疑わしい取引の届け出義務を制度化していない。これも先ほど質疑にありましたように、御答弁に、アメリカは遵守していないということで厳しい評価を受けたというお話もありましたけれども、こうした国ではそういう制度をつくる動きもないのではないのでしょうか。どうですか。

○米田政府参考人 アメリカは、弁護士を含むすべての者に一定額以上のキャッシュの受け取りの届け出を義務づけるという、なかなかちよつと日本ではまねのできないような、えらく厳しい制度をとつておるわけでございます。

カナダは、疑わしい取引の届け出も含む弁護士への義務づけを法律を制定いたしました。ただ、いわゆる弁護士会といえますか法律家協会からいろいろ反対もございまして、違憲訴訟なども起こされたということで、また改正をいたしまして、その届け出の部分だけを削除したというように聞いております。

それからオーストラリアにつきましては、やはりいろいろな配慮から弁護士の疑わしい取引の届け出という制度を設けなくて、ちよつとアメリカによく似ているんですが、閾値を設けて、それを超えれば届け出るというような、そういう制度にしておりました。ただ、これもFATFから指摘を受けまして、これは昨年末からありますが、二段階に分けた立法で、弁護士の届け出の義務化も含めて改正をする動きになっているというように聞いております。

○小宮山(洋)委員 この制度を実施しているEU

諸国の中でも、ベルギーやポーランド、この両国の弁護士会が、疑わしい取引の届け出制度が憲法に違反するとして訴訟を提起していると聞いているんですが、これは現在どうなっているか、把握しているでしょうか。

○米田政府参考人 ベルギーにつきましては、弁護士会が、疑わしい取引の届け出義務はベルギー憲法等に違反するという事で訴訟を提起していると聞いております。ただ、この訴訟は現在、欧州司法裁判所に係属をして、そこで審理をされているところでありまして、まだ判決は出されていないものと承知しております。

ポーランドにつきましても、弁護士に対する疑わしい取引の届け出義務について違憲訴訟が提起されていることは承知しておりますけれども、現在の状況については、ちょっと詳しく把握はしてございません。

○小宮山(洋)委員 そして、この法律専門職への届け出の義務づけをどうするかという将来に向かっての話も先ほどからも出ていますが、御答弁では、いい知恵を出すと、あるいは引き続き検討をする、それからまた国際的動向を見ながらというようなお話がございましたけれども、今申し上げたように、国際的にもいろいろな形で今動いているわけですね。

義務づけがないという御答弁はなかったと思うんですが、一部の報道によりまして、警察庁の中には、再度、法律専門職も疑わしい取引の届け出を義務づけるという計画をお持ちだとも、これは事実は何いたいと思えますが、そういう報道もされています。制度は小さく産んで大きく育てるという見解だというふうに報道されておりますが、他方で、そのような改正は行方ではないという新聞の社説なども出されております。

疑わしい取引の届け出、これは職業上の守秘義務を負う法律専門職の役割と根本的に両立しないものだと思っておりますので、一部には、選挙が終わったらまた出てくるのではないかとというような懸念もあるようですが、こういうこそく改正

は行方ではないというふうに思うんですねけれども、いかがでしょうか。これは政府委員と大臣と、両方からお答えをいただきたいと思えます。

○米田政府参考人 一言で言って、こそくなことは考えてございません。はっきり申し上げて、どのような方向にするかということはまだ白紙でございます。

ただ、国際的な動向、先ほど委員御指摘のとおりでありまして、さまざまな動きがあるということも事実であります。ただ、しかしながら、多数派はそういった届け出の制度を設けている。こういう中で、こういう国際的な動向をやはりにらみながら、しかしながら、よく話し合っ、先ほどから申し上げておりますように、いい知恵を出していきたいというように考えてございます。

○溝手国務大臣 アメリカのように、一万ドルだったんですか、全部報告しなくちゃいけない、これはもう評価をせずに全部取引を届けるというような制度をとっているところもあります。イギリスやEUと、法体系として非常に対照的だろうと思います。

日本は真ん中において、今、はざまで悩んでいるというのが実情だと思えます。決して予断を持って今後の審議をするということはないと思えますし、少なくとも私がやっている間はそんなことはさせません。

○小宮山(洋)委員 ありがとうございます。

検討されることはいけないとは思いますが、その検討をどういう検討をしているかということがきちんと皆さんに情報公開をされて、法律専門職の皆さんも国民も納得のいくような形で検討をしていただきたいと思いますし、私は、先ほど申し上げたように、この疑わしい取引の届け出は、職業上の守秘義務を負う法律専門職の役割と根本的にはやはり両立しないものだと思えるということだけ申し上げまして、次の質問に行きたいというふうに思います。

次に、金融機関やほかの取引業者に課される疑わしい取引の届け出義務について、幾つか確認を

させていただきたいと思えます。

これまで、金融機関の本人確認、記録保存の義務について、金融機関本人確認法によりまして、金融庁などが実施する報告徴収、立入検査、是正命令、是正命令違反の場合の罰則制度というものが規定されておりました。

今回の法案では、金融機関だけではなくて、リース業、クレジットカード業、宅地建物取引業、貴金属宝石業、郵便物受取代行業、これは私書箱ですね、それから電話受付サービス業につきましても、すべての義務、すなわち十三条にありますが担当行政庁による報告徴収、十四条にある立入検査、十五条にある指導、勧告、十六条にある是正命令の制度が設けられているわけです。

としますと、今回の法案によりまして、新たに疑わしい取引の届け出を欠いたこと自体、これは犯罪とはされないけれども、是正命令を出された後にもう一度疑わしい取引の届け出を欠くと、これは行政処分だけではなくて刑事罰の対象にもなるということでもよろしいですか。

○米田政府参考人 刑事罰の対象は是正命令違反でございますので、是正命令の内容として、例えば、その事業者が全く従業員教育をしていないがために疑わしい取引の届け出がなかなかされないという状況があるということで、従業員教育をしつかりしなさい、そういうは是正命令であれば、従業員教育をやっておくならば、それでその是正命令を満たすということになります。

したがって、是正命令を受けた後またその届け出をしなかったということは、是正命令の内容そのものに對する違反ではありませんので、それで直ちに刑事罰がかかるということにはなりません。

それはまた別の問題でありまして、是正命令は守っているのに、また届け出がやはりここらは全然出てこない、おかしいね、それは調べてみるとまた別の原因があつて、またそこで指導、勧告なのか是正命令なのか知りませんが、それでも、それは行政庁においてまたそれなりの改善の措置をとられるということであろうと思えます。つまり、

是正命令が行われ、その後で届け出が行われない、イコール罰則ということでは全然違うということでございます。

○小宮山(洋)委員 確認させていただきませんが、そうすると、是正命令が出された内容のみについて、そこに違反をしたら刑事罰ということなので、新たな要素で届け出を欠いてもそこは入らない、その是正命令に含まれた範囲だけということによろしいですね。

○米田政府参考人 罰則の構成要件が是正命令に反した場合ということになっておりますので、是正命令の内容によつて、それに違反した場合ということになるわけでございます。

○小宮山(洋)委員 これまで行われていた金融機関による疑わしい取引の届け出、これは年を追って増加しております、二〇〇六年には十一万三千八百六十件にも達しているわけです。この二〇〇六年、十一万三千八百六十件のうち事件として立件されたものは五十件と聞いています。その内訳は詐欺が三十四件、不法残留が十二件ということで、マネーロンダリング対策といえますけれども、こうした犯罪は普通に考えたらマネーロンダリング犯罪とは違うように思えます。

このような一般犯罪の摘発のために金融機関や今回対象が拡大されるほかの事業者が莫大な時間と労力を費やすことになるのではないかと、この届け出制度が必要な切実な事実が本当にあるのだらうかと思わざるを得ません。そして、ましては是正命令や刑事罰の対象にする必要が、どこに今回の法律の立法事実があるのかということをわかりやすく御説明いただきたいと思えます。

○米田政府参考人 まず、数字の説明をさせていただきます。だいたいんですが、私どもが発表しております五十件というものは、疑わしい取引の届け出を直接の端緒として、かつ立件まで至った事件の数、それが平成十八年中五十件でございます。

ところが、こういう疑わしい取引の届け出情報、これは今、金融庁から提供を受けておるわけでありまして、この使い道というのは、

まだ全く警察が何も把握していないときに、直接それを端緒として捜査に入るといふものだけではございませんで、特に、被害者のあるような犯罪、詐欺とかあいつたものは、もともと被害届が出されるということが一番最初になるということが往々にしてあります。したがって、使われているその数というのは非常に多いものでございませうけれども、ただ、それをなかなか統計上とすることができない。したがって、大体、疑わしい取引の届け出がどういふふうになんたん使われるようになっていふのかという推移を明らかにするため、そのうちの、何も警察が知らないところまで最初これが直接の端緒になった事件で、なおかつ検挙まで至った事件といふもの数で各年の推移を見たというのがこの数字の意味でございませう。

したがって、疑わしい取引の届け出が事件の検挙に役立っているという数は非常に多いわけだ、ございまして、マネーロンダリング犯罪の検挙といふのも年々ふえていることとございませう。

もちろん、この五十件の中にも、前提犯罪の検挙で終わったものもございませうけれども、中にはマネーロンダリング罪まで至ったというものもあるわけだ、ございませう。

〔平井委員長代理退席、委員長着席〕

○小宮山(洋)委員 一般的な犯罪の中からマネーロンダリングに至ったものもあるということですが、それはこの五十件のうち何件ぐらいあるんですか。

○米田政府参考人 これは、そういうものもあると聞いておりますけれども、何件とかそういうふうには統計はとってございませう。先ほどから申し上げていふように、五十件がすべてではなくて、これはもう極めてごく一部であります。疑わしい取引の届け出が捜査に活用されたものといふのは大変多うございませう。そういう中でマネーロンダリング犯罪といふのも年々検挙がふえてきていふ、こういうこととございませう。

○小宮山(洋)委員 今の御答弁を伺いしても、どうも、十一万三千八百六十件も届け出があつて、その中からの五十件の立件、しかも、その中でマネーロンダリング犯罪にかかわつたものが幾つあるかわからないということでは、今回拡大するのがちょっといかがなものかと思わざるを得ません。

この疑わしい取引につきましては、これまでの金融機関の届け出件数を見ましても、組織犯罪処罰法では罰則はなくて、届け出件数は限られておりました。これは、各金融機関の業法による行政処分のみであつたわけですね。ですから、一九九七年には九件だつたものが、二〇〇三年には四万三千七百六十八件、二〇〇四年に九万五千三百十五件、そして先ほど申し上げた二〇〇六年には十一万三千八百六十件と激増をしているんですけれども、これを見ましても、二〇〇三年の金融機関本人確認法によりまして、行政庁の是正命令に従わない金融機関に二年以下の懲役か罰金となつてから、刑罰がこういう形であるようになってから激増しているのだと思ひます。

今回、対象の範囲、事業者を広げたわけですから、消費者との円滑な業務への支障、これを最小限にするためにも、疑わしい取引の内容を、犯罪が行われたと疑うに足る相当な根拠のある場合といたつたように、もう少し限定をしていく必要があるのではないかとと思ひますが、いかがでしょう。

○米田政府参考人 現在、金融機関等にかかつております疑わしい取引の届け出、これにつきましては、事業者が保有している当該取引に関する具体的な情報、顧客の属性とか取引時の状況等々でございませうけれども、そして事業者において総合的に判断する必要があるといふものでございまして、この運用は現在定着をしているということであらうと思ひます。

いづれにしましても、業界関係者の知見を十分に活用して、そして、いろいろな取引実態等もよく踏まえている、そういう業界の知見の活用、経験の活用ということが重要でございませう。これを

絞つて何か厳しい処分をするというより、幅広く見ていただいて、ですから、その違反というのでも、それはすぐに何か処分がかかるというのではなくて、さつきも言いましたように、指導、助言、勧告、それから是正命令というのでも、何か届け出をしないということではなくて、これこれこういう措置をとつてくださう、こういうような仕組みにするというのが適當ではないだろうかといふふうな考へているところでございませう。

○小宮山(洋)委員 新しく対象になる事業者の全国宅地建物取引業協会連合会、それから日本金地金流通協会、日本ジュエリー協会、日本テレマーケティング協会、リース事業協会などから、私も民主党でもヒアリングをいたしました。その結果、皆さんが口をそろえて言われるのは、やはり疑わしい取引とは何かをぜひ明確にしてほしいといふことなんですね。

もう既にこの法案が通ることを前提に、各行政庁ごとにガイドラインづくりの話し合いを業界とされていると聞いています。とにかく業種ごとの詳細なガイドラインが必要だと考へます。そのガイドラインはどんなものを考へているのか、また、業界団体に加盟していない業者がいますし、それから業界団体が全くない郵便受け取りといふようなものもあります。そこにどうやって徹底されるのか。

その二点を、それぞれの行政庁、宅建については国土交通省、貴金属、郵便受け取り、リース、これについては経済産業省、電話受付については総務省と伺つておりますので、各省の担当からこの二点について明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○川本政府参考人 委員御指摘のとおり、この法案につきましても、疑わしい取引、この事例といふものをきつちり詰めるということが法の運用上非常に重要になるといふふうに私も考へております。既に、警察庁にも犯罪収益移転の実例等に対していろいろ協力を得たいということでお願ひいたしておりますし、金融庁が金融機関等を対

象にいたしました参考事例といふものもつくつております。

こういったものをもとにしまして、私ども国土交通省としましてガイドラインを作成いたしました。法の施行までには公表したいといふふうに考へております。その際には、業界団体の意見も十分聞いていきたい。その上で、不動産取引につきましても実態に即したガイドラインといふものをつくりたいと思つておりました。具体的に考へますと、短期間のうちに頻りに現金取引が行われる場合でありますとか、取引の秘密といふのを不自然に強調する場合等々、いろいろあらうかと思つております。

そういった事例を、できるだけわかりやすい形でガイドラインを作成いたしまして、業界団体等を通じて、あるいはネット等も活用しながら、このガイドラインにつきましても公表していきたい、このように考へております。

○桜井政府参考人 お答えいたします。

総務省におきましては、電話受付代行業にかかわる取引の届け出について明確化するガイドラインといふものを作成することにしては、現在運用されております金融庁のガイドラインといふものも参考にし、また、規制対象となります業界の実態等を踏まえて、適切に対応してまいりたいと思つております。また、ガイドラインの作成に当たりましては、パブリックコメントを実施して、業界を含め、広く意見を募集してまいりたいといふふうに考へております。

また、業界への周知でございませうけれども、この法案の作成過程におきまして、昨年八月でございませうけれども、警察庁及び経済産業省と連名で、本法律案の義務対象事業にこの電話受付代行業を加えるということについてパブリックコメントを実施しております。また、九月には事業者向け説明会を開催してきていふところとございませう。引き続き、周知徹底に努めてまいりたいといふふうに思つております。

○石黒政府参考人 経済産業省関係でございますけれども、貴金属取引業、ファイナンスリース、クレジット、郵便物受取業の四業種が対象になっております。各特定事業者ごとに業務実態に応じまして、今二省庁からも御説明がございましたけれども、関係業界とも調整をして、できるだけわかりやすい形で疑わしい取引の内容を明確化してまいりたいというふうに思っております。例えば、短期間で頻繁に多額の現金取引を行うといったような形で、行為類型を明確化していくというようなことで明確化してまいりたいというふうに思っております。

また、周知徹底の件でございますけれども、事業者及び顧客間での取引に混乱が生じることのないように、警察庁とも連携をさせていただきまして、事業者への説明会、リーフレットの配布、それからまたホームページを活用いたしました普及啓蒙といったようなことを周知徹底してまいりたいというふうに考えております。

○小宮山(洋)委員 今伺いましたが、やはり疑わしい取引については義務づけられる報告の範囲、内容が極めてあいまいで、結果として、犯罪収益の移転にかかわったとされる事例が報告でなされなかった場合には事後的に行政処分の対象とされてきたわけですが、これに加えて、是正命令と違反の刑事罰を科すということになりますと、対象になる事業者は、これまでの金融機関の九件が十一万件余りになったことを見てもわかりますように、やはり罰則を恐れて、疑わしい取引かどうか迷ったときはすべて通報するという事態になりかねないのではないか。そうすると、かなり密告監視社会になるのではないかと心配をする声もございます。

やはり、是正命令の対象からは疑わしい取引の届け出を除外して、疑わしい取引の届け出を欠いた場合の措置は行政処分にとどめて、刑事罰の対象から外すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○米田政府参考人 是正命令と行政処分は私どもは同じものであると考えておったのですけれども、何か違うものなんだろうかと。是正命令というのは行政処分なんです、そのような理解でよろしいでしょうか。

私どもは是正命令は行政処分であるという理解でおりますので、ちよつとそれを前提にしてお答えさせていただきますけれども、罰則を恐れて、疑わしい取引に該当するかどうかということも余りチェックもしないでどんどん報告をされるというのは、確かに委員のおっしゃるような御懸念もあります。それを受けるところ行政庁側あるいはFIUである国家公安委員会としても、それは必ずしも望ましい事態ではございませんで、やはりなるべく疑わしい、精度の高い情報をいただくということがこの制度としては趣旨であろうと思えます。したがって、まず、そのガイドラインをなるべく詳細につくっていただく。

それから、国家公安委員会の責務として、今度の法案で、疑わしい犯罪収益の移転に関する手口の情報を事業者へ提供する、あるいは国家公安委員会と関係省庁との協力、政府と日弁連との協力といったようなことを定めておりまして、そういうキャッチボールを通じて、届け出るべきものは届け出たかなければなりません、そうでないものは届け出なくてよい。その辺の仕切りを、意思疎通、キャッチボールを通じてだんだん精度を高めてまいりたいというふうに考えております。

是正命令及びそれに違反する刑事罰というのは、これはあくまでも最後の手段でございますけれども、これがなくともやはり制度としては完結をいたしませんし、中には悪質な事業者というの、今の金融機関以上に、新しく入ってくる事業者の中にはそういうものがあるわけでございまして、業界を通じてのコントロールというものもきかない、業界自体がないような事業者もあるわけでございますので、このところはぜひ必要であるというふうに考えております。

○小宮山(洋)委員 その刑事罰が重過ぎるのではないかと指摘も多くされております。

是正命令の違反は、二年以下の懲役もしくは三百万円以下の罰金と二十三条でされております。疑わしい取引の届け出を欠いては正命令を受けていた金融機関などの事業者が再び届け出を欠いた場合、これは指摘を受けた内容ということでしたけれども、その内容で届け出を欠いた場合は、この構成要件に該当することになりかねないということですね。これまでの業法では罰金で済んだのに、人の疑わしい取引を見逃したという業務上の過失とも言えることへの刑罰としてはこれは重過ぎるのではないのでしょうか。

○米田政府参考人 先ほども申し上げましたように、是正命令後の再度の届け出がされないということに対して罰則がかかるわけではございませんで、是正命令違反に対して罰則がかかる。是正命令の内容として、例えば職員の研修をちゃんとやりなさいと言つて、職員の研修をしているならば、それは是正命令を満たしたことになるということでございます。

罰則の重さにつきましては、現行本人確認法が、是正命令違反で二年以下の懲役または三百万円以下の罰金、両罰規定で三億円以下、こう定めておりまして、また報告、検査に関する罰則も本人確認法と今回の法案は合わせてございます。

なお、疑わしい取引の届け出にしましては、現在の組織的犯罪処罰法におきましては、それぞれの業法による処分にゆだねております。例えば銀行法であるとかそういった業法であります、そういう業法の命令違反の罰則も本人確認法と同じであるということで、この辺の並びで合わせようわけでございます。

○小宮山(洋)委員 また、二十四条に、対象となる事業者が顧客の利益を守ろうとして、第十三条の調査を拒否したり、第十四条の立入検査を拒否したり虚偽の答弁をしたりした者は一年以下の懲役、三百万円以下の罰金が科される。それからまた、二十七条に、司法書士、公認会計士、税理士

などが所屬する法人には最大二億円、三億円の罰金が科されるということになっておりますが、これも余りに過重ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○米田政府参考人 罰則につきましてはいろいろな並びの中で定められているわけでございまして、この体系では現行の本人確認法と同一であるということは御理解をいただきたいと思えます。同じ制度の中で、相手によって罰則を変えたいというのも、平等原則の関係で、なかなかしにくいことでもございます。もちろん、業種ごとのいろいろな事情が違いますが、それは罰則の適用の際に当然いろいろ考慮されるべきものであろうかと思えますし、そもそも罰則の前提になります是正命令の内容そのものが、それぞれ事業者の事情によつて、規模とか何かによつて相当違うであろうと思えますけれども、そういった個別の事情として考慮されるべきものであろうかと思えます。

○小宮山(洋)委員 このような取り締まり規定の違反につきまして懲役刑を設けるといふのは行き過ぎなのではないかというふうに考えます。法案の第二十三条、二十四条から懲役刑の規定を削除するべきではないか、また二十六条の罰金刑の金額を引き下げるべきではないかというふうに考えますが、重ねて伺います。

○米田政府参考人 繰り返して御答弁をいたしますけれども、現行の本人確認法と同一である、それから周辺にある制度、例えば届け出に関する現在の事業者に対する業法の罰則等々を勘案いたしましてこのような罰則にさせていただいているものでございまして。

○小宮山(洋)委員 繰り返して同じ御答弁をいたしていますが、宝石業などといつても、結婚の場合にエンゲージリングを買うということもあるでしょうし、特に宅建業者の場合はかなりの部分が大きな金額の取引になるわけですから、そのことに際して、やはり刑罰を重くして、先ほどから再

三言つてゐるうちに、金融庁のあれを見て、やはり罰則が重くなつた途端に物すごく届け出件数が高くなつてゐる。だから、もしかすると疑わしいものかもしれないことが、刑罰が重いことによつてどんどん届け出をされていくとなりますと、これは事業者の方の業務に支障を来すということ、やはりそれを知らないうちに届けられる国民の側にすごく密告社会になつていくという心配があるので、そのあたりで何つてゐるんですけれども、そういう心配は全くないとお考えでしょうか。

○米田政府参考人 金融庁への届け出が非常にふえてきたという要因につきましては、私も、必ずしも罰則の強化によるものとは考えていません。そちらは本人確認の話でございまして、届け出とは直ちに結びつかないということ、もう一つは、やはり届け出ということに關しまして、行政庁側それから事業者側がだんだん習熟をしてきたという点があるかと思ひます。

それから、一般的な犯罪情勢として、いわゆる振り込め詐欺というのが非常にふえたときは、やはり口座の動きとして特有の動きを示しますので、それはもう怪しいということで届け出られた件数も相当にふえたのではなからうかというように考えてございます。

○小宮山(洋)委員 次に、立入検査について何点か伺いたいと思ひますが、それぞれの対象業種の行政庁は事業者に対して報告徴収、立入検査ができることとされております。こうした規制は、疑わしい取引の届け出から除外された司法書士、行政書士、公認会計士、税理士についても適用されるということでしょうか。

○米田政府参考人 さようでございます。適用されるということでございます。

○小宮山(洋)委員 こうした金融機関などの取引機関と専門職の事務所が、本人確認や記録保存がきちんとなされてない疑いがあるということだけで行政庁の立入検査の対象とされるということになるのでしょうか。

○米田政府参考人 疑いがあるかどうかというより、これは、先ほどちよつとお話に出ていた国家公安委員会による行政調査と違ひまして、この法律の施行に必要な限度においてということ、各所管行政庁の行政調査がなされるものでございまして、いわば定期的に報告を求めるといったようなこともあろうかと思ひます。

○小宮山(洋)委員 この法案の第十七条三項では、「前項の指示を受けた都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に關し関係人に質問させることができる。」とされております。

この十七条では、行政庁に対して行政処分を行うべきという意見を述べた前提として、警察機関によつて報告の徴収、立入検査が実施できることとされてゐるわけです。行政処分の必要があるかどうかを判断しなければならぬと考えたときは、裁判所の令状などない状態で特定事業者に対して立入検査ができるということですか。

○米田政府参考人 まず警察も、都道府県公安委員会といふのはさまざまな行政権限、行政処分権限を持っております。その行政処分の可否を判断する、あるいは施行のために必要な場合に立入検査を含む行政調査を行う、こういう制度というのは現在もいろいろございまして、

今回の制度は、例えば、例としてはいわゆるサーピサー法などがそうなんです。これは国家公安委員会ではなくて警察庁長官にしておりますけれども、法務大臣に對しまして、許可をするしない、あるいは許可の取り消しをする、そういう処分をするべきであるという意見陳述を行う前提として報告徴収、立入検査を事業者に対して行う、こういうものでございまして、

このような規定でやつておるわけでございましてけれども、いずれにいたしましても、これは行政

上の必要、この場合は直接行政処分をするわけではなくて、行政処分をした方がいいのではないかと、すなわち意見陳述をするべきであらうという具体的な問題を把握した場合において事実関係を確定するためにこのような調査を行うというものでございまして、

○小宮山(洋)委員 このような令状なしで警察機関による立入検査、これは海外では例がありませんか。もしあるとすれば、具体的に示してください。

○米田政府参考人 犯罪捜査でも令状がなくてもよい場合があるような、例えばイギリスとかアメリカのような国があるぐらいですから、普通、行政処分というもののためにその行政上の立ち入りをするという仕組みをとつてゐる国は多々あるかと思ひます。

それが、そういう行政上のいろいろな役割を警察機関が果たしているかどうかというのは国によつて多分違ふと思ひまして、例えばスウェーデンは国家警察がF I Uであるわけですが、これはもちろん事業者のそういう義務の遵守を確保するために立入検査権限まで認められてゐるというふうな承知をしております。また、オーストラリアのF I U、これも司法省、司法長官のもとに置かれてゐるわけですが、やはりそのような立入検査権限があるというふうに聞いております。

○小宮山(洋)委員 監督行政庁を飛び越えて、警察が特定事業者の事務所に令状なしで報告と資料提出を求めたり立入検査のために踏み込むことを可能にする制度というのは、これはやはり憲法三十五條の定める令状主義を否定することに繋がらないかと思ひますが、これがF A T Fの要請にこたえられないということなんでしょうか。

○米田政府参考人 まず、過去、その憲法三十五條の問題となつた問題というのは、一つの制度の中で義務違反があつて、それが犯罪捜査あるいは犯罪調査の対象にも、それから行政処分の対象に

もなる、そこで罰則で間接的に、間接強制されている行政調査と、令状主義によるべき犯罪調査や犯罪捜査と混同が起るんじゃないかということ、いろいろ問題になつたわけでありまして、これも、過去の最高裁も含めます裁判例におきまして、それぞれ別のものであるということで確立をしてゐるものと承知をしております。この法案につきましては、特に義務違反に対して罰則がかつておりませんので、なおさらそういう問題にはならないと思ひます。

ただ、いずれにいたしましても、慎重な取り扱いというのとは大切でございまして、あくまで私どもとしては意見陳述を行うために必要な調査でございまして、得られた資料も当然意見陳述のために用いるというようにしていきたい、慎重な取り扱いに努めてまいりたいと思ひます。

○小宮山(洋)委員 最後に大臣に伺う前に、もう一度だけ、ちよつと先ほどのあの法律専門職のところをもう一点だけ確認させていただきたいと思ひます。

今、日弁連の会則で弁護士については準用をするというふうな法律にも言われてゐますが、その会則で本当にこのF A T Fの要請にこたえていないという指摘もあるかもしれない、それは検討すると言われたんですが、どれぐらい時間をかけて検討されていくのか、その検討の見通しをちよつともう一度伺つておきたいというふうに思ひます。

○米田政府参考人 要するに、弁護士等の届け出義務が入つていないということについてF A T Fから指摘を受けるかもしれないということでございまして、その検討につきましては早急に始めたいと思つております。法務省と連携をいたしまして、なるべく、その協議の段取り、日程を定めて、早期に開始をしたいというふうに考えております。

○小宮山(洋)委員 それは検討してみないとどれぐらいかかるかわからないとおっしゃるのかもしれませんが、とにかく今反対が多いからと

りあえずやめておいたけれども、割と近いうちにまた義務が課されるのではないかと心配があるわけですね。だから、それはやはり、先ほど申し上げたように、情報も開示をしながら、相当な期間をかけて納得いく形で行われなければならないと思うんですが、そのあたりはいかがですか。

○米田政府参考人 ちよつと時間については申し上げられませんが、ともかく、精力的に検討を重ねて、お互いの意見を交換しながら進めてまいりたいと思っております。

○小宮山(洋)委員 ずっと質疑をしてまいりましたが、多くの懸念材料がございます。

大臣に最後に伺いたいんですが、マネーロンダリング対策が必要なのはもちろん理解をするわけですが、しかし、対象となった事業者が通常の業務に支障を来すほど過度な負担になったり、あるいは市民生活に支障を来したりすることがないようにする必要があるということがまずございます。

明確に規定をしたガイドラインを対象事業者には漏れなく徹底をしてほしい、また、先ほども質疑がございましたけれども、警察に入った情報の扱いには十分な注意が必要だということ等々、とにかくくれぐれも行過ぎがないようにしていただかないといけないと思うんですが、大臣、いかがでしょう。

○溝手国務大臣 暴力団あるいはテロ組織など、犯罪組織への資金提供の面から対策が極めて重要であるということは御理解をいただいていると思いますが、その対策が事業活動や国民生活に過度な負担を与えてはならないという御指摘ももっともでございます。これは十分認識して当然なことではないかと思うと思っております。

今般、指導、助言、勧告や検査に当たりまして、監督の当該行政庁と国家公安委員会の間の協議システムをつくったのもその証左の一つであるというように考えております、十分慎重にやっております。

○小宮山(洋)委員 こうした多くの懸念があるこ

とを、非常に短時間の質疑で法案を通すというところのようでございますが、こうした懸念がないということがはつきりわかるように、附帯決議などでしつかりすることは申し合わせをしておく必要があるということをお願いして、私の質問を終わります。

○河本委員長 委員各位に申し上げます。

内閣委員会法務委員会連合審査会は、午後一時から本委員室にて開会いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後三時十三分開議

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁情報通信局長武市一幸君及び国土交通省大臣官房審議官大森雅夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○河本委員長 質疑を続行いたします。渡辺周君。

○渡辺(周)委員 民主党の渡辺でございます。

朝から内閣委員会、そしてつい今し方までの法務委員会との合同審査ということで、この法案に対する問題点がさまざまな角度から指摘をされました。大分、私自身の用意していた質問と重なった部分もありますけれども、私なりの視点でまた質問をさせていただきます。

午前中の我が党の横光委員の質問の中にもありました。この法案を審議する前提条件といえますか、まず警察庁に対する、あるいは警察に対する信頼、この点について横光委員からも最初

横光委員はかつて刑事をやっていた方でございまして、御本人はいらっしゃいませんけれども、ドラマの中ですが、大変な熱血刑事の役をずっと演じていらつしやいました。私もかつて新聞社の記者を短い間したことがございまして、駆け出しのころというのは地方支局の記者をやっております。いわゆるサツ回りをしていたんですけれども、そのときに、東京の多摩地区の方を担当してまして、毎日いわゆる夜討ち朝駆けという、記者の最初にやるトレーニングといいたしうか、イロハのイから始めたわけでありまして、大勢の警察官の方とも御縁を持ちまして、大変、記者として見てきた部分もあります。

大方の警察の方々は、職務に忠実で、使命感に燃えて、そして大変にハードな仕事を本当に一生懸命、暑い中も寒い中もされてる。やはり警察官を志した動機というのは皆さん方、同じでございます。まして、正義の実現、あるいは悪に対する憎しみ、法と秩序を守るんだ、そんな純粋な使命感の中から皆さん方が警察官を選んで、職務に精励をされております。

しかし、残念ながら、けさの指摘にもありましたように、このところ警察官の不祥事が相次いでおりまして、もう何度もううには及ぼせんけれども、鹿児島県の警の例の県会議員選挙をめぐる逮捕、取り調べ、そして起訴、その後、最終的には無罪であった。もうその手の話には枚挙にいとまがないわけでありまして、また、昨日だったでしょう、けさの新聞等で報道されておりますけれども、同僚の警察官のデータを盗んでいたというような事案まで発生しました。

まさに警察に対する市民の絶対的な信頼がなければ、今回のこの法案というものは、たとえ施行されたにせよ、信頼関係は成り立たないわけでございます。その点につきまして、重ねてになりまして、まず警察の信頼回復ということにつきましては、国家公安委員長、現状どのように取り組んでいらっしゃるのか、そして今後どのようにしていくのか、改めて伺いたいと思っております。

(委員長退席、西村(康)委員長代理着席)

○溝手国務大臣 お答え申し上げます。

FIUとしての業務を初め、警察の任務を遂行するためには、警察に対する国民の理解と協力が不可欠でございます。これらは国民の信頼を基礎として得られるものであると認識いたしております。

国家公安委員会及び警察庁におきましては、警察刷新会議の警察刷新に関する緊急提言を重く受けとめまして、平成十二年八月以来、警察改革要綱を策定し、警察の改革に取り組んでるところでございます。

警察改革要綱に掲げる施策はすべて実行していると考えておりますが、非違事案が依然として発生していることも重く受けとめております。警察に対する国民の信頼を回復するため、今後とも警察改革の持続と断行を行う覚悟でいるところでございます。

○渡辺(周)委員 ですので、具体的にどう改革をして、どう意識づけをしていくのかということについて、国家公安委員長のお考えを伺いたいんです。

私の義理の父親、家内の父親は、もう七十後半になりますけれども、静岡県警の警察官でありました。いまだに車を運転するときは制限速度で、いらいらするぐらい、ハンドルを握った法を守るわけですね。制限速度四十キロのところは、どんなにすいていたって四十キロで走る。交通畑をずっとやっていたものだから、交通警察官としての、しみついた遵法精神というのか、やはりなかなか抜けないわけでありまして、今の方々は、特に若い方々は、思っていた世界とは違うからというところでやめてしまふ人もいます。何となく一般のサラリーマンや、一般のと言ったらおかしいですけども、普通の勤め人とはもつと違う、やはり高い使命感とそれなりの責任があるんだ。また、警察官の不祥事ということ、あるいは法を逸脱するということ、ほかの方と比べては申しわけないんですけれども、ほかの方がすることに比べれば

時代の流れの中で、警察官の方々、どういふふう  
に改革をしていくのか、どういふふうを意識づ  
けをしていくのか。その点について今、刷新を、  
改革を言いますけれども、具体的にどうされる  
のか、そういう意味での教育も含めてどうお考え  
か、その点をまずお聞かせいただきたいと思います。  
す。

○溝手国務大臣　先ほどお話をさせてもらいました警察刷新に関する緊急提言では、警察が持つ問題点として、閉鎖性とか、国民の批判を受けにくい体質がある等の指摘がなされたところでございます。

そこで、警察行政の透明性を確保するとともに、自浄機能を強化するため、警察では、情報公開の推進、警察職員の職務執行に対する苦情の適正なな処理、警察における厳正な監察の実施、公安委員会の管理機能の充実と活性化等を進めてきたところでございます。また、国民の要望や意見を的確に把握するとともに、これらに対して誠実に対応策をとるため、警察安全相談の充実、告訴、告発への取り組みの強化、職務執行における責任の明確化、警察署協議会の設置等を進めてきたところでございます。

国家公安委員会としては、警察に対する国民の信頼を回復するため、今後とも警察改革の持続的断行を図ることが重要と考えております。

○渡辺(周)委員　これから法案の中身について議論するわけでありますから、この問題についての議論はまた改めてさせていただきたいというふうに思います。

しかし、先ほど申し上げました、警察官の方というのは、当たり前ですけれども、ほかの方以上に遵法精神、遵法をとにかく一般の人間以上に厳しく常に持っていなければいけませんし、その使命感というものがやはり信頼につながるわけであ

さて、それでは法案の中身に入ります。

けさからの質問を聞いておりまして、同じことの繰り返しとおっしゃるかも知れませんが、幾つかどうしてもわからないところがある。それはまず、疑わしいという点についてだがどう判断するのか。その点について先ほど来ずつと

議論がありました。納得のいく回答というのは閣僚席、答弁席からなかなか聞こえてこないんですけれども、疑わしいをだれが判断するのか、まずその点、お答えください。

○米田政府参考人 これは、届け出を行っていたく事業者の方が判断をされるということでございます。これは法文上そのようになってございます。

〔西村（康）委員長代理退席、委員長着席〕

○河本委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○河本委員長 速記を起こして。

渡辺周君。

○渡辺(周)委員 今、この法案に書かれているとおり、届けをする人間が判断するというところでございますけれども、これまで金融機関は疑わし

い案件について届け出をしてきた。しかし、今回の四十三の業種に届け出が特定業者が広がることによって、今までそのようなことを考えた

こともなかった方が今度は疑わしいと判断するわけですね。この点についても少し詳しく聞きたいんですけども、こうした方々が判断するに至る根拠というのは、どのような形で何を根拠に疑わしいというふうに今お考えですか。

○米田政府参考人 現在金融機関等が行っており、ます疑わしい取引につきましては、その事業者の業務を経て知り得た経験であるとか知識であるとか、そういったものが背景にありまして、そして

それぞれ顧客の状況、取引の状況等を総合的に勘案して決めておるわけでございます。これは、一応その手がかりとなるものでガイドラインといったものが定められております。

ガイラインはあくまで目安でございませうで、これはガイドラインの最初の文章のところを書いてございますが、形式的にそれに当たるからといって疑わしいわけでもないし、それに当たらないからといって疑わしくないわけでもない、あくまで目安であるということですが、それぞれの事業者のいわば経験と知見によりまして、まずその辺を手がかりにして判断をしていただくということで現在はやっております。

今度は、新しい事業者がふえます。これにつきま  
しては、一つは、それぞれの所管行政庁を中心な  
に、もちろん私どもも協力いたしますが、詳細な  
ガイドラインをつくってまいりたいということ。

それからこの法案では、国家公安委員会が犯罪による収益の移転の口口に関する情報特定事業者に提供する、あるいは国民に周知をするということが定められておりまして、そのようなフィードバックを通じて、各事業者がそのような疑わしい取引を見抜きやすくなるというようなことに努めてまいりたいと思っております。

○渡辺(周委員) では、一つ例に挙げて伺いたいんですけれども、例えば電話や郵便の代行業者、いわゆる私設秘書サービスとか電話代行サービスとか電話秘書サービスというビジネスがあります、あるいは私書箱というような制度がありますけれども、例えばこういう方々。

金融機関の場合は、これまでの経験で総合的に勘案して、これは疑わしいと。そのためのガイドラインもあって、ある程度金の出入りが非常に多い、あるいは、例えばですけれども特定国に向けての送金が異常に多いということになれば、これはおかしいなと思うかもしれませんけれども、例えばこういう代行業者のような方々というのは、正直言って、そんなに何十年と根づいてやってきている仕事ではないし、ましてや、そこに勤めている

方や使われる方々、お得意さんというか取引先も非常に匿名性が高い、だからこそこういうビジネスが成り立つんですね。でも、  
こういう方々に、例えば何をもつて疑わしいと

するかどうか。 どういう形で指導されるん  
でしようか。

す。  
図つていくということではなからうかと思いま  
す。

ますもって、例えば現金書留が頻繁に送付されるような私設私書箱、これはいかに怪しいわけでございますので、そういったことは一つの基準になろうかと思えます。

それから、疑わしい取引というのは、何も犯罪の端緒になるだけではございませんで、既に犯罪として検挙がされたものの、そして新聞か何かに載ります。その犯人が実は契約者である私設私書箱などというのは、そういう犯罪の収益をすつちに隠匿しているという可能性もあるわけです。これはまあ業界という話しながら進めて

いくにしても、そういったような基準を決めていきながら、疑わしい取引の届け出の励行に努めてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺(周)委員 今、現金書留が頻繁に来ると。でも、私書箱というのは、私も子供のころに、少年雑誌、漫画雑誌の裏の方に、例えばここに切手

何百円分を送れば何かカタログを送る。あるいは、何かの代金に充てられるものがある。何かの代金に充てられるものがある。何かの代金に充てられるものがある。

何か、わいせつな本じゃないですよ、例えば犯罪ものの収益になりそうなものというのは、大体いわゆつた法で禁じられているもので、わいせつなものというのが一般的にはよく売買されたりするわけです。例えば、違法なDVDであるとか海賊版であるとか、最近ではネットでそういうものが取り扱われていますけれども、かつてはそういう私書箱で、何とか私書箱何号で出せたんですね。例えば封筒

に五十円切手を十枚入れて送れたとか、あるいは現金書留で幾ら送れたとか、当たり前ですが、そういうことのために私書箱というのはほとんど開設されてきたと思うんです。現金書留が頻繁に来るといふことだけで疑わしいとするのでは、あらゆるものが、私書箱を開設している人たちにしてみますと、これはみんな疑わしくなってしまうのではないだろうかと思ひます。

では、ちよつと聞き方を変えますけれども、実際にこういうことから犯罪検挙の端緒となつていふような例はあるんでしょうかね。私書箱なりあるいは秘書サービスなりから犯罪捜査の足がついたといひましようか、それはあるんですか。

○米田政府参考人 最初にちよつとお話ししておかぬといけませんのは、ここに言う私書箱は、委員がおつしやつてゐる私書箱ではございません。委員のおつしやつてゐる私書箱は、郵便局に設置しております公設私書箱でございます。

これは私設私書箱で、その私設私書箱の名義を自由に設定することができるわけでありまふ。したがつて、自分の名前を偽り、自分の住所を偽り、その私設私書箱に物が届けられる、こういうものでございまして、そこで犯罪の一種のインフラになり得るものでございまして、そこから、犯罪に特徴的な状況をよく抽出して、それを届け出の一つのガイドラインにしたいといふふうに考えております。

現在、私設私書箱につきましては、いわゆる振り込め詐欺、これが、いわばいろいろな金融機関によるこういう犯罪防止というのがだんだん行き届いてきたこともあるせいか、私設私書箱を利用するといふものがここ最近ちよつと目立っております。そういうことで検挙に至つてゐる例もございまして、まさに現金書留あるいは電信為替を私設私書箱あてに送らせる、こういうのが頻繁に詐欺としてありますと、あちこちからそういう現金書留が届く。

ですから、その辺は、犯罪の実態、こちらが知つてゐる実態も主管省庁にお知らせをしながら、ガイドラインをつくつていくということにならうかと思ひます。

○渡辺周委員 では、一つ具体的に聞きたいんですけれども、例えば電話の応答サービスとか秘書サービスといふような電話代行、これといふのは、業者は日本じゅうに今どれぐらいの数あるものなのでしょうか。おおよそいいです。

○米田政府参考人 これはちよつと、主管の総務省でもどの程度把握してゐるかわかりませんけれども、ただ、その広告といふのは私ども、よく見ております。

○渡辺周委員 いや、広告を見てゐるか見ていないかじゃなくて、そんなの、私もタクシーに乗つたら、助手席の背もたれに載つてゐるんですよ。それで、はがきか何かありまして、あなたのビジネスチャンスが飛躍的に広がる、私もそういうのは知つてゐますけれども、問題は、これからどうやつて特定業種に指定をしたといふことは、ある程度把握してゐないかといひまふ。

法案の提出者です。せめて、一万件あるとか一万五千件あるとか、こういうのが年間どれぐらいできてゐるとか、大体どんなサービスをしてゐるといふことは把握してゐないんですか。

その点の、まずは数字。それから、もしそういう電話の代行サービスといふか秘書サービスなりを開設したいといふ場合は、どういふ手続をしたから開設できるんですか、契約できるんですか。

○米田政府参考人 数字については把握してゐません。したがつて、私どもは、この業界に対する説明の仕方を、パブリックコメント及び一般に公開をして集まつていただいた業者説明会によつて行つたわけでございまして。業界といふものがないものですから、全体の数といふのはわかりません。

○渡辺周委員 それではもう一つ、例えばどういふふうな手続をしたらそういうサービスを受けられるのかとかは御存じですか。

○米田政府参考人 何か特別な手続が要るとは聞いておりません。普通に契約をすれば、そして何々商事だとか何々会社と名乗つてくれといふこととすれば、それで料金を払えば契約ができるといふふうに聞いております。

○渡辺周委員 だとすると、例えば、私がそういうところへ行つて、何か商売をやりたいけれども少し名刺に刷り込まないかぬ。例えば、私が渡辺商店といふ何かよくわからない架空の商売をやると、電話番号は、代行秘書サービスの電話が鳴つたら、はい、こちら渡辺商店でございます、社長は今不在しておりますが、お取り次ぎいたします。みたいなことをしてくれるわけですね、応対。

実際、そこにかんがりの匿名性があるからこそのいうビジネスが成り立つてゐるといふふうに私は申し上げたんですけれども、例えば、どうやつてその契約をするかといふことは、警察庁、御存じですか。それを教えていただきたいんです。つまり、本人確認なりが今までは必要だったのか不要だったのか。何らかの用紙に申し込んだら、そのままあしたからでもそういうふうなサービスをしてくれるのかどうなのか。その辺は、実態がどうなつてゐるのか御存じですか。実態を把握していらつしやいますか。

○米田政府参考人 業者の実態につきましては、まず所管行政庁において把握をされ、それを私どもが取りまとめて法案にしているといふことでございまして、この事業者は、本人確認不要、会社登記可能、現金書留受け取り可能といふたようなそういう広告を出してゐるといふものも間々あると承知をしております。

したがつて、私もそれで契約に行つたことがあつたわけじゃありませんので、具体的によくは知りませんが、多分、本人の身分を偽つて自由な名義で契約ができるものといふふうに出ております。

○渡辺周委員 念のために申し上げますけれども、私も、マネーロンダリングとかテロ対策に対

しての国際社会の要請に対して、日本はやはりこたへるべきだろふと思ひます。先ほどなたかも質問をしてゐましたけれども、我が国はマネーロンダリングの可否かは、非常にずさんで、今までそういうことが非常にやりやすい国だった、どうかといふことについての質問もありましたけれども、こういう問題に対して、我々はやはり国際協調をしていく、国際社会と足並みをそろえて取り組んでいくべきだろふといふことは同感なんです。

ただし、この答弁を聞いていますと、正直言つて、せつかくいふ法案を出しても、今聞いたら、いや、所管じゃないからわからない、それは総務省なんだとか言われたり、手続をどうしてやつてゐるのかもよくわからないといふと、みんなこれからなんです。せめてこの法案を出すに至つては、月並みな言い方ですけども、もつと省庁の縦割りのような中を超えて、やはりある程度答弁にたえ得るようなことを引き出しとして用意していただきたいといふふうに思ふんです。

ですから、私もよく知りませんが、例えばこういう電話秘書サービスのようないサービスがあつて、実際のところは多分そんなに難しい審査は要らないでしょう。例えば、あなたが言う会社の戸籍なりあるいは登記簿を持つてこいとか、あるいはあなたの身分証明はと言われたら、ひよつとしたら、そんなことを言つたらほかに行くからといふて商売が成り立たない可能性もあるんです。どちからかといふと、匿名の会社だからこそ成り立つビジネスの人たちにしてみると余りせんさくしてほしくないといふことを考えれば、今度の法律といふのは、実際の実効性の担保といふのはかなり難しいんじゃないだろうかといふふうに出てゐるんです。

ここで、例えば、電話代行の業者といふのがわからないのであれば少し類推して聞きたいと思ひますけれども、平成十八年度で十一万三千八百六十件の情報が金融庁FIUに上げられてゐる。これ

は年々ふえているというふうに言われているわけ  
でございますけれども、では、業種を拡大した場  
合はどれぐらいの扱い件数になるのか。類推をし  
てある程度の想定される数、どれぐらいの情報が  
寄せられるかということについて、どれぐらいの  
数を想定していらっしゃいますか。

○米田政府参考人 類推は大変難しいございま  
す。金融機関につきましても、発足当初は数件か  
ら始まりまして現在十一万件ということござい  
まして、それは、それぞれの事業者がどの程度マ  
ネーロンドリングに利用されるかといったよう  
な、そういうマネロリスクが今後どのように推  
移するかによっても変わりますし、特に現在、そ  
ういう数字を類推することとはちよつとでき  
ないと考えております。

○渡辺(周)委員 では、FIUを金融庁から国家  
公安委員会に移管するわけですね。そうします  
と、人員はどれぐらいの方々が必要か、その点は  
どうなっていますか。

○米田政府参考人 現在、金融庁のFIU、つま  
り金融庁の特定金融情報室に十七名おります。今  
度、私どもは、国家公安委員会、警察庁に移管す  
るに当たりまして、課長級を長とする四十名の体  
制、これを今予算でお願いしているところでござ  
います。

○渡辺(周)委員 四十名の根拠というのは、それ  
は、ある程度類推してこれぐらいの情報が上げら  
れてくるだろう、その前提のもとに四十名という  
数字が出てくるわけですね。そうでないと、な  
ぜ四十名なのか。先ほど聞いたら、類推するのは  
難しい、特定業者が対象が広がることによってど  
れぐらいかというところについては類推できな  
い、しかし、十七名から四十名の陣容で対応する  
んだとおっしゃいましたけれども、その四十名の  
根拠というのは、ある程度類推しているからじゃ  
ないですか。これぐらいの情報が上げられるだろ  
う、これぐらいの事務量が、あるいは捜査にブツ  
読みも含めてこれだけ必要だということであらう  
う数が出てきたんじゃないんですか。

○米田政府参考人 まずは、現在の金融庁に置か  
れているFIUの分析体制というのが非常にやは  
り人員的にも不足であるということがございま  
す。したがって、新しい業者がふえなくて  
も、どちらにしても分析体制の充実強化というの  
が必要であること。それから、国際的な連携とい  
う点に關してもかなりの人を食いますので、その  
点も必要であるということ。それから、諸外国に  
おきましては、FIUというのは普通の主要国な  
ら大体三けた単位、多くて三百近いという体制を  
持っておりますので、その辺も参考にしておるわ  
けでございます。

○渡辺(周)委員 そうすると、今、金融庁にい  
らっしゃる方々はそのまま引き続き国家公安委員  
会に出向するというふうに考えてよろしいでしょ  
うか。

○米田政府参考人 金融庁から定員枠として約十  
名、こちらに、警察庁に移管になります。ただ、  
具体的なメンツはどうするのかという点、これは  
人事の問題でございまして、ちよつとお答えし  
たいのですが、私どもとしては、現在そういう業  
務に携わっている専門的知識のある方にそのま  
ま来ていただきたいというふうに希望しておりま  
す。

○渡辺(周)委員 当然のことながら、これまでの  
経験でやってきた方々に引き続きやはり専門性を  
持つてやっていただきたいというふうにも私も思  
うわけでありまして、では、これは金融庁にい  
ると思いますが、十八年には十一万三千八百六十  
件という疑わしい取引の届け出、これを情報分析す  
るのに一件当たりどれぐらいの時間がかかるものな  
んですか。もつと言え、十一万三千八百六十件  
のうち、黒ということであったものはどれぐらい  
あるのか、その点はお答えできますでしょうか。

○畑中政府参考人 どれぐらい一件当たり時間が  
かかるかというのは、それぞれ個別の事案に影響  
されますので、ちよつとお答えは控えさせていた  
だきたいと思ひます。  
それから、どれぐらい黒かということござい

ますが、黒白というよりも、犯罪捜査に資するか  
どうかということで捜査当局に提供いたしますの  
で、十一万件金融機関から出てまいりました中の  
七万件余りを捜査当局に提供しているということ  
でございます。

○渡辺(周)委員 今度は警察の方でその点に對し  
て七万件をまた分析するわけですね。そうします  
と、これは膨大な情報の中から金融関係だけでも  
仕分けをしていかなきゃいけない。  
この点については、実はSWIFTという組織  
がブリュッセルにあつて、ザ・ソサエティー・  
ワールドワイド・インターバンク・ファイナン  
シャル・テレコミュニケーション、頭文字をとつ  
てSWIFTという組織がある。これはベルギー  
の首都ブリュッセルにありまして、世界七千八百  
の金融機関が加盟をしていて、一日に六兆ドル、  
一千百万件の国際金融取引を動かしている。これ  
が実はアメリカのテロ以降の捜査当局に情報提供  
していたということでスクープをされたことがあ  
るわけですが、いまだ世界のお金の流れにつ  
いて把握をしている部署がある。

ここが非常に、今度のマカオのあの銀行、BD  
A、バンコ・デルタ・アジアの経済制裁、いわゆ  
る金融制裁の端緒にもなった情報が当然アメリカ  
にも寄せられていて、マカオを管轄する中国  
にもこの点についてはどうにも言えなかった。それ  
だけ客観的な情報を持つていた。それがアメリカ  
から寄せられたことによつて、ある意味では、金  
融機関同士の金の流れについてはある程度怪しい  
ものと怪しくないものについての仕分けがかなり  
できた、宝の山だというふうに言つた方の話が  
載つておりましたけれども、国際連携をする上  
において、金融機関同士のやりとりであるならば、  
こうした証拠がある国に残つていれば、あるいは  
マークされた、情報提供されたある組織に対して  
例えば頻繁にお金を送金されているということ  
で、ある意味では当たりをつけられるんではし  
ょう。

話は戻りますけれども、金融機関以外の分野に  
ついて、果たしてマネーロンドリングの取つかか  
りというものを本当にどうやってこれからやつて  
いくのか、まさに疑わしいことをどのよう  
な形で当たりをつけていくのか。しかも、それは  
金融機関じゃないわけですね。金融機関だったら  
証拠が残ります。送金の記録が残ります。しか  
し、いわゆる市井の人たちに疑わしいということ  
に對してどのような意識を持つてもらうかにつ  
いて、これはかなり時間がかかることだと思ふん  
で、けれども、その点に對しての具体的なガイドラ  
インはいつまでに、どのようなポリシーでやる  
おつもりなのか。ちよつと話は戻りますが、その  
点について改めて伺いたいと思ひます。

○米田政府参考人 ガイドラインにつきましては  
は、既に所管行政庁とその所管の業界との間で話  
し合いがなされているものもあると承知しており  
ますけれども、それはなるべく早期にそれぞれの  
所管行政庁において定めていただくことにならう  
と思ひます。私どももできるだけそれを後押しし  
たいと考えております。

それから、ポリシーにつぎましては、やはり  
それぞれの業界ごとにいろいろあるうと思ひま  
す。直ちにこれぐらいということとはちよつと今は  
言えないのではないかとと思つております。  
○渡辺(周)委員 それでは、ともかく迷つたら通  
報する、迷つたら届け出ることになりやし  
ないかと思ふわけですね、素人が判断するわけ  
です。迷つたらそれを届け出ることをする  
と、これは私は、今までの金融機関などと違つ  
てかなり事務量が膨大になると思ふわけであ  
らう、四十名で果たして対応できるのかなという  
ところも伺いたかつたんですけれども、そうはい  
つたつてどれぐらい来るかわからないという答えに  
なると、これ以上質問できないわけでありませ  
れども。

では、実際、届け出者という方は届け出て終  
りなんです。つまり、ちよつとイメージできな  
いんですけれども、届け出た方、例えば、これは  
おかしいな、これから作成されるガイドラインに

のつとつて見たらどうもこれはちよつと怪しい、では念のために警察に通報するかといった場合は、どこの警察にどういうふうに通報して、どのような形で届け出るようになるのでしょうか。その辺はどうなっていますでしょうか。

○米田政府参考人 届け出るのは所管行政庁に届け出ますので、警察はその限りにおいては全く出ません。それが所管の行政庁から国家公安委員会のF・I・Uに通知がされてくる。そこで分析が行われて、捜査機関、これも警察とは限りませんが、検察かもしれないし税関かもしれないませんが、そういったところに提供がされて、そこで何らかの事件になるといったようなことがあるかと思ひます。

原則として、他の機関のことはちよつとコメントできませんが、警察といたしましては、これはどこから届け出られた情報であるかということとは秘匿をして、そして捜査書類であるとか裁判資料などに出てこないようにしております。それは届け出者の保護という点からいって極めて大事なことであらうと思ひます。原則として、その届け出た方にまた接触をして何かお聞きするということとは、恐らく実務上はほとんどないのではないかと考えております。

○渡辺(周)委員 私自身、ちよつとドラマ仕立てでイメージしてみたいんですけれども、例えば、宝石店に高価な宝石を何度も買いに来る人がいる、今までのお得意さんじゃないんだけど頻繁に買いに来る、どうも何かおかしいな、随分金払いもいいし、キャッシュでどんどん買っていくんだというようなことがあって、宝石商が、どうも最近羽ぶりのいいお客さんがいるけれども何かおかしいということで、例えばそれを所管官庁なりに言ったとして、では、しばらくその店でウオッチしてくれないか、このお客さんがこれから頻繁にあらわれるかもしれないから、人相、風体も含めてちよつとしばらくの間ウオッチしてくれないかというような依頼が犯罪捜査のためには当然あるように思うんですね。

そうなった場合に、ある意味では警察の協力者としてなつてしまう可能性は全くないわけではない。これは常識的には、一般的に考えれば、またそのお客が来たら悪いけれども通報してくれ、今度は直接ここに電話してくれないかと当然やりたいわけです。私が警察だったらそうします。多分お願いします。

実際、電話の代行業もあるいは先ほどの郵便の代行業もそうありますけれども、頻繁に利用する人間を悪いけれどもしばらくウオッチしてくれないか、何らかの形で捜査に協力してくれということとは当然あると思うんですけれども、その辺は当然想定をされているわけでしょうか。

○米田政府参考人 この法律の世界、この法律の枠組みの中ではちよつとそこまでは入りません。ただ、実際、捜査の実務の中では、いろいろな方に協力をいただくわけですから、そういったこともあるいはあるかもしれません。

ただ、届け出られてから、それが捜査機関に提供されて、F・I・Uで、あるいは各捜査機関で分析がされて、実際に物事が何らかの具体的な事件捜査で何か使われるというのとはかなりタイムラグもある話でございまして、その間に犯人が同じ宝石店にずっと続いて何度も出入りするというようなことも果たしてあるのかということを考えますと、実際問題としてそうあるケースではないような気がいたします。

○渡辺(周)委員 けれども、そういう可能性はあるからこの四十三の業者の中に入っている、なつていくわけでありまして、それを考えますと、届け出た人のことを当然守らなければならぬというのには、これはもう言うまでもありません。

犯罪組織の、テロ組織の、ひよつとしたら何らかの反政府組織のような勢力のマネーロンダリングもしくは資金源を断つわけですから、断られた方は、組織の壊滅につながるわけですので、当然何らかの暴力を使つてくることだってあり得るわけですね。そうしますと、協力したいけれどもおっかなく協力できない、本間に警察は秘密を守れる

ののだろうか。先ほども同僚の議員から発言がありましたけれども、そうした情報が流出をしてきた。何らかの形で足がついたことによつて、要は、どこから漏れたんだ、あそここの業者からこんなことになつちやつたとなれば、見せしめのために何らかの暴力を使つておどしに来ることだってある。

そうなれば、これは何らかの形で市井の人を守るためには、警察は当然情報の出どころを徹底して守ることは当たり前ですけれども、実際、どうやってこういう方々を守る、あるいは安心してもらうのか。警察は今どうお考えでしょう。実際は捜査に協力することにもなりかねないわけですから、そうなつたときに、向こうは組織を壊滅させられたら困るということで、当然何らかの有形無形の圧力をかけてくることだってあるわけですね、そうした方をどう守るか、どうお考えですか。

○米田政府参考人 先ほどもお答えしましたように、この届け出者を守ることとは大変重要でございまして、したがつて、これに関する例えば捜査書類であるとかいろいろ裁判上の証拠であるとかということに、原則としてはそういうところには出ないようにするというのをやっておりますし、もちろん、こういう人たちの接触というのにはよほど気をつけてやらなければいけないというように考えております。

それから、届け出情報を今度はF・I・Uとして国家公安委員会が一元的に管理をするということになるわけですが、その情報管理といたしましては、一つは物理的なセキュリティで、サーバーは完全に別の建物に置いて、しかも端末装置は指紋認証、生体認証のできる部屋で管理を遮断をする。それから、人的にはもちろん責任関係をはつきりいたしまして、なお技術的には、アクセス権を制限いたしましてアクセス記録は全部残るようにする、当然セキュリティ監査もする

ということとで、その情報の扱いについては万全を期してまいりたいと思つております。

私どもも、通報者の保護というのは大変重要なことであると考えております。

○渡辺(周)委員 マネーロンダリングの本も幾つか出ていまして、さまざまなマネーロンダリングの手法によつて、独裁者あるいは国際テロ組織、あるいはいろいろなマネーロンダリングの手法だけじゃなくて、なぜマネーロンダリングが起きたかというようなことがフィクション、ノンフィクション含めていろいろ世に出ているわけですね。その中で、マネーロンダリングを暴こうとした人間が例えば遺体で見られる、それが非常に位の高い人間で、地位の高い人間であつても暗殺される。

つまり、こうしたアンタタッチャブルな部分に対して手をつけるということは、それは警察であるとか国家であるとかそうしたものが背景にある方にとつてはこれはまだ対峙できる話でしょうけれども、実際、市井の人間にとつてみて、一般の人が国際犯罪組織、日本では暴力団の資金源にメスを入れることに片棒を担いだなんていったら、こんなのはおつかなくて、おれは本当にこの町で商売できるのかということになるわけですね。そこところが私はある意味では、今回指定された業者の中には、警察に協力をするよりも知らぬ顔をしていた方がいんじゃないのか、これは当たり前のことなんですけれども、普通の人はみんなそう思います、残念ながら。

やはり自分の身考えたときには、本当に自分を守つてくれるのだろうかとなれば、見て見ぬふりをした方がいい、知らない顔をしていた方がいいということを考えれば、この法律の実効性というもののこれからというのは、やはり業者の協力がどこまで本間に得られるかだと思うんですけれども、その点について、ちよつとくだいようだけれども、どういうふうな実効性を高めるのか、実効性あるものにするにはどうしたらいいのかということについて、どういうふうな今お考えですか。

時間もありませんので、質問をまた別の議員に  
もしていただくことにしまして、ちょっと違う観  
点から幾つか質問したいと思うんですが、この中

万円の商品券を買ったのに身分証明に要するし、十万円買ったつて別にこれは贈答品だと言えは別に文句は言われない。これを例えば一千万円、二千万円単位で買っちゃえば、金券屋へ持つ

うことではないと考えております。

それから、脱税につきましては、現在、いわゆる条約刑法の御審議がずっと国会でなされてお

これに対して、やはり先ほどから懸念されていたように、

るのが、例えば税務状況もそうだし、貯金口座残高から何から全部警察に握られてしまう。そうしますと、これは丸裸にされるんじゃないだろうかというのを非常に我々としては危惧するわけなんです。確認ですけども、この集められた個人情報、蓄積されたいわゆる個人のファイル、データ、これをどのような形で本当に守るのかという決意を、最後、国家公安委員長にも伺いたいと思います。

それから、もう一つまとめて聞くと、いわゆる弁護士等が今回は外されました。それに対して、弁護士における守秘義務と自治に任せるんだというところもありますが、ただ、そうはいっても、先ほど申し上げたように、犯罪の非常に極めて濃厚な、反社会的な気配がする話がある。これは密告でもなければ届け出でもないけれども、極めてそういう可能性が濃厚である場合には、警察としてどういうふうに、弁護士会の方々の意見を取り入れた形で今回の法案提出になりましたけれども、今後まさにそういう方々に対して、カナダやほかの国では除外をされて、違憲の裁判が起きていることも知っておりますけれども、そうした弁護士あるいはそれ以外の司法書士や税理士のような士業の方々、今後何らかの形でさらにもう一度この点について、当然秋の勧告もありますけれども、対象を拡大していくことがありやなしや。

そのことについて二点お尋ねをして、持ち時間が終わりましたので、質問を終わりたいと思います。

○溝手国務大臣 まず、情報セキュリティの問題でございますが、これは、先ほど部長の方からお答え申し上げましたように、厳重にとにかく情報を管理していかなくちゃいけないという気持ちでいろいろ準備をしておるところでございます。サーバーを厳重に管理されたデータセンターというのを設置して、端末装置にいわゆる生体認証による出入管理を行うような区画をつくっていく、システムと外部ネットワークを物理的に遮断しよう、物理的な対応をしつかりやっていこうと

いうこと。

それから、運用管理者の役割、責任の明確化など人的なセキュリティもしっかり対策をしていこう。それ以外に、登録者以外のアクセスの禁止、アクセス記録の保管、正当性の事後的検証など、技術的なセキュリティ対策も講じてまいりたいと思っております。

また、情報セキュリティ監査を実施して、これらの対策が適正に実施されているかどうか今後チェックをしていきたい、このように考えているところでございます。

それから、もう一点の大きな問題は、弁護士連合会との調整の問題でございますが、今回の法案によりまして、我が国のマネーロンダリング及びテロ資金対策については、かなり有効な効果が発揮できるのではないかと考えております。しかしながら、先ほどのFATFの問題は完全に解決された問題ではございません。日本弁護士連合会との関係をこれからどうやってうまくやっていくかというのは、大きな課題だと考えております。先ほど申し上げましたけれども、すぐにどうするとかこうするとか、小さく産んで大きく育てようとか、そんな次元の問題ではない。しっかりとまず実施することから、予断を持たずこの法律を施行してまいりたい、このように考えております。

○渡辺(周)委員 小さく産んで大きく育てようなどという言い方はいいけれども、実際、これから当然対象が広がっていく可能性というのは十分あり得るんですね。弁護士会の方以外にも士業の方々がいらっしゃるわけでありまして、当然その人たちの協力を求めるということになれば、実際これらから対象を拡大するのではないのかなというふうにも思ったりするわけなんです。

最後に、大臣がそうおっしゃいましたので、とにかくこの問題については、これからこの法律がいかなる形で施行されるにせよ、これはどういう状況かということとは途中途中で当然何らかの形でレビュー、検証しなきゃいけない問題だと思っているんですけども、その点についてはどう考え

ているか。最後に部長、例えばこの法案をつくって、どれぐらいの形でどういう情報が寄せられて、もちろんつまびらかにせよとは言いませんけれども、今後、どのような効果があったということについては何らかの形で途中中間報告なりするような予定はありますでしょうか。

○米田政府参考人 この法案で、国家公安委員会の責務としても、国民への周知、広報、啓発といったことをうたっております。私どもとしましては、マネーロンダリングの状況、そしてそれを取り扱っている私どもの業務の状況といったことをできるだけ国民に還元して、そして皆様によく知っていただきながら、国全体としてマネーロンダリングへのレベルが上がるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺(周)委員 終わります。

○河本委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 川内でございます。よろしくお願いいたします。

早速質問に入らせていただきます。今回の犯罪による収益の移転防止に関する法律案が成立すると、組織的犯罪処罰法の第五章が削除、さらに、いわゆる本人確認法は廃止、FATFが、FATFというのはマネーロンダリング及びテロ資金供与に関する情報の受理、分析、提供を行う単一の政府機関が、金融庁から国家公安委員会、すなわち警察庁に移行をする。本人確認、取引記録等の義務づけ、疑わしい取引の届け出の義務づけの対象事業者が金融機関等から非金融業者、職業専門家等にも拡大をするということ聞いております。

これは、国民生活に非常に重大な影響を及ぼす重要な法律案である、しっかりと議論をしなければならぬというふうに思います。いわゆる日切れ扱いとなるような法案では全くなくて、しっかりと議論をしなければならぬ法律だというふうに思いますが、そもそも、きょうの質疑では、この法律案のもととなる立法事実が我が国に本当に存在をするのかという観点から、まず質問をさせ

ていただきたいというふうに思います。

まず、本法律案の前身である本人確認法について、現在の本人確認法が動いているわけでございますが、金融庁にお伺いをさせていただきます。ことし一月四日から、本人確認法施行令の改正によって、十万円を超える現金によるATM、現金自動受け払い機での送金というものができなくなつた、十万円を超える現金振り込みができなくなつた。これは、本人確認を窓口でしてくださいというところでございますが、この政令改正の目的は、テロ資金供与や麻薬犯罪などのマネーロンダリング対策のためであるということでしょうか。

○畑中政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘にありましたように、本年の一月四日から、十万円を超える現金送金などを行う際に、金融機関に対し、送金人の本人確認等を義務づける施行令の改正が施行されたところでございます。

この改正は、御指摘にありましたように、マネーロンダリング、テロ資金対策のために、FATF勧告という国際的な要請を受けて行われたものでございまして、御理解、御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

○川内委員 その国際的な要請に法的拘束力はありますか。

○畑中政府参考人 このFATF勧告の法的拘束力につきましては、先ほどの御質疑でも御答弁があったと思いますが、この勧告には条約としての拘束力はございませんが、FATFメンバー間の相互審査により、その履行状況が確認され、不履行の評価を受けた項目については、その後二年ごとにフォローアップ審査を受け、改善状況について説明を求められることになるというところでございます。

いろいろな制裁手続が規定されているわけでございますが、こうした制裁手続に至らずとも、我が国の金融機関や企業に対する国際的な信用に影響を及ぼすこともあり得るわけでございます。ま

た、国際連携が不可欠なマネーロンダリング及びテロ資金対策の阻害要因との批判も懸念されるところでございまして、我が国としては、この勧告に従って適切に履行していく必要があると考えております。

○川内委員 私が開いているのは、国際的な要請に法的拘束力がありますかということをお願いしております。法的拘束力があるのかないのかということをお答えください。

○畑中政府参考人 お答えいたします。FATF勧告には条約としての法的拘束力は無いと理解しております。

○川内委員 テロ対策あるいはマネーロンダリング対策として、法的拘束力のない国際的な要請に従って本人確認法の規制の強化が行われた。

それでは、今まで、平成十八年の一年間で、現金によるATM送金は何件あったのか、そのうち十万円以上あるいは十万円以下が何件あったのか、それぞれ御説明をいただきたいというふうに思っています。

○畑中政府参考人 お答え申し上げます。

平成十八年一年間というきちとした期間で把握をした計数は持ち合わせておりませんが、銀行における振り込み件数の概数について申し述べさせていただきます。

月間では、ATMからの振り込みが約三千八百万件、うち御指摘のありました十万円超の現金振り込みについては約二百七十万件程度あったものと承知をしております。

○川内委員 十万円超の現金によるATMでの振り込みが毎月約二百七十万件行われている。これに十二を掛けると三千万件を超える十万円超のATMによる振り込みが今までは行われていた。しかし、ことしの一月四日からは、十万円を超えるATMでの現金の振り込みは受け付けないということになった。これは、国民の皆さんに大変な不便をおかけしているわけですね。大変な不便をおかけしている。それは、テロ対策のためである、マネーロンダリング対策のためであるというふう

に当局はおっしゃっていらつしやる。

それでは、今まで本人確認法にのっとって、疑わしい取引の届け出に関して、テロ対策あるいはマネーロンダリング対策につなげたのかということについてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

政府の資料によれば、平成十八年一年間で金融庁に届けられた疑わしい取引が十一万三千八百六十件、そのうち警察庁が金融庁から提供を受けた件数は七万一千二百四十一件ということでありまして、このうち、今まで議論の中で出てきておりますが、立件をされた件数が平成十八年で五十件、うち三十四件が詐欺だということでございます。

この立件をされた五十件のうち、テロ資金であった、あるいはマネーロンダリングであったということと立件をされた件数は何件あります。

○米田政府参考人 先ほども一度御答弁したことがあるんですが、七万件余りを知覚を受けて、そのうち五十件を立件したというわけではございませんで、これは、疑わしい取引の届け出が直接の端緒となつて立件に至つたものが五十件でございます。それ以外に、捜査に非常に幅広くそこは活用をされておまして、早い話が、例えば詐欺事件でございますと、どうしても直接端緒で……

(川内委員)聞いたことに答えていただくようにしていただきたい。たくさん聞くものですから、手短にお願います。と、呼びかけました。済みません。そういったことで五十件でございます。

その中で、テロの関係はなかったと記憶をしております。それから、マネーロンダリング罪でございますが、要するに直接端緒の中ではなかったということでございます。

○川内委員 いや、局長さん、私も昔銀行員だったので、私が銀行の窓口で入出金を一生懸命やっている裏側で、警察の方がいらつしやうて過去の入出金の記録を一生懸命調べになつていらつしやることとか、よくありました。それはもう過去二十年ぐらい前の話ですけども、別に本人確認法があるがなからうが、警察の方は日々捜査のためにさまざまな御努力をされていらつしやる

ということとはよくわかります。

私が開いているのは、疑わしい取引に関する情報を端緒として約五十件が立件をされた、疑わしい取引に関する情報を端緒として五十件が立件されたんでしよう。違うんですか。ちよつと説明してください。

○米田政府参考人 先ほどから御説明しておりますように、疑わしい取引を直接の端緒として立件に至つたのは五十件なんです。例えば、さっきちよつと説明しようとして、時間がないと言われたとめられたんですが、詐欺だと、まず、だれだか全くわからないけれども詐欺グループの振り込め詐欺か何かに遭いましたという被害申告が来るわけですね。そこで、もし一件でもそういう話がある

と、後、幾ら疑わしい取引の届け出で当たろうと、それで疑わしい取引の届け出が立件につながる、これはその五十件に入らないんです。あるいは、そういうグループの詐欺のようなものだったから、同じグループに対する情報というのは物すごい数があります。それで一件なんです。そういうことで、先ほどからこの五十件の数字がひとり歩きをして、非常に私も戸惑つておるんですが、この疑わしい取引の届け出が活用されて捜査に役立った件数というのは、実はこれは出し

ていないからわかりませんけれども、それだと非常に多くあります。もちろん、マネーロンダリングもあれば薬物罪もある、それはいろいろあります。ただ、警察がまだこの被害届も何も受けていない、初めてこれで直接の端緒となつたということが五十件でありますので、そこところは誤解のないようにお願いをいたしたいと思っております。

○川内委員 私が申し上げているのは、「平成十八年の組織犯罪の情勢」という警察庁組織犯罪対策部企画分析課がお出しになられた資料の五十二ページに「疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件内容」ということで表が出ておりますので、これを見ながら質問させていただいておるわけでございますが、いや、実際にはたくさんあるんだということになると、もう議論そのものが

成り立たなくなるわけですよ。

七万数千件の警察庁に寄せられた情報の中で、立件につながつたものは五十件である。要するに、立件された件数が五十件である。違うんですか。(米田政府参考人)「ちよつと一言御説明を」と呼ぶ)いやいや、私は誤解してないですよ。複数の情報も合わせて五十件なんです。よう。(米田政府参考人)「違います」と呼ぶ)では、この表は間違っているんですか。

○米田政府参考人 本心に申しわけございませ

ん。五十一ページに書いてございませうように、直接の端緒として事件検挙に至つたケースが五十件でございます。平成十二年の三件から始まつて平成十八年が五十件になつてゐる、この表を何で載せているかといふと、実は、そういうふうな捜査のどの段階で使うかといふのはいろいろございませう。これに役立って立件に至つたケースといふのはいろいろあるんですが、それはなかなか統計上とれない。これは今後の課題として、何とか役立ったものをとらなきゃいけないんですが……(川内委員)いや、役立ったという、端緒として書いてあるじゃないですか(と)呼ぶ)端緒というのは、まだ何も知らなくて、初めて知つたのがこれだったということなんです。そうじゃなくて、被害届が先にあって、それでこの届け出情報があるから立件に至つたというのはいくらに入らないんです。そういうことで、検挙にはいっぱい役立っているということでございます。

○川内委員 無駄なことと時間を使わないようにしていただきたい。

私もさっきから言つてゐるじゃないですか、私も昔銀行員だったころ、警察の方が銀行にいらつしやうて一生懸命調べていることを知つてゐます。被害届があつてそういうものを調べること、別に本人確認法がなくなつてゐるのではありません。本人確認法をつくつてゐるのはなぜですか、それに基づいて規制を強化したのはなぜですかというのを聞いてゐるわけで、それに対する合理的

的な説明を求めているわけです。

では、もう一点聞かせていただきますが、とにかく、この五十件の中に、テロ対策もなければマネロン犯罪もないということは御答弁になられたわけですね。ちよつと確認します。それはそうですということですよ。

○米田政府参考人 そうでございます。過去にはございますが、昨年中はマネロン犯罪はありませんでした。

○川内委員 過去にはあったのかもしれませんが、それは私はちよつと聞いておりませんので。とにかく、昨年の五十件でいえば、テロ対策資金なりあるいはマネロン犯罪であるというものの立件は、この本人確認法に基づく疑わしい取引の届け出を端緒とするものからはなかった。さらに、国際的な要請にも法的拘束力はない。

では、何でこんな、国民の皆さんに、年間三千万件ですよ、三千万件を超える、約三千万件の十万円以上の現金振り込みについて本人確認を求める、これは全く立法事実がない中で規制が強化されたということはお認めになられますか。立法事実はないでしょう。こういう規制を強化する立法事実がありますか。これは金融庁ですよ、金融庁がやったんですから。

○畑中政府参考人 お答えを申し上げます。

FATFの勧告におきましては、FATF参加国に対しまして、金融機関が行う一千米ドルあるいは一千ユーロ相当額を超える電信送金について、本人確認の強化等を二〇〇六年末までに実施することを求めているところでございます。この勧告を適切に履行するためには、現金で十万円を超える振り込みを行う際には送金人の本人確認を一律に行う必要があるということで、この施行令の改正をしたところでございます。

○川内委員 いやいや、その勧告には法的拘束力はないということをしき確認したんです。さらに、そういうことをやる国内においての立法事実がありますかということをお願いいたします。立法事実はありませんかということをお聞きしたい

けないですよ。だって、ないんだから。

○畑中政府参考人 私が答えしておりますのは、一月の施行令の改正の経緯でございます。理由をお答えしております。今回の新法の立法事実について言及しているわけではございません。

ただ、この小口取引、十万円ということでございます。そういう小口について、テロリストや犯罪者による金融機関の利用、悪用といえます。か、こういったものはあるのかどうかということでありました。大口の取引に限らず、例えば数十万円といった小口の取引も存在し得るものと考

えられるところでございます。したがって、今回の施行令により本人確認の強化、十万円超でございますが、これにつきましては、疑わしい取引として届け出が行われる情報の正確性あるいは精度の向上を含めまして、マネロンあるいはテロ資金供与の防止に効果があるものと考えているところでございます。

○川内委員 今、立法事実はあるのだという御答弁だったと思いますが、疑わしい取引の届け出に関する情報を端緒とした事件としては、平成十八年に五十件を立件した。先ほど警察の局長さんも、端緒となったものの中にはテロ対策もマネロン犯罪もなかったが、情報の中にはテロ対策なりマネロン犯罪に関する届け出があったのだというふうに御答弁されています。

それではお聞きいたしますが、平成十八年の七万一千二百四十一件警察庁に寄せられた情報のうち、テロ資金供与と麻薬などのマネーロンダリングに係るものが何件あったのかということをお具体的に数字でお答えください。

○米田政府参考人 ちよつとその数字はございません。また、そのお金がテロ関係、麻薬関係というようになかなか明確に分けられることもないと思いますので、なかなかそれはお答えが難しいのではなからうかと思ひます。

○川内委員 そもそも、あるんだというんだったら、件数ぐらい国会で聞かれたら答弁していただ

くのが私は本当ではないかなというふうに思ひます。

きょうは、ほかにちよつとお聞きしたい論点があるので、最後に、この問題については大臣の御見解をお尋ねしたいんです。

大臣、年間を通すと三千万件を超える十万円超の現金による振り込みがATMで行われている。しかし、今、質疑をお聞きいただいても、それらのものが、テロ対策であったり、あるいはマネロン犯罪にかかわっているというような立件はなされてない。国際的な勧告も、それは単なる要請であって、国際約束ではない。さらに言えば、このFATFの四十の勧告は、一定の基準額を超える一見取引ということで、金額については、国外送金については千ユーロという数字が出ていますが、国内的な為替については数字は私が出していないというふうに思ひますし、大臣、法律がもし今回成立すれば、本人確認法が廃止され、この今審議している法案に吸収される、ということ、本人確認法の施行令も新たに書きかえられるということになっていくんだらうというふうに思ひます。

私は、大多数の国民の皆さんは健全な金融取引をされていらつしやるわけですから、余りに細かい基準を設けることは、逆に経済の円滑化、金融取引の円滑化あるいは個人の自由というものを侵害するのではないかとおもうに思ひますが、大臣の御見解をお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

○溝手国務大臣 川内先生のおっしゃる気持ちはよくわかりました。私も、もうちよつと金額は大きくてもいいんじゃないかと思つたりしております。ただ、私、定かではないんですが、この話は、もちろん、そのFATFの勧告の中を敷衍した動きであることは間違いないと思ひますが、具体的な法的な根拠は、恐らく金融庁のものとして今後もあるのではないかとおもうので、私がどうこうは言えないのではなからうかなと今は思つてお

ります。ただ、もう少し色がついてもいいなという感じは持っております。

○川内委員 大変すばらしい御答弁をいただいたというふうに思ひます。

国家公安委員長、今後は、この新しい法律案を金融庁とともに所管する大臣が、もうちよつと金額については考えた方がいいのではないかと、このことを御発言されたということで、また警察庁、金融庁でしっかりと御議論をいただきたいというふうに思ひます。

もう一点、疑わしい取引というのは、実は、みんな疑わしい取引、疑わしい取引と言ふんですが、金融庁が出している「マネー・ローンダリング対策」という、これはホームページに、サイトにアップされている文章なんですけれども、その中には、「疑わしい取引の届出の対象となる犯罪を従来の「薬物犯罪」から「一定の重大犯罪」に拡大する」というふうに書いてあるくだりがあるんですね。一定の重大な犯罪につながる疑わしい取引の届け出ということだろうというふうに思ふんですが、私の理解でよろしいかどうか、金融庁に教えていただきたいと思ひます。

○畑中政府参考人 お答え申し上げます。

疑わしい取引の届け出の対象となる犯罪につきましては、組織的犯罪処罰法、これは法務省の所管でございますが、この法律におきまして、犯罪収益の仮装、隠匿の罪、いわゆるマネロン罪のほか、例えば殺人罪、強盗、詐欺、横領等の財産罪、そして覚せい剤等に関連する薬物犯罪等、一定の重大犯罪が規定されているものと承知しております。

○川内委員 だから、今後は金融機関に対して、疑わしい取引の事例集という書き方ではなくて、ガイドラインではなくて、一定の重大犯罪につながる疑わしい取引の事例集という形でガイドラインを示さなければ、これは疑わしいといえれば何でもかんでも疑わしくなるわけで、一定の重大犯罪につながるという言葉が、私は、国民の皆さんの生活の自由あるいは安全を守る意味では非常に大

事なことであるというふうに思いますが、今後は警察庁がガイドラインをおつくりになられると思うので、局長さんに、一定の重大犯罪につながる、あるいはそれに類する言葉を疑わしい取引の前に入れるということをお答えいただきたいと思います。

〔委員長退席、西村（康）委員長代理着席〕

○米田政府参考人 重大な犯罪というのは、組織的犯罪処罰法でその前提犯罪の収益の隠匿、仮装が処罰の対象となっているものでございまして、これに係る疑わしいものを法令上も疑わしい取引と呼んでいるので、疑わしい取引と書いてあるんでしようけれども、そのガイドラインにつきましては、それぞれ所管行政庁が一応表に立つてつくられると思いますけれども、先生おっしゃったこともちよつと頭に入れながら検討してまいりたいと思っております。

○川内委員 よろしくお願いいたします。

何でもかんでも疑わしいとなると、ほんのちよつとしたことが疑わしいということになっていきますので、それは多分、警察庁としても望ましいことは思っているしやらなと思いますので、今の御答弁を踏まえて、大臣からどうぞ。

答弁を訂正されるんですか。では、訂正されるのであれば、今どうぞ。

○溝手国務大臣 済みません、権限がないと言ったのが間違っておりますので、これから金融庁と一緒に我々が協議をしていくんですが、そのときには当然そういう御意見も申し上げたいと思っております。

○川内委員 さらにすばらしい答弁になりました。ありがとうございます。

それでは、次の論点に移らせていただきます。そもそも、こういう国民全体に対して規制を強化するというのではなく、やはり私は、マネロン対策、テロ対策あるいは薬物事犯対策ということであれば、反社会的な勢力あるいは組織犯罪に対してしっかりと対応をとっていく必要がある

のではないかとこのように考えます。

そういう中では、「平成十八年の組織犯罪の情勢」という警察庁のレポートがございしますが、きょうはその中の一節をちよつと読ませていただきますと、「暴力団が暴力団関係企業等を利用して多額の資金を獲得している例として、不動産・証券取引等に係る犯罪の他に、公共工事への暴力団の介入が挙げられる。従前から、公共工事の中には、受注額の一部が何らかの形で暴力団に流れているものがあるとみられていたが、近年、暴力団関係企業や暴力団と結託した企業等が、地方公共団体等が発注する公共工事に着目し、暴力団の威力や影響力を背景として談合するなどして工事を受注し、その対価として暴力団に資金を提供するシステムが構築されていることが明らかにになった例がみられる。」というふうに警察庁のレポートに出ております。

実は私も、暴力団と公共工事のかかわりについて、従来より警察の皆さんと議論をさせていただいているわけですが、昨年五月の本委員会でも、平成十七年六月の国土交通省の通知、「公共工事をめぐる暴力団対策及び建設業からの暴力団排除について」という通知の中の「発注工事等において指名を行わない業者の対象を明確化」という部分で、「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの」という形で「暴力団員」という言葉を使っているという形です。

私は、この言葉を暴力団員等にして、等の中に準構成員も含めるべきであるというふうに提案をしております。警察は、構成員も準構成員も名簿としてしっかりと把握をしていってやるわけでありまして、そういう反社会的な勢力を税金を使う公共工事から排除をしていくということについて、私はしっかりとすべきであるというふうに考えておりますが、国土交通省からは、そのときの答弁では、そういう周辺事態の問題についても積極的に検討してまいりたいという御答弁をいただいております。

さらに、警察庁の先ほどのレポートの中には、暴力団関係企業という言葉の定義に関して、「暴力団構成員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団構成員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ。」というふうに暴力団関係企業を定義しています。

そこで、質問させていただきますが、公共工事から暴力団関係企業を排除していくというのは政府の方針であるということでしょうか。

○溝手国務大臣 年末の犯罪対策閣僚会議においてもその旨を決定しており、政府の方針と考えてもらっております。

○川内委員 溝手大臣、私のような者が大臣に答弁ぶりをお願いするのは大変恐縮なんでしょうが、大事なところでございまして、暴力団関係企業を公共工事から排除していくことは政府の方針であるというふうに正確に御答弁いただけますか。

○溝手国務大臣 そのとおりでございます。

○川内委員 ありがとうございます。

となると、実は、ことしの三月二日に出されております、暴力団資金等総合対策に関するワーキングチーム、これは犯罪対策閣僚会議のもとに設置をされている各省課長級の皆さん方によってつくられている作業チームでございまして、そこには、実は「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」ということが施策として出ておりまして、ここでは「暴力団員等」という言葉を使われているんです。これは暴力団員等が不当介入した場合に排除するというわけであって、暴力団員等が公共工事にかかわっていることそのものを排除することを意味していないわけでございますが、私は、この対策は一歩前進だと評価いたしますが、まだまだ不十分なところがあるのでは

ないかとこのように考えております。

したがって、このワーキングチームはことしの六月に向けてさらに報告をおまとめになられるというふうに聞いておりますが、今大臣が御答弁になられた、暴力団関係企業を公共工事から排除していくことは政府の方針であるということとそのとおりだとおっしゃった答弁を踏まえて、六月に向けてさらに対策をこのワーキングチームで検討していくのかどうかということも、警察と国土交通省からも来ていただいておりますので、御答弁いただきたいと思います。

○米田政府参考人 公共工事から、暴力団はもとより、準構成員あるいは暴力団関係企業等も含めまして、いわゆる反社会的勢力を排除したいというのが私どもの施策の基本でございます。

ただ、個別の施策につきましては、例えば属性によつて区別をしようということになりますと、暴力団というのは法律上の概念でございまして、暴力団というのをまず中心に置いて、それとどういった関係にあるかということも排除していったのが平成十七年六月通達でございます。ことしの三月の通達の方は、これは行為の方に着目をしておりますので、「暴力団員等」ということでも比較的通りやすかったという面もございまして、いずれにいたしましても、私どもも工夫を重ねながら反社会的勢力をこの分野から排除してまいりたいというふうに考えてございます。

○大森政府参考人 お答え申し上げます。公共工事から暴力団関係業者の排除ということについては、国土交通省としてもその方向で懸命に行っているところでございます。

先ほど先生御指摘の本年三月のことでございますが、受注者に対し、暴力団等からの不当介入があった場合における発注者への報告及び警察への届け出を契約の特記事項で義務づけ、これに反した業者には指名除外等のペナルティーを科すということも通達できちつと整理をさせていただいているところでございます。

○川内委員 ありがとうございます。それでは、

さらなる対策の強化を私の方からも要請しておきたいというふうに思います。

それに関しては、今警察の局長さんから御答弁がございましたけれども、準構成員、元構成員については、法律上に定義づけられているものではないので、総合的に判断していかねければならないということでございます。しかし、総合的に判断するにしても、行政の文書の中に暴力団員としか書いていなければ、あるいは暴力団としか書いていなければ、各都道府県警あるいは各出先の地方整備局などは、暴力団あるいは暴力団員だけでいいのだというような解釈をしがちである。したがって、暴力団等とか暴力団関係企業とか暴力団員等と書くことによって、私は、総合的な判断のしやすさあるいは総合的判断の後押しというものを各出先においてやりやすい形をつくっていく必要があるというふうに思いますので、ぜひ御検討方を申し上げておきたいというふうに思います。

最後に、今の問題に関して、国土交通省から出ている通知で、一昨年、平成十七年の六月二日に「発注工事等において指名を行わない業者の対象を明確化」ということで、これは全部言葉が暴力団員になっているんですが、これを暴力団員等に変えて、もう一度各地方整備局なりに発注をされたらいいかということに思いますが、警察としっかり御検討をいただけますでしょうか。

○大森政府参考人 御答弁申し上げます。

先生御指摘の平成十七年六月二日付通達では、「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるもの」を指名から排除するということをうたっております。また、「これに準ずるもの」というものを定義づけているところがございます。

先生の御指摘であります準構成員などにつきましては、これに準ずるものとしてその対象になるものも多いと考えられますが、今後、先生の御指摘を踏まえ、実態にも留意しながら、警察庁とも

連携の上、さらなる対策を検討していきたいというふうに思っております。

○川内委員 ありがとうございます。

それでは、最後の論点でございますが、私の地元鹿児島県の志布志事件についてお伺いをさせていただきます。

志布志事件については、大きく報道されておりますので、内閣委員会の委員の先生方もよくよく御案内のところであろうというふうに思います。無罪判決を受け、検察当局は控訴しないということになり、無罪判決が確定をいたしております。この判決の理由の中では、そもそも犯罪事実の証明がないということも言われておりました。犯罪そのものがなかったのだ、選挙違反そのものが、買収会合はなかったのだということが言われております。

溝手大臣、無罪判決確定という現在の状況を踏まえて、改めて志布志事件に対する大臣の率直な御見解を承りたいと存じます。

○溝手国務大臣 御指摘の事件につきましては、無罪判決が下され、それが確定したわけでございまして、私どもとしても、これは極めて重く受けとめなくてはいいかと思っております。

また、警察におきましても、判決で示された捜査上の問題点については、これを真摯に受けとめ、今後の捜査に生かすべきところは生かしていくという姿勢、実行が必要と考えております。国家公安委員会といたしまして、警察庁に対して、今回の判決を重く受けとめ、各都道府県警察への指導を確実に実施して、その効果が上がるように努めるべきだということを督促して見解を示したところでございます。

○川内委員 続いて、検察を所管する法務省にもきょうお運びをいたしておりますので、法務省からも、無罪判決の確定を受けての見解をお願いしたいと存じます。

○三浦政府参考人 御指摘の事件につきまして、鹿児島地方裁判所におきまして、公訴事実には

掲げられました会合の一部について被告人にアリバイが成立するとしたこと、したがって、その明白調書について信用ができないといったことなどを理由といたしまして無罪判決が言い渡されたものであり、検察側の不控訴によりまして確定したものと承知しているところでございます。

この事件につきましては、自白供述、否認供述、双方の信用性の慎重な吟味やそれぞれに対する裏づけ捜査の徹底に十分でない面があったと承知しているところでございます。検察当局におきましては、今回の無罪判決を重く受けとめ、今後の捜査、公判の糧としていくものと思っております。

○川内委員 溝手大臣からは、今後かかることがないように、各都道府県公安委員会、警察、あるいは警察庁に対して、管理する立場として意見を言つたと、検察、法務省は、今後かかることのないように糧としていきたいということを御答弁いただきました。

それでは、今後このようなことが発生しないようにというためには、なぜこのようなことになったのかということの原因が明らかにされなければならぬというふうに思います。

国家公安委員会には、警察法第五条二項二十三号において、事務を遂行するために必要な監察に

関する権限が与えられており、そして、この監察とは一体何なんだろうと思つてずっと見ていきま

すと、第十二条の二の一のところに、国家公安委員会は、警察庁に対する指示を具体的または個別

的な事項にわたるものとすることができるといふふうに書いてございます。個別的、具体的な事項について調査をすべきであるということを示すことができるという趣旨かと、私、法律の素人

でございますが、そのように理解をするわけでござ

います。警察庁は、溝手大臣の先ほどの答弁を受けて、今回なぜこのようなことになったのかということについてどのような体制で調査を行つていらつ

しやるのか、また、その報告は、民主警察として今後

に生かされるために我々国民にもお知らせを

いただけるものなのかどうかということをお答弁

いただきたいと思います。

○堀田政府参考人 お尋ねの事案につきまして、まずは鹿児島県警の方でしっかりと検討、検証がなされる、委員御案内のとおりでございますけれども、公判の過程から検証し、かつ無罪判決が出た以降につきましても、関係者について事情聴取する、あるいは公判記録等を再度精査するなど、検討しておつたところでございます。

警察庁におきましては、まさにこの鹿児島県警察における検討の結果あるいは状況等も報告も受けながら、私どももいたしまして、その判決文を精査し、また、鹿児島県警察から寄せられた報告等も聞いておるところでございますけれども、私の指示のもとでございますが、刑事局におきまして、捜査一般に関する、特に適正捜査の関係を所管しております刑事企画課と、それから選挙違反

捜査を所管いたします捜査二課、これらのスタッフをもつて、今申し上げたような事案について一つ一つ精査をいたしておるところでございます。

一つは、鹿児島県警の捜査の指揮の問題とか、あるいは判決等でも指摘されております取り調べのあり方、捜査の内容、これは、どういう端緒で、かつ、そういう時点で令状請求をしておるのか等々、そういった問題につきましても個別に協議をさせていただいたところでございます。

総括的なものについていかがかということでございますけれども、通達等にそこら辺のエキスの部分といたしますが、根幹の部分とはしたためまして、先般、各都道府県に通知をしたところでございます。これをもとに、私どももいたしまして、通達、会議はもとよりでございますけれども、個別の管区ごとの指導の教養を別途やっております。このように、幹部による巡回もやっていると

思っております。それからもう一つは、ことしの三・四半期とい

います。十月から十二月にかけて、長官監察、いわゆる業務の方の長官監察の一つのテーマといたしております。

もう一つは、適正捜査、緻密な捜査の推進という過程におきましては、警察大学でことし四月から教養してまいります。その中で、基本課程あるいは刑事の課程のものにつきまして、こういった緻密、適正捜査の推進ということで、二時間、四時間ということで別途新しい科目を設けまして、まさにこの鹿児島県、あるいは先般富山の事案もございました、こういったもののエキスを抜き出して、別途しっかりと教養する。各捜査の指揮官あるいは捜査員一人一人に至るまで十分しっかりと浸透させて、対応してまいりたい、こういうふうと考えております。

〔西村康〕委員長代理退席、委員長着席  
○川内委員 法務省というか、最高検の方の対応というのはいかがでしょうか。

○三浦政府参考人 御指摘の事件につきまして、現在、最高検察庁におきまして、本件を今後の捜査の教訓とするために、当時の捜査、公判の問題点等につきまして精査を行っているというふうに承知しております。

あわせて、最高検察庁から、この事件の主任検察官に対して、証拠関係全体の吟味、精査が不十分であった点について指導がなされるというふうに承知しております。

検察当局といたしましては、今回の無罪判決を非常に重く受けているところでございます。まして、本件の精査を通じて得られる教訓につきましては、今後の捜査、公判の糧としていくというふうに考えているところでございます。

○川内委員 それでは、時間もあと五分ほどでございますけれども、今回、このようなことが起きて、裁判員制度の導入を控えて、警察に対する信頼あるいは検察に対する国民の皆さんの信頼というものが大変重要になるというふうに思います。

大部分の、大部分のというか、すべての警察の皆さんやあるいは検察の皆さんというのは、熱心に仕事をしていたにいて、国民の生命財産あるいは自由を守るために仕事をしていたにいて、しかし、時に組織としてこういうことが起

きてしまうことに對して、幾つか抑止をしなければならぬというふうに思うんですけれども、その大きなツールが取り調べの録音、録画の問題ではないだろうかというふうに私は思います。

法務省は、今、取り調べの録音、録画について試行をしている。しかし、警察庁は、絶対反対というか、取り調べの録音、録画をすると被疑者との信頼関係が築けない、あるいはその他の幾つかの問題がある。

御主張については私もよく理解をいたします。しかし、被疑者から取り調べを録音、録画してくれという強い要望があった場合には、その要望については聞かざるを得ないのではないかと、あるいは聞いてもいいのではないかとこのように思いますが、要望があった場合ということについての警察庁の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○縄田政府参考人 事案の真相を説明していくためには、被疑者の取り調べというのは大変大きな役割を果たしておることは御案内のとおりでございます。

その過程で、私どもといたしましては、被疑者から本当に真実を話していただく、一番事案を知っている者から真実を話していただくためには、やはり取り調べ官と被疑者との間の信頼関係といえますか、こういったのは会話を通じながら醸成をしていく。その会話というの、単に日常的な話じゃなしに、本当に腹を割って、人間と人間がお互いに知り合うといえますか、そういう形の会話が必要であらう、こういうふうに考えています。

そういった会話というのは、自分の過去の経験とか周辺のもの、こういったことも含めていろいろ議論がされるわけで、プライバシーにかかわる言動も非常に多くなるわけであります。

そういったことを経ながら、本当に追及をし、かつ場合によっては説諭をしということ供述を得ていくわけでございますけれども、これは、被疑者の方からぜひとってくれとおっしゃられま

ても、それをもって今私が申し上げたような要素がなくなるわけでもございません。取り調べにやはり支障が出るのは変わりないことと、ございまして、その部分は御理解をいただきたいと思います。

また、私どもでいろいろ申し上げさせていたいたしております中では、やはり組織犯罪の捜査の中では、組長の話とか他の組の話等々、非常に話しづらい部分がある。場合によっては、話してしまえば制裁を受けることがあるということが指摘されますが、これなどは逆に、組の幹部の方、組長の方から、こういう申し出をすることによって自供をさせないような一つの手段にもなってしまうというところもあり得ようか、こういうふうに思っております。

いずれにいたしましても、録音、録画ということになりますと、取り調べ機能が低下することは認めないところであります。捜査上大きな支障が生ずるものと私どもは考えております。

○川内委員 それでは、検察の方から、取り調べの録音、録画について試行をされていらつしやるということでございますけれども、その試行についての現在の状況等について教えていただきたいというふうに思います。

○三浦政府参考人 お答えいたします。検察庁におけます取り調べの録音、録画の試行につきましては、昨年の七月から実施をしているものでございます。検察当局におきまして、裁判員裁判において自白の任意性について迅速かつ効果的な立証を行うための方策の一つとして試行をしているものと承知しております。

具体的には、裁判員裁判対象事件のうち、被告人の自白の任意性を迅速かつ効果的に立証するのにこれを実施する必要性が認められる事件につきまして、取り調べの機能を損なわな範囲内で相当と判断された部分の録音、録画を実施しているというふうに承知しております。

○川内委員 私ども民主党は、取り調べの録音、録画の法案を出させていただいております。さ

ざまな問題はあにせよ、試行錯誤をしながら、少しでも今回の志布志事件のようなことがないようになしていく、あるいは富山の事件のようなことがないようになしていくためにまた今後議論を続けさせていただきたいというふうに思います。

溝手大臣におかれましては、今後とも、民主的な警察組織を管理されるお立場として、しっかりと頑張っていかれることを御祈念申し上げて、終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○河本委員長 次に、吉井英勝君。  
○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。私は、まず最初に大臣に伺っておきたいと思いますが、先ほど法務大臣の方に伺いましたけれども、マネロン対策とかテロ対策を国際的に連携して行う場合、その対策というのは、国際人権基準とか国際人権法、日本国憲法などに合致しているということが前提にならなきゃいけないと思うんですが、この点についての国家公安委員長の考え方というものを最初に伺います。

○溝手国務大臣 今の御質問に対しては、まさに同感であると申し上げるところでございます。

○吉井委員 各国の憲法が違うように、各国の法制度については、実態も違えば、国民感情とか文化、各国さまさまに、その国ごとに実情があるわけですね。やはりそうした実情に即した対応というものを考えていかなくちゃいけないと思うんです。例えば、弁護士士の自治権の強さというのは日本独自の制度と言えますが、そこには日本の司法制度の歴史と実績があるわけですね。

ですから、この点では政府参考人に伺っておきますが、FATFの勧告は、各国の実情を無視してすべての加盟国を一律に縛るものにはなっていないと思うんです。改めて、FATFの勧告には法的拘束力はないということを確認しておきたいと思ひます。

○米田政府参考人 FATF勧告は、現在、事実上の国際的な基準ではございますけれども、条約

ではございません。したがって、法的な拘束力はございません。

○吉井委員 その拘束力はないという理由はどこにありますか。

○米田政府参考人 そもそも、条約として法的に拘束するような性格のものではないと思います。ただし、これは事実上国際的な基準になつておりまして、なかなかこれに真つ向から反するということができません。事実としてはそういうことがございます。

○吉井委員 そこで、国際的に連携してマネロン対策を進めるというのは当然のことだと思ひますが、だからといって国民の権利を過剰に制限することは許されないということが大事な点だと思ひます。

まず、FATFの勧告には法的拘束力はないということを確認したわけですが、次に、FATFは、勧告の実施状況を各国相互で審査して、勧告が未実施の国や地域は非協力国・地域として公表することになっています。非協力国に対して勧告の履行まで加盟身分の一時停止あるいは除名処分をできるというわけですが、これまでにFATFがこうした制裁措置をとったことはありませんか。

○米田政府参考人 除名処分まで至つたわけではございませんけれども、過去に、オーストリアが一九九七年に相互審査を受けまして、匿名口座制度があるということで改善を指摘されました。これに對しましては、これは非常に重大な違反であるということで、議長から懸念を表明するレターが発出され、ハイレベル使節団が派遣をされ、ついに平成十二年、FATF全体会合におきまして、オーストリアが改善措置をとらない場合はメンバーシップを停止するというところまで合意をされました。ただ、その後、オーストリア政府は直ちに法改正を行ひまして、それ以上の事態に至つていないと承知をしております。

○吉井委員 このFATFの勧告には法的拘束力がないことと、勧告を一〇〇%全面実施しないか

らといつて除名された例はないということですが、例えば、弁護士に対する疑わしい取引の届け出の義務化ということについては、先ほどの連合審査のときにも御紹介しましたように、世界の主な弁護士会が、FATFの招待で集まつた二〇〇六年の十一月七日に、弁護士に報告義務を課すことには反対であるということを決めて共同声明を出しているわけですが、アメリカ、カナダでは法制化は未実施ですし、三十一のメンバー国・地域の中で七つが未実施なんです。だから除名されたなどというようないことはまずないわけですね。確認しておきます。

○米田政府参考人 弁護士をこの制度の対象に含めるかどうかということが一体どの程度重大な不履行といふふうに認識をされるかということはいまだこれ、まだ行方はどうなるかわかりません。

いずれにいたしましても、この勧告の改定が行われましたのは二〇〇三年でございます。またごく最近のことでございます。したがつて、これに対する相互審査というのが始まつたばかりでございますので、もう少し推移を見ないと、届け出の制度をとらないことがどの程度の重大なことになるのかということはまだわからないということでございます。

○吉井委員 マネロン対策で国際連携をとつて一緒にやつていくということは必要なことなんです。ただ、同時に、各国の判断が尊重されるべきものだというのもまた大事なところで、まして、国民の人権にかかわつてくる問題ですね。

これは、先ほども大臣は同感だとおっしゃつたように、人権侵害とか侵害するおそれがある、そういうことになつてきた場合には、留保する権利というものが当該国にあるのはやはり当然だ、その部分について国際的に意見が合わなくて留保もあれば、そのことによつて除名ということはないといふものだと思いますが、これも確認しておきたいと思ひます。

○米田政府参考人 条約ではございませんで、留

保ということもない。したがつて、各国がどのような法制度をとるかには自由でありますけれども、そこはその後、相互審査によつていろいろ指摘を受け、いろいろな対策をとられることはあるということでございます。

○吉井委員 次に、特定事業者について聞きたいと思ひます。

法案第二条は、四十三号にわたつて特定事業者規定といふべきもの、四十三職種についてこれを特定事業者と規定しております。法案は、新たに特定事業者として不動産業者、弁護士、司法書士等十職種を拡大していますが、この四十三の特定事業者の企業数あるいは事業者の実数は全国でどのくらいになるのか、その数を伺いたいと思ひます。

○米田政府参考人 まず、現在対象となつております金融機関等、法案でいいますとその項の第一号から第三十三号になるわけですが、これが約二万五千でございます。

あと、全部言つていいますと時間がかかりますので、大口だけ申し上げますと、宅建業者、第三十六号でございますが、十三万件、貴金属等取引業者約六万件、それから弁護士は二万三千人余り、司法書士一万八千五百、行政書士三万九千、公認会計士一万七千、税理士七万といつたようなところでございます。合計しますと約三十九万ということになるかと思ひます。

○吉井委員 監督官庁から集めれば数字は出てくるわけですが、各省の数字を合計しますと、今、特定事業者数は約三十九万、三十八万五千八百九十の企業、個人ということになります。事業所数では幾らになつてきますか。

○米田政府参考人 今、事業者数で申し上げたつもりだったんですけども、何か別のあれでございまいしょうか。(吉井委員)団体、企業数でしよう。事業所数でいつたらちよつと違ふでしよう。と。事業者数で約三十九万でございます。

○吉井委員 各省から報告を求めて集計をしてみれば、団体、企業数でいつたら三十八万五千八百

九十、これは重なるものも当然あるわけですが、事業所数ということで見れば四十八万一千四十九、こういうことになつてくるんじゃないですか。

○米田政府参考人 事業所数につきましては、ちよつと手元に数字がありませんので、お答えはできません。

○吉井委員 立法をされていく中で、これは私たちが方でも各省庁別にお聞きしていけば、もちろん、一部重複しているところもあれば、こういう数字自身を把握するのがなかなか難しいという省庁もあります。大体集めるとそれぐらい出てくるんですね。四十八万ぐらいの事業所数というのは出てくるわけですか。ですから、そういうことをきつとつかんで取り組むことがまず警察庁には求められてくると思ひます。

総務省の企業統計調査を見ると、二〇〇四年の全企業数が百五十三万ということになりますから、今おっしゃつた約三十九万、三十八万六千というこの数字でいつたとしても、全企業の二五%、四企業に一企業という割合ですね。それで、疑わしい取引の届け出義務のかかる企業というのは、今も幾つか例を挙げられた、宅建建物取引業者の十三万一千、貴金属取引業者の六万、貸金業者の一万四千など、これは数の多いところの話ですが、そのほか合算すると約二十二万ということ、全体の一四%に相当するかと思ひます。中には監督官庁が全く把握できていない特定事業者があります。

総務省に伺つておきますが、電話受付サービス業、電話代行業の監督官庁ということになるんですが、事業者数を把握できない理由はどういうところにありますか。

○桜井政府参考人 お答えいたします。電話受付代行業は、総務省が所管する電気通信事業には該当いたしますけれども、電気通信事業法上の登録または届け出というものがないと電気通信事業とされております。また、事業者団体も存在していないということもございまして、この

ため事業者数の数字を把握できていないものでございます。

○吉井委員 事業所数の数も把握できない、事業所も把握できない。しかし、今度、この法律で課せられた義務を守らせなきゃいけないわけですね。

では、その所管の総務省としては、どうやってこれに対して指導するとか啓蒙するとか、それをやっていくことになるんですか。

○総務省参考人 お答えいたします。

総務省では、法案の作成過程におきまして、電話受付代行業への義務の導入に当たりまして、昨年八月、警察庁及び経済産業省と連名で、この義務対象に電話受付代行業を追加するというものについてパブリックコメントを実施しております。また、九月には事業者向けの説明会を開催しております。また、九月には事業者向けの説明会を開催しております。また、九月には事業者向けの説明会を開催しております。また、九月には事業者向けの説明会を開催しております。

特に、この法律施行までの間に、それぞれ疑わしき取引の届け出の義務の内容を明確化したガイドラインを作成するというふうになされているということとございまして、その際にも、パブリックコメントを聴取する、あるいは説明会を開催するなどの周知徹底を図ってまいりたいというふうを考えております。

○吉井委員 何とも頼りない話なんです。そもそもどういう業者があるかわからないから、数もつかめていない。これは総務省所管の話ですが、このほかにも登録や届け出が必要ない企業というのはいくらあるわけですね。

つまり、監督官庁ということは一応なっているんだけれども、その監督官庁が把握するのがなかなか難しい事業者、こういう業種の事業者が法律で課せられた義務を守らせるためにどうやって指導や啓蒙をしていくのかということについて、これは法案の所管の警察庁の方に伺っておきたいと思っております。

○米田政府参考人 確かに、事前の登録とか届け出があれば業者の把握はしやすいわけでありま

けれども、それは所管の省庁で電話帳あるいはネット上でも、私ども、その種の業者は大体二百ぐらいは確認しておりますけれども、そういったものを把握しながら事業者が幅広く呼びかけて、いろいろ啓蒙活動をやっていくわけなのであると考えております。

もちろん警察としても、例えば事件捜査等々でこれらの事業者に関する事実を把握するということはありますので、所管省庁とよく連携をとり合って、法の施行に努めてまいりたいと考えております。

○吉井委員 マネロンとかそういうことで一番危ないというか利用しようとする連中が、実はその電話代行業者のところを使ってくるのか、あるいは、監督官庁は一応あるんだけれども、つかみ切れていない事業所、そういう事務所を使ったりしてやってきよるわけですね。

そうすると、そこに対してこの法律で課せられた義務を守らせるということについては、どういうふうにならざるやとていくのかということをもう少し明確にしないと、ちゃんとしているところだけは監視が厳しくなると、一番問題のある連中が、そこがマネロンで一番問題になるというところは穴だらけというんだとしたら、これはこの法律がそもそも穴だらけの法律ということになってしましますから、こういう業種の事業者が法律で課せられた義務を守らせるためにどうやって指導、啓蒙するのか、もう少し、なるほどと思うような説明をしてください。

○米田政府参考人 本来、登録や届け出の制度をつくればよろしいんですが、これはこの法案とはまた別途の議論ということで、将来そういうことはあり得ると思っております。

先ほども申しましたように、そういう事前の規制の仕組みがなくても、それはもちろん規制、仕組みがあった方が把握しやすいわけでありまが、仕組みがなくても、そこは所管省庁でよく努力をされ、そして警察といたしまして、それを支援するという形でこれらの業者の監督に努めて

まいりたいというふうを考えております。

○吉井委員 そうすると、この法案十三条です。行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対しその業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。としていくわけですが、特定事業者がそもそもそこにいるかわからないのですから、報告を求めることはできないというふうになつてきますね。

疑わしい取引の届け出をしなくてもわからない、法案を作成した警察庁がこの場合どういうふうに対応していくのか、そこをきっちりしておく必要があると思うんですが、これはどういうふうにしていくんですか。

○米田政府参考人 行政庁は、この法律の施行に必要な限度におきまして、報告聴取、資料提出を求めることになろうと思っております。その際は、できる限り把握した業者についてということになろうと思っております。

警察の場合、これに御支援するとすれば、事件捜査の過程でマネーロンダリング事件に利用された事業者というふうなことがありますれば、では、その事業者はちゃんと守っておたのかというふうなことで、その事業者の監督官庁と連携をして、そしてその業の適正に努める、こういうことはあるかと思っております。

○吉井委員 できる限り把握と、それはそうだとすると、問題は、この把握できないところが一番問題を起こしよるところなんです。できる限り把握できるようなのは、大体、全部が全部じゃないにしても、おおむねまともに問題を起こさぬとやるようなところだと思っております。その把握できないところの問題なのに、警察庁の方には、こういう監督官庁が把握できない業種を特定事業者として届け出義務をこの法律で課しているわけですから、その意味はどこにあるんですか。

○米田政府参考人 確かに、その事業者の実態が把握できる仕組み、事前規制の仕組みがあれば、それはもちろん業者の把握という点では望ましい

わけでありますが、それはまた別途の議論で、またそこまで規制していいかというお話はあろうかと思っております。

いずれにしても、その事業者は、今のところは、例えば本人確認不要、身分証不要、そのバーチャルオフィスで会社登記ができますといったようなことを宣伝しているようなわけでありま。そういうふうな表に出ているものは、これは全部把握できるわけでありま。もちろん、それで完全とは言わないまでも、相当、そういうマネーロンダリングに利用されるというふうな実態は防止できるものと考えております。

○吉井委員 よく言われる振り込め詐欺の事件例などに見られるように、要するに、犯罪者集団に知らしめて抑止する、そういう意味がある、そこに期待をしている、今のお話は大体そういうことですね。

○米田政府参考人 その業の実態が、犯罪者集団だけではなくて個人の犯罪者もいるかもしれないけれども、そういういわば犯罪に利用されかねない、犯罪のインフラになるような、そういう宣伝をしているというところが防がれるというのは、大変治安上も大きな効果ではあるかと考えております。

○吉井委員 要するに、抑止効果ということなんです。届け出義務を課すことによって抑止効果があるということなんです。ということは、監督官庁も把握できない業種、特定業者でも抑止効果ありなんです。監督官庁が把握できる特定業者ならなおのこと効果ありということになつてきて、要するに、別に警察じゃなくて、監督する特定行政庁への届け出義務を課すことでも同じ効果があつたということになつてくるんじゃないですか。

○米田政府参考人 ちよつと御質問の趣旨がいま一つよくわかっておりませんが、郵便物受取・電話受付代行業につきましては、現在のところ、すべての業者がそうだとはいいませんけれども、まさに犯罪インフラになり得ると言わんばかりの宣

伝の仕方をしていられるものもある。そういったものが今まで全く何の規制もかかっていないわけでございます。今回の立法によりまして、それは相当に効果があるだろうというように考えております。

しかし、それは事業者ごとにいろいろ事情は違うわけでございます。今申し上げたのと同じような効果があるというわけではございません。しかしながら、このマネーロンダリング防止のいろいろな法律上の措置をとっていただくということは、これはその事業者がマネーロンダリングに利用されにくくなるという意味での防止効果はあろうかと思えます。

○吉井委員 どういう業者があるか、実数も実態もなかなかつかめないというものも含めて、要するに、今度届け出義務化するというこの目的は、抑止効果を考えていると。抑止効果があるというのであれば、特定事業者への罰則が必要なのか、こういう問題が出てくると思うんです。届け出事項は疑わしい取引であって、疑わしい取引というのは犯罪ではないわけですね。

ここで金融庁に聞いておきますが、銀行法、本人確認法など、現行法には本人確認等には罰則はついているんですが、疑わしい取引の届け出には罰則がありません。この間、疑わしい取引の届け出には罰則がないけれども、金融庁への疑わしい取引の届け出件数は随分ふえてきている。つまり、そういう点では抑止効果は出ているということになっているんじゃないですか。

○米田政府参考人 これは先ほどもお答え申し上げましたように、米国における同時テロ事件を契機に、いろいろな国際的なマネロン対策というものが大きな課題になったわけでございます。本人確認法の制定ということもございました。こういった中で、金融機関においても、疑わしい取引の届け出ということについて、今まで以上に認識といえますか意識が高まったということが一つあるかと思えます。

それから、私どもも全力を挙げて、この法律の

趣旨等について、いわゆる指導といえますか啓蒙活動をやっておりますので、この辺が効果が出て届け出件数が急速に増加しているということかと考えております。

○吉井委員 要するに、抑止効果があったということですが、現行法では、銀行などの本人確認には罰則はついているが、疑わしい取引の届け出には罰則がない。現行法で、疑わしい取引の届け出に罰則をつけない理由がやはりあるわけですね。これまで、政府の国会答弁を読みますと、「その届け出が何が疑わしい取引に該当するかという、それが具体的な事情によるところが多い場合がございまして、金融機関がケース・バイ・ケースで判断をするといったようなことになりまして、これから一九九一年十月の参議院厚生委員会での答弁ですが、ケース・バイ・ケースで判断するという疑わしい取引というのは、その基準がいまいだから罰則をつけないとしてきたのがこれまでの立場であったと思うんです。今回は、この疑わしい取引の定義には変化はないわけですね。変わりはしないのだけれども罰則をつけたということですね。

これまで、疑わしい取引はその基準がいまいだから罰則をつけない。今度は、その疑わしい取引の定義は変わらないのだけれども罰則をつけたということですから、これは、これまでの政府答弁から見るとおかしいと思うんです。変わっていると思うんですが、これはどうしてこういうことになっているんですか。

○米田政府参考人 今度罰則がつけられていない理由は、委員御指摘のとおりでございます。今度の法案でも罰則はつけられておりません。そこには何の変更もございません。

何が変更があるかという点、現在は各業法、銀行法等による行政処分の規定で担保をされ、その行政処分の違反に対して罰則がつけられている。今回は、この法案の中では正命令によって担保され、その正命令の違反に対して罰則がつけられているという、そこに違いがあるだけでござい

ます。

○吉井委員 確かに、制度的には直罰ではない。しかし、これは実質的には直罰なんです。十三条で、行政庁は特定事業者に対しその業務に関し報告、資料提出を求めることができる、十七条の二項で、公安委員会は報告、資料の提出を求めることができる。上で、二十四条で、その十三条と十七条二項の報告、資料提出をしない者に對して一年以下の懲役、三百万円以下の罰金または併科という罰則がつけられているんですね。つまり、その行為は、届け出を出さないという行為に對して行われるという点で直罰と実質的には変わらないということになってくるんじゃないですか。

○米田政府参考人 今委員おっしゃいましたのは、行政調査に対する罰則であると思えますけれども、それは行政調査によつて得た資料というのは、行政調査の目的である、例えば、所管行政庁であれば行政処分のため、そして国家公安委員会であれば行政処分の発動を促すための意見陳述のためのみに用いられるものでございまして、今議論になっておりますのは、疑わしい取引の届け出でござい

ます。疑わしい取引の届け出は、疑わしい取引の届け出として所管行政庁に届け出をされ、そこからF I Uである国家公安委員会に通知をされ、そして捜査に使用される。このルートはこのルートでありまして、その行政調査の資料とは全く別のものでござい

ます。

○吉井委員 疑わしい取引というのは、これは犯罪ではないわけですね。民間の契約取引というのはプライバシー情報なんです。これを罰則をもって届け出を強制するということは、プライバシー情報の強制収集ということになってくるんじゃないですか。

では、強制と言われれば強制的なものでござい

○吉井委員 これは単なる行政処分、行政措置の範囲じゃないんですね。民間の契約取引というプライバシーにかかわるものについても罰則をもって届け出を強制する、実質的にはこれは直罰があるよということでもって強制するということ形になっている。犯罪を犯しているわけじゃないのに、疑わしいというだけであり、しかも罰則はある、そしてプライバシーの侵害の強要が行われていくというところが、私はこの法律の非常に問題のあるところだと思えます。

次に、こうした莫大な取引情報とか個人情報全部が捜査機関である警察の監視下に置かれるという問題が次に出てくると思えます。F I Uを金融庁から警察庁に移管するという理由なんです、が、どうも伺つておつてよくわからないんですが、警察庁が所管しないとF A T Fの勧告に反するということになってくるんですか。そうじゃないと思うんです。

○米田政府参考人 F A T Fの勧告では、各国がそういう届け出情報の集約、分析を行う機関を設けなさいということでもございまして、それは各国の実情、法制度によつて決められるべきものでござい

ます。それは各国ばらばらでございまして、先ほども御答弁したと思いますが、現在、三十一の国・地域のF A T F加盟国の中で、捜査機関と言えものにF I Uを置いている国は十七あるということでもござい

ます。

○吉井委員 警察庁への移管は勧告の内容に関係なく行つていくというもので、不動産業や貴金属商が対象になったからといって警察がF I Uを所管する理由にはならないと思うんです。だから、これは例えば第三者機関をつくつてもいいし、法務省なりなんりのところで考えてもいいわけですが、金融庁がやっても何ら問題ない。専門的な分野の職員が必要だったら、国土交通省、経済産業省、この法案提出に関係している各省庁の専門的な分野の職員がそれぞれの省から出向す

れば、これはやっていけるというものじゃないですか。それじゃまずいんですか。やっていこうと思つたらやっていける話ですね。

○米田政府参考人 これは、一つは政策判断でありまして、どこの省庁よりもテロ、組織犯罪の知見を有する国家公安委員会が適当であろうということで、内閣官房の方で調整をされた。私どもの方としては、それをお受けしたということでございます。

出向させて対応するという選択肢、これはなかなか、私どもでもできるだけ実はそのような選択肢をとりたいたいと思つておるんですけども、やはり専門的知見を持った職員に集まっていたかどうかというのは重要なことであろうと思ひます。ただ、F・I・Uたる機関が例えば国家公安委員会なら国家公安委員会についておらないと、その持つ持っている情報、そのデータベースとのリンクとといったようなことはなかなかやはりやりたいわけでありまして、人の面では出向職員というのは大変魅力的なことでもございまして私も活用したいと思つておりますけれども、それはそういう任務を持つている機関にF・I・Uをつけるというのがやはり適当ではなからうかと思ひつてございします。

○吉井委員 これは国家公安委員会、警察庁の方に移さなくてもやっていける、今の話からしてもそういうものなんですよ。

法案十七条では、国家公安委員会に強力な権限が与えられておりますが、まず第一項で、国家公安委員会は、特定事業者が規定に違反していると認めるときは、行政庁に是正命令や業務停止処分を行うよう意見を述べることができるとしてあります。すなわち、国家公安委員会は、本人の確認記録の保存、取引記録の保存、疑わしい取引の届け出等に違反していると認めるときに行政庁に意見を言うことができるというわけですが、この具体的なケースとして、どういう状況を考えて規定しているわけですか。

○米田政府参考人 マネーロンダリングというものが非常にいろいろな業種を使う、匿名口座に入

り、そこからまた送金をされ、そこから不動産に投資をされ、不動産からまた現金になつてというように、転々と流通をするというようなことを考えますと、何か例えば警察で大きなマネロン事件を摘発した、それで、どうしてこれが今までわからなかったんだらうということの問題意識を持つ、どうもここかこの事業者がそういう意味では届け出義務あるいは本人確認といったようなことを全くとっていただけないのではないか、そういう具体的な問題を把握した場合に、その所管の行政庁に対して意見を述べることができると考えておるわけでございます。

これは、それぞれの事業者をそれぞれの所管行政庁によつて監督をしていただく、その方が、日ごろからなじみもありますし、業の実態もよく御存じであるということできめ細かい指導ができるということですが、そういう仕組みをとつておるわけでもございしますが、片や、マネーロンダリングというのは多数の事業者にわたるといふ可能性がありましますので、全体を見るためにそれを補完するというシステムがどうしても必要である、そこがこの意見陳述の規定でございます。

○吉井委員 この十七条、「国家公安委員会は、特定事業者がその業務に関して前条に規定する規定に違反していると認めるときは」ということなんでしょうが、この「違反している」、要するに規定違反を確信したときの話ですね。これは、一〇〇％規定違反とみなすことができたときなのか、それとも、規定違反の疑いありと見たときもこれに入ってくるのか、これはどういふふうになるんですか。

○米田政府参考人 これはやはり確定的に規定違反であると認めたときでございします。そのため、事実関係を確定しなければなりませんので、行政調査の規定が設けられているわけでございます。

○吉井委員 いや、逆に、調査をしてこれは確定的に規定違反となるわけでしょう。調査をしなかつたらそれはまだ疑いの段階なんですね。規定

違反の疑いありということで、それで調査をするということですね。

○米田政府参考人 もともと行政調査というのはそういうものでございまして、この場合は、何らか具体的な問題を把握した、しかしながら、事実関係を確定しなければ意見陳述までは至らない、その事実関係の確定のために調査を行うというものでございします。

○吉井委員 今おっしゃつたように、一〇〇％規定違反ということになつていわけじゃないんです。しかし、疑いありということ、この十七条の二項でまた、「国家公安委員会は、前項の規定により意見を述べたため必要な限度において」と。つまり、疑いありなんですけど、疑いありで意見を言うためにかなり規定違反の確信を持たなきゃいけない。そのために、「特定事業者に対しその業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又は相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示する」と。

つまり、疑いの段階で意見を述べることではできないから、だから、疑いの段階なんだけれども意見を述べるためにということで警察に調査をさせる、こういう仕組みになつているんですね。

○米田政府参考人 先ほども申し上げましたように、国家公安委員会がどこかの特定事業者に関して具体的な問題を把握した、そしてそれを意見陳述しようと思ふ場合は、事実関係を確定しなければなりませんので、その限りにおいて、意見陳述に必要な限度において調査を行うというものでございします。

○吉井委員 だから、疑いありということで、確定するために警察に調査をさせる、そしてその調査ということについては、これは二十四条で、この二項は警察に調査させることができるというもののなんですけど、二十四条で、十七条二項違反については一年以下の懲役、三百万円以下の罰金、または併科。つまり、直罰で警察調査ができる、こういう形になつているんですね。

○米田政府参考人 これは一般の行政調査の規定

と全く同じでございます。調査権限があり、それに違反をされればそこで罰則ということになるわけでございます。

○吉井委員 一般の行政調査とはおっしゃるんですが、要するに警察の調査なんですよ。

それで、この調査の結果何もないとき、違反がないということになったときに、これは公安委員会には何か、責任なりなんなり問われることになるんですか。

○米田政府参考人 ちよつと問題設定がよくわかりませんが、調査の結果問題なし、具体的に問題を把握したのだが調査の結果はそこまで確定に至らないということは、これは間々あることでございまして、責任問題ということには直ちに、普通のケースではならないものであらうと考えております。

○吉井委員 いや、先ほども鹿児島県志布志の話が川内さんからもあつたわけですけども、あの場合は捜査の手法その他、皆問題なんですけれども、要するに今度の場合は、疑いありということ、一般の行政調査と同じだといつて警察の警察権力による調査というものが入るわけですね。このときに、しかもこれは直罰がありますよということでもって警察調査をやるわけなんですけど、これは令状は要しないんですね。

○米田政府参考人 これは一般の行政調査の一つでございます。当然、令状は必要はございませ

○吉井委員 通常、犯罪捜査の過程でわかつた特定事業者の違反行為を監督官庁に言つて処分を求めるといふことなんですけど、国家公安委員会は、特定事業者が本人確認、本人確認記録の保存、取引記録の保存、疑わしい取引の届け出等に違反していると認めるときは、認めるときはといつても、最初は要するに疑いの段階なんですから、それで二項で都道府県警察に調査を行うことを指示できるということで、三項で、都道府県警察は、特定事業者の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他物件を検査、関係人に質問させることができるとして

いるわけですが、この調査の対象は、弁護士及び弁護士法人以外の特定事業者すべてがその対象になりますね。

○米田政府参考人 さようでございます。条文上そのようになっています。

○吉井委員 司法書士、税理士、公認会計士、行政書士及びこれらの事務所も調査対象ということになってきますね。

○米田政府参考人 そうでございます。もちろん、補完的な調査ですからめったに行われることはありませんが、条文上そうなっております。

○吉井委員 この調査は拒否できないんでしょう。

○米田政府参考人 この手の行政調査は直接強制の権限はないとされておりますので、拒否されるのであれば、それは拒否されるということは可能かと思えます。

ただ、そうすると今度は罰則がかりまして、その罰則につきましても、何か正当な理由があるということであれば罰則の適用もない、あるいは立件の価値がないということになるかと思えます。

○吉井委員 今おっしゃったように、正当な理由がなければ拒否できないという、つまり強制力を伴う調査なんですね。これは事実上の捜査と同じということになってくるんです。

憲法が令状主義をとっているのは、人権の侵害を犯さないように裁判所がチェックする、そのためであり、しかし、ここの今の調査は令状が要らないんですよ。しかも強制調査なんですね、拒否はできない。これは大変重大な問題だと私は思うんですよ。この調査は行政に意見を言うための補完的な調査だ、意見を言うための補完的な調査だと言っておたはずなのに、ところが、この特定事業者への是正命令や業務停止処分などは、これはもともとこの法律にあるように監督官庁が行うことになっているんですね。言われるまでもなくやるわけですよ。ところが、ここで言っている

調査というのは、行政に意見を言うための補完的な調査だということでもってやっていくわけですね。

警察は必要な情報を監督官庁に提供し、提供しておればそれはそれでいいんですが、そのための補完的な調査の必要があれば、監督官庁が行うもので、処分を行う監督官庁が調査内容も責任を持って把握するということは、これは処分官庁としては当然やっているわけですよ。ところが、あなた

のところへは、今度は国家公安委員会として、特定事業者がその業務に関し前条に規定する規定に違反していると認めるんだ、認めるからということ

で意見を述べる、述べるために国家公安委員会が警察を使つて調査をさせる。そして、その調査というのは令状を要しない。令状を要しないし、これを拒否したら、その拒否というのは、司法書士であれ、税理士であれ、公認会計士であれ、行政書士であれ、それらの事務所はすべて警察の調査、実質的な捜査の対象となつて、これは拒否できない。こういう仕組みになつていくわけですね。

○米田政府参考人 まず前提として、警察はこの種の行政権限というのをいろいろ持つてございまして、その行政権限ごとに行政調査権がございまして、そしてそれについては、罰則でその調査権限は担保をされているというわけでございます。その一つの環でございます。

先ほど申しましたように、これは各所管の行政庁が適切に指導あるいは是正命令をしていただければ、特に国家公安委員会の出る幕はないわけでございます。ただ、幾つもの事業者をまたがると

いうようなことであれば、なかなか所管の行政庁は自分の縄張りしか見られませんが、これは全体を見る国家公安委員会において見る必要があるということでございます。

そういう意味で、この意見陳述そのものがまず補完的である。その意見陳述をするために事実関係を確定するというのも、これはそれぞれの所管行政庁がやっていただければそれはそれで結構な

んですが、なかなかそこは、やはり所管が分かれていてということにかえつて手間と暇がかかるだろうというようなことで、これはかえつて特定事業者に負担をかけることになりかねない、それで国家公安委員会による調査というのを書いてあるわけでございます。

その際、この十七条の第四項、第五項に書いてございしますように、この行政調査のうち、立入検査につきましても個別に国家公安委員会の決裁をいただく、そして国家公安委員会がその承認をしようとするときは、その所管の行政庁に対してその旨を通知して、通知を受けた行政庁は国家公安委員会に対して協議を求めることができるといふことで、その一つの事業者に対して幾つもの、きょうは所管の行政庁が来て、あしたは何かどこかの警察が来るというふうなことはないように、非常に慎重に、かつ客観性を担保するような仕組みにしておるわけでございます。

○吉井委員 いや、要するに、意見を申し述べることができる、その意見を述べるために調査を国家公安委員会が警察にさせることができる。そしてその国家公安委員会に、今おっしゃったけれども、いろいろ国家公安委員会をきちんと開いてというんだけれども、その事務局は警察庁なんですよ、実質的に。警察庁が段取りをして、国家公安委員会がこれを指示して、そして警察による調査が入つていく、そこには実質的に直罰がある、そういう体系のもとで捜査令状なくこの調査をやつていくことができるという仕組み、これは間違いないんじゃないですか。

○米田政府参考人 この調査というのは、意見を陳述する必要の限度においてということで、これはまさに意見を述べるのみのための調査でございます。もう捜査とは全く関係がないわけでございます。

ましてや、この法体系の中では、普通はこの手のことが問題になるのは、事業者の義務違反に対して罰則もついている、行政処分の対象にもなる、両方がある、そうすると、その行政調査と捜

査の関係はどうなのかということが過去問題になつたわけでございますが、この法体系においては、事業者の義務違反に対して罰則がそもそもついておりません。したがって、捜査との混同ということも本来問題にならないというものでござい

ます。

○吉井委員 もともと、この十三条、報告、十四条、立入検査、それから十五条の行政指導、十六条の是正勧告というふうな、普通の行政庁にもちゃんとこれがあつて、それに従わなければならないと罰則もついているわけですね。それに対して警察の場合は、これまでから、疑わしいということだけで簡単に警察権力を行使して捜査ということはないわけですよ。これは、やはり警察権力というのが非常に強大になつた場合のこともいろいろ問題がありますから、ですから、憲法上、令状主義というものがきちつとされているわけですね。

ところが今度は、その今までの体系とは違う体系を持ち込んできているんですね。なかなか頭のいい人がよく考え出したなと思うんですけども、この十七条一項、二項、三項、そして罰則の規定の二十四条、これらを組み合わせることによつて、実質的には直罰は加わりますよ。直罰の加わる、そして令状の要らない警察の捜査の仕組みというものをつくつてきているというところは、私は、これまでの法律の体系とは随分違うものになつてきていると思うんですよ。

それで大臣、法律の枠組みを変えてしまふという問題なんですけれども、弁護士等五士業に対する疑わしい取引の届け出義務を、当面これは見送つたわけですよ。しかし、これまでのこの委員会での議論の中でも、弁護士を加えるかどうかは引き続き検討する、こういう答弁が繰り返して行われておりました。当面見送つたんですが、五士業を特定事業者と規定したわけですね。規定の方では、特定事業者として弁護士を含めて五士業入っているわけですよ。

これは、一つは特定事業者を密告制度の大枠に

乗せてきているものと言わざるを得ないと思うんですが、今回は弁護士を外しても、FATFのことし秋と言われている日本の勧告の履行状況審査によって、弁護士も加えようという発言があったからということでもって、将来的にこれが追加されるかもしれない。一度密告制度の枠組みができる、そういう問題が出てくるということをややり考えなきゃいけないと思うんですね。

だから、これは大臣は本来国家公安委員会の委員長であって、事務局の警察庁とは違うところに本来あなたはいなきやおかしい人だから、大臣としては、やはり警察権限のこれまでにない拡大とか密告制度の導入というものについて、あるいは憲法の令状主義に穴をあけるやり方については、やはりこういう枠組みでいいのかということを中心に考えなきゃいけないと思うんですね。

大臣の考えを伺いたいと思います。

○溝手国務大臣 お答え申し上げます。

私は、今回の法律が密告制度だとは全く考えておりませんし、警察が捜索するような中身になっているとも思っておりません。これはいわゆる一般の行政調査でございます。先ほど来より部長から説明いたしましたように、所管をどこにするかという議論の中で新しい所管場所として国家公安委員会というものが選ばれたという中で動きでございます。

それともう一つは、国家公安委員会が所管をする、その補佐として警察庁が動くということは、従来のいろいろな便宜的な方法をとるのではなくて、しっかりと警察法の解釈に基づいた役割分担の中で決めているということ、警察法五条三項の仕事として国家公安委員会としてこれと考えているということ、この動きでございます。決して、密告を助長するためとか、あるいは警察の権力を拡大するためにこういう法律をつくったものではないということは強調しておきたいと思えます。

○吉井委員 届け出をして、届け出をしたことを漏らしちゃいけないわけですから、これは密告な

んですよ。

それで、マネーロンダリング対策を国際的に連携してやっていくのは、これは必要なことだと思っているんですよ。ただ、マネーロンダリング対策だということによって理由に警察権限の拡大ということになっていったら、これはやはり筋が違いう。先ほど川内議員からも紹介されましたように、鹿児島県の例とか、警察権限の拡大の中でいろいろな問題が出てきて、現に取り返しつかない人権侵害が行われた事例なども幾つもあるわけですから。だから、警察権限の異常な拡大というのは国民の権利と自由を制限することになってきます。

国民の権利や自由が制限されるという問題については必要最小限でなければならぬというのが憲法の原則です。新しい立法を行うときにはこのことを最大限尊重しなきゃならないというのが憲法十三条なんです。それを、法案の二十四条では一年以下の懲役、三百万円以下の罰金またはこれを併科するという罰則つきで、十七条二項の指示を受けた警察が令状なしに強制調査をする。これはもとより、立法に当たって考えなきゃいけない国民の人権の最大限尊重という憲法の規定からしてもそうですが、憲法の令状主義の立場からしても、やはりこういう法律の組み立て方というものについては、大臣、私は根本的に考え直す必要があると思うんです。

もう一度、大臣のお考えを聞いておきたいと思えます。

○溝手国務大臣 まず冒頭に、吉井委員とお互いに確認したように、人権を尊重し、国民に対して犠牲を強いるような法律であってはならない。そういう立場には立たないということは申し上げたところですが、今回の法案というのは、先ほど申し上げましたように、いわゆる警察の権限を拡大しようというものではなく、国際犯罪に対してしっかりと立ち向かっていくという趣旨の法律でございます。

そして、令状の問題を御指摘でございますが、

今までもいろいろなケースで、令状がなくて調査に入るといことはさまざま法律でもあったことでございます。特に今回、これを利用して警察の捜査権を拡大しようという何物もないということとははつきり申し上げておきたいと思えます。

○吉井委員 冒頭に確認したはずのことと大分違うところへ行っているから私は言っているんです。マネーロンダリング対策を国際的に連携してやっていくのは当たり前の話なんです。しかし、そのことが日本国憲法や国際的な人権を守る基準に照らして、そこ食い違うようなものになっちゃいけないし、だからこそ、これはこれまでの金融庁から警察庁に移さなくても、金融庁のままでもやっても、あるいは法務省でやっても、必要な人々を集めて体制をとることによってやっていけるわけなんです。

それを、そうじゃなくて、今私が問題にしました十七条の二項、三項、そして二十四条のこの仕組みの中で、今度の新しい、令状なしで捜査できる、直罰を背景にして捜査できる、こういう仕組みを導入するということは大変問題がある、このことを指摘いたしました。時間が参りましたので、きょうの質問は終わりたいと思えます。

○河本委員長 次回は、明二十三日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十一分散会





平成十九年四月五日印刷

平成十九年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B